

県土利用に関する施策の現状と課題

平成24年12月

福岡県企画・地域振興部
(総合政策課)

目 次

1	国土利用計画の管理運営について	1
2	利用区分別面積の推移と目標	2
3	福岡県国土利用計画（第四次）に掲げる措置と 具体的な施策の体系	3

1 国土利用計画の管理運営について

県土は、県民の生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であり、現在及び将来における県民のための限られた資源であることから、その利用が有効かつ適切に行われることが県民全体の利益を増進する上で極めて重要です。

県土の利用に関する行政上の長期的な指針である福岡県国土利用計画（第四次）は、平成20年7月に決定された第4次国土利用計画（全国計画）を基本とし、平成21年3月26日に決定されています。

この計画は、県土を取り巻く環境変化と県土が持つポテンシャルを踏まえ、グローバル化への対応とともに、安全・安心、循環と共生、美しさを重視した県土利用の質的向上により、本県の継続的な経済的・文化的発展と豊かな県民生活の実現に資することを目指しています。

計画の内容は、平成29年を目標年次とし、県土利用に関する基本方向や土地利用区分ごとの規模の目標を掲げ、さらにそれらを達成するために必要な措置の概要を示しています。

したがって、計画に掲げる目標等に沿うように県土利用を誘導するためには、国土利用計画自体の管理運営を適正に行い、土地利用の現状や動向を常時把握し、各種土地利用に関する施策を点検し、課題等を明らかにするなど十分な検証を行う必要があります。

この報告書は、上記国土利用計画管理運営事業の一環として昭和57年度から刊行していますが、このたびの作成に当たっては、関係各課（室）の多大な御協力をいただきました。

今後の土地関係行政を推進する上で、御活用いただければ幸いに存じます。

なお、本書で使用している数値については、特に記していない限り、平成24年3月31日現在のものです。

区分	H10	H11	H12
農用地	96,438	95,438	94,713
農地	96,100	95,100	94,400
田	73,800	73,100	72,500
畑	22,300	22,000	21,800
採草放牧地	338	338	313
森林	223,168	223,266	223,266
原野	188	188	188
水面・河川 ・水路	20,867	20,864	20,856
水面	3,495	3,498	3,498
河川	12,443	12,463	12,477
水路	4,929	4,903	4,881
道路	28,262	28,246	28,737
一般道路	24,514	24,612	25,038
農道	2,139	2,012	2,058
林道	1,609	1,622	1,641
宅地	66,668	67,018	67,408
住宅地	39,783	39,993	40,257
工業用地	6,119	6,070	5,991
その他の 宅地	20,766	20,955	21,160
その他	61,312	61,935	61,905
合計	496,903	496,955	497,073
市街地	54,870	54,870	55,735

3 福岡県国土利用計画（第四次）に掲げる措置と具体的な施策の体系

措置（大項目・小項目）・具体的な施策	ページ	所 管 課（室）
I 地域整備施策の推進		
1 アジアを中心とした地域との多様な交流に向けた施策		
① 九州国立博物館による文化交流の推進……………	8	県民文化スポーツ課
② 九州北部学術研究都市整備構想（アジアス九州）の推進 ……	9	新産業・技術振興課
③ 九州大学学術研究都市構想の促進……………	10	総合政策課
④ 国際的な環境人材の育成……………	11	環境政策課
⑤ アジアを中心とした地域との交流推進……………	12	交流第一課、交流第二課
2 先端成長産業の拠点形成に向けた施策		
① 北部九州自動車150万台生産拠点構想の推進……………	14	企業立地課自動車産業振興室
② 先端システムLSI開発拠点の構築……………	15	新産業・技術振興課
③ バイオ産業の集積推進……………	16	新産業・技術振興課
④ 新たなロボット産業の創出推進……………	17	新産業・技術振興課
⑤ ナノテクを利用した産業振興の推進……………	18	新産業・技術振興課
⑥ 水素エネルギー拠点の形成推進……………	19	新産業・技術振興課
⑦ コンテンツ産業の拠点化推進……………	20	商工政策課
⑧ 構造改革特区制度の活用……………	21	総合政策課
3 交通・情報通信体系の整備に向けた施策		
① 道路整備事業の推進……………	22	道路維持課、道路整備課
② 空港機能の充実……………	24	空港整備課、空港利用課
③ 港湾機能の充実……………	26	港湾課
④ 鉄道整備の促進……………	27	企画交通課
⑤ 情報通信基盤の整備・活用……………	29	情報政策課
4 地域及び地域産業の振興に向けた施策		
① 広域的な地域振興の推進……………	30	広域地域振興課
② 特色ある地場産業の育成の推進……………	39	中小企業振興課
③ 都市と農山漁村との交流促進……………	40	農山漁村振興課、水産課
④ 収益性の高い農業の振興……………	42	園芸振興課、経営課
⑤ 農林水産物直売所の整備推進……………	44	経営技術支援課、水産課
⑥ 県産農産物の輸出拡大の推進……………	46	園芸振興課輸出振興室
⑦ 森林施業の共同化・集約化の促進……………	47	林業振興課
⑧ 県産材の需要拡大の推進……………	48	林業振興課
⑨ 九州歴史資料館を核とした文化財保護の推進……………	49	文化財保護課
⑩ 文化財保護の推進……………	50	文化財保護課
⑪ 魅力的な観光資源の開発……………	51	国際経済観光課

II 県土の保全と安全性の確保

1 安全・安心な県土づくりに向けた施策

① 防災対策の推進（１）	52	防
② 防災対策の推進（２）（洪水ハザードマップ作成の促進）	53	河
③ 安全な土地利用の誘導（防火地域等の指定）	54	都
④ 総合的な治水対策の推進	55	河
⑤ 砂防事業及び土砂災害防止対策の推進	56	砂
⑥ 海岸整備事業の推進	57	港
⑦ 道路・橋梁の震災対策の推進	58	道
⑧ ダム建設・広域利水の推進	59	水
⑨ 北部福岡緊急連絡管の整備	60	水
⑩ 水源地域対策の推進	61	水
⑪ 保安林の指定及び機能の充実	62	農
⑫ 治山事業の推進	63	農
⑬ 土砂埋立て等による災害の発生防止	64	農
⑭ 森林保護対策の推進	65	林
⑮ 水源かん養林の整備推進（水源の森基金事業の推進）	66	林
⑯ 森林環境税事業の推進	67	林
⑰ 人工林の適正管理の推進（１）（造林保育事業の推進）	68	林
⑱ 人工林の適正管理の推進（２）（間伐・侵入竹対策の推進）	69	林
⑲ 多様な森林の造成事業の推進	70	林

2 安全・安心な地域社会の形成に向けた施策

① 安全・安心なまちづくりの推進	71	生
② 安全・安心な農産物の提供推進	73	食
③ 災害に強い居住環境の形成	74	建
④ 公的機関による住宅・宅地の供給の促進	75	住
⑤ 住宅市街地基盤の整備推進	76	住
⑥ 福祉のまちづくりの推進	77	障
⑦ 高齢者や障害者の居住に配慮した住宅整備の促進	78	建
⑧ 鉄道と道路の立体交差化の推進	79	道
⑨ 公共駐車場の整備促進	81	都
⑩ 交通安全施設の整備促進（１）	82	道
⑪ 交通安全施設の整備促進（２）（道の駅）	83	道
⑫ 医療提供体制の整備推進	84	医
⑬ 介護施設の整備推進	85	高
⑭ 子育て支援施設の整備促進	86	子

所管課(室)

1

② 産業

⑤

⑦ 土壌

美し

87
88
89

畜産課

畜産課

自然環境課

措置（大項目・小項目）・具体的な施策	ページ	所 管 課（室）
IV 土地の有効利用の促進 1 都市部の整備に関する施策 ① 都市計画法による開発許可制度の適正な運用…………… 125 都市計画課 ② 大規模集客施設の立地誘導…………… 126 都市計画課 ③ 土地区画整理事業の促進…………… 127 都市計画課 ④ 市街地再開発事業の促進…………… 128 都市計画課 ⑤ 商店街活性化の取組支援…………… 129 中小企業振興課 ⑥ 街なか居住の促進…………… 130 住宅計画課 ⑦ 良質な住宅ストックの形成…………… 131 住宅計画課 ⑧ 既存住宅の流通促進…………… 132 住宅計画課 ⑨ 郊外住宅団地の再生…………… 133 住宅計画課		
2 農山漁村部の整備に関する施策 ① 農業振興地域制度の適正な運用…………… 134 水田農業振興課 ② ほ場整備事業の推進…………… 135 農村森林整備課、農山漁村振興課 ③ 農業経営基盤強化促進事業の推進…………… 136 水田農業振興課 ④ 農業水利施設の整備推進…………… 137 農村森林整備課、農山漁村振興課 ⑤ 農道整備事業の推進…………… 138 農村森林整備課 ⑥ 農作業の集約化・法人化の促進…………… 139 水田農業振興課 ⑦ 耕作放棄地の有効利用の推進…………… 140 農山漁村振興課 ⑧ 中山間地域の活性化の推進（過疎地域対策の推進）…………… 141 広域地域振興課 ⑨ 農村集落環境整備事業の推進…………… 142 農村森林整備課 ⑩ 農地・水・環境保全向上事業の推進…………… 143 水田農業振興課 ⑪ 中山間地域等直接支払事業の推進…………… 144 農山漁村振興課 ⑫ 林道整備事業の推進…………… 145 農村森林整備課 ⑬ 漁村集落環境整備事業の推進…………… 146 水産振興課 ⑭ 水産基盤整備事業の推進…………… 148 水産振興課		
3 産業用地の整備に関する施策 ① 工業団地の造成・有効利用の推進…………… 149 企業立地課 ② 工場適地等の指定及び農村地域工業等導入地区設定の推進…………… 150 企業立地課、都市計画課 ③ 工場立地法の適正な運用…………… 151 企業立地課		

措置（大項目・小項目）・具体的な施策	ページ	所 管 課（室）
V 総合的な取り組み 1 土地関連法令の適切な運用 ① 総合的な土地利用調整機能の強化推進…………… 152 総合政策課 ② 地価動向の的確な把握…………… 153 総合政策課		
2 土地利用計画等の整備・充実 ① 市町村国土利用計画の整備・充実の推進…………… 154 総合政策課 ② 土地利用基本計画の管理運営…………… 155 総合政策課		
3 土地利用転換の適正化 ① 遊休土地制度の適正な運用…………… 156 総合政策課 ② 農地法による転用許可制度の適正な運用…………… 157 水田農業振興課 ③ 森林法による開発許可制度の適正な運用…………… 158 農山漁村振興課 ④ 福岡県環境保全に関する条例による 開発届・許可制度の適正な運用…………… 159 自然環境課		
4 県土に関する調査の推進及び成果の普及啓発 ① 土地情報の整備の推進…………… 160 総合政策課 ② 国土調査の推進…………… 161 農山漁村振興課		

- 【大 項
- 【小 項
- 【具体的な
- 【所 管

流に向

国土利用計

○ 九州国立
を行うとと

て発展させるた

現況

「日本文
諸国との文
遣・受け入

平成18年

平成19年

平成20年

平成22年

平成23年

中 国
中 国
ベトナム

課題

九州国立
営計画をス
このよう
化、拡大が

0月

え、翌2

ム、アジア

る。る。

さ

対処方針

現在、韓
究者等の交
各種事業に

さ

関連事業・

- 【大項目】 I 地域整備施策の推進
- 【小項目】 1 アジアを中心とした地域との多様な交流
- 【具体的な施策】 ② 九州北部学術研究都市整備構
- 【所管課】 新産業・技術振興課
(新産業プロジェクト室)

国土利用計画に掲げる施策

- 学術研究機能、都市機能及び産業機能の高度化とネットワーク化を進める九州北部学術研究都市整備構

現況

本構想は、九州北部が有する学術・文化・科学技術
 る7拠点地域を結ぶネットワーク型の学術研究ゾー
 研究拠点の形成を図ろうとするものである。

このため、福岡・佐賀両県の産学官が一体となった
 」を平成4年9月に設立し、構想の早期実現を目指し
 ジェクトの誘致活動等を展開してきた。

その成果として、北九州学術研究都市、むなかたり
 (15年4月 開設)、九州大学学術研究都市構想(17
 国立博物館(17年度開館)、久留米ビジネスプラザ(1
 ター(16年4月開設)、佐賀県立九州シンクロトロン
 S I 総合開発センター(16年11月開設)、福岡バイエ
 る基盤整備は着実に進展している。

なお、推進組織については、平成19年4月から各拠
 整備構想推進協議会」に改組し、各県・拠点市の負担

課題

対処方針

関連事業・財政援助措置等

- 【大項目】 I 地域整備
- 【小項目】 1 アジアを
- 【具体的な施策】 ③ 九州大学
- 【所管課】 総合政策課
(政策推進班)

国土利用計画に掲げる施策

○ 学術研究機能、都市機能及び産
 業ネットワーク化を進める九州北部学

九州) プロジェクト
 として。

現況

1 九州大学学術研究都市構想の
 国が実現を目指す「科学技術
 学術研究都市（アジアス九州）イ
 ンフラ」といった一連の動きを総合的
 的「クラスター」づくりを目指す

、そ
 とらえ、
 にふさ
 た
 パス

2 九州大学学術研究都市構想の
 平成9年9月 伊都土地地区画
 平成17年10月 九州大学伊都
 平成19年11月 産総研水素材
 平成20年4月 福岡市産学連
 平成21年3月 九州大学南口
 平成21年4月 九州大学の全
 平成21年8月 元岡土地地区画
 平成22年4月 水素エネルギー
 平成23年3月 三次元半導体
 平成23年9月 糸島リサーチパーク
 平成23年10月 最先端有機光
 平成31年度 九州大学の伊

事業
 につき事
 ンパ
 ンター・社会システム実証
 ーク
 ンパス
 ンパ
 ーチパー
 ンパス内)

課題

学術研究都市全体を支えるイン
 フラに活かしながら、企業・研究機
 関が進んでいく必要がある。

く

対処方針

移転計画の円滑な推進及び周辺
 地域の将来に関わってくる事柄で
 いく。

ちづく
 こ
 庁内

関連事業・財政援助措置等

- 【大項目】 I 地域整備計画
- 【小項目】 1 アジアを中心とした国際的な環境政策
- 【具体的な施策】 ④ 国際的な環境政策
- 【所管課】 環境政策課
(国際環境協力課)

国土利用計画に掲げる施策

- 県内に集積する高い環境技術を有する従事する人材を受け入れるなど国際による国際貢献を進める。

現況

アジア諸国・地域から今後の環境環境技術、ノウハウを活用した人材築に向けた環境課題解決に貢献する本事業は平成18年度から実施して

国名・地域		18年
中国	江蘇省	4人
	山東省	2人
	遼寧省	1人
	小計	7人
タイ	バンコク都	2人
	中央政府	2人
ベトナム	ハノイ市	2人
インド	デリー州	1人
マレーシア	中央政府	1人
小計		8人
総計		15人

課題

- ・ 帰国後の研修員へのフォローアップ
- ・ 帰国後の研修員とのネットワーク

対処方針

- ・ 福岡県と友好協定を締結している相手国など環境に関する福岡県の特徴を
- ・ そのために研修員をベースとしなが
- ・ 築・維持に努める。

関連事業・財政援助措置等

- ・ 平成23年度は、アジア地域の環境政策を進めるために、中国及び国内から委託
- ・ を開催した。

- 【大項目】 I 地域整備施策の推進
- 【小項目】 1 アジアを中心とした地域との多様な交流に向けた施策
- 【具体的な施策】 ⑤ アジアを中心とした地域との交流推進
- 【所管課】 交流第一課、交流第二課
(中韓班)

国土利用計画に掲げる施策

○ アジア・ユース・カルチャー・センターを通じて、アジアを中心とした地域との若者文化交流を拡充する。

現況

- ・ポップミュージック、まんが・アニメ、ゲーム、ファッション、食文化などの若者文化は、東アジアにおいて、次世代を担う若者の豊かな感性や価値観を育み、共通の文化として急速に発展している。
- ・本県では若者文化の持つ力にいち早く着目し、平成17年度から多言語ウェブサイト「アジアンビート」を開設し、福岡や日本をはじめアジアの若者文化情報の発信など、アジア若者文化の交流に取り組んでいる。
- ・日、韓、中（簡体字、繁体字）、英、タイ、ベトナム語の7言語で発信し、現在までに180以上の国・地域からアクセスされるサイトへと成長している。

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
年間アクセス数 (PV)	55万	60万	125万	208万	675万	1,117万

課題

- ・多言語ウェブサイト「アジアンビート」の海外発信力を強化し、アジアを代表する若者文化情報の発信サイトを目指していくことで、アジア地域の相互理解を進める。

対処方針

- ・アジア各地域の雑誌やイベントなど、メディアとの連携によるクロスメディア策を展開し、「アジアンビート」のアクセス向上に取り組むとともに、福岡・日本とアジア各地域の若者文化情報を双方向で発信することにより、福岡県への関心や好感度を高め交流を促進する。

関連事業・財政援助措置等

- 【大項目】 I 地域振興
- 【小項目】 1 アジア交流
- 【具体的な施策】 ⑤ アジア交流の推進
- 【所管課】 交流第一課
(政策班)

国際交流事業

国土利用計画に掲げる施策

○ 留学生の支援を進めるとともに、

アジアを中心とした地域と学術・スポーツなど目的に応じた交流を推進する。

現況

- ・県内には、東京、大阪に次いで
- ・産学官が一体となって、「福岡
- ・本県は、1981年に米国・ハワイ州
- ・デリー州、2008年にベトナム
- 交流知事会議（九州北部三県・山口
- 自治道）を開催しており、こ

課題

- ・留学生は、卒業後も、本県で高
- として世界を舞台に活躍できる
- ・わが国で最もアジアに近い広域
- 発展するため、友好提携先などアジアの

グローバル

対処方針

- ・将来の高度人材である留学生の
- 就職支援を強化する。また、ア
- 留学生とのネットワークの構築
- ・本県の友好提携先をはじめ、め
- 青少年など幅広い分野で多様な

活躍できるよう、

世界の諸地域

文化、

協力関係

関連事業・財政援助措置等

- 【大】
- 【小】
- 【具体】
- 【所】

2
① 北部九州自動
企業

2 両

国土利

○ 生産
自動車1

クルマ関 と つ

現況

福岡
「地元
からな
北部
メーカ
加え
界最先

産下を一貫

エンジン工場 ハイゲリッ
ト ソフ

自動車
日産自
日産車

トヨタ自

ダイノ

課題

北部が
となつ
積を図

今

ことが必要。

対処方

頭脳
(自動
「自
・

う

・

ユニット下部

開

る

を

(次世
・

けて、

関連事

- 【大項目】 I 地域整備施策の推進
- 【小項目】 2 先端成長産業の拠点形成に向けた施策
- 【具体的な施策】 ② 先端システムLSI開発拠点の構築
- 【所管課】 新産業・技術振興課
(新産業プロジェクト室)

国土利用計画に掲げる施策

- 半導体開発に関する大学などの頭脳資源や半導体関連産業の集積等を最大限に活用し、アジア地域の核となる先端半導体開発拠点を構築する。

現況

福岡、北九州地域における大学等の頭脳資源や半導体関連企業の集積、及び自動車産業の集積等地域のポテンシャルを最大限に活用し、世界最大の半導体産業・消費地に成長したシリコンシーベルト地域（韓国、九州、上海、台湾、シンガポール等を結ぶ地域）の核となる、世界レベルの先端半導体開発拠点の構築を目指す、シリコンシーベルト福岡プロジェクトを推進している。

平成13年2月に産学官で設立した福岡先端システムLSI開発拠点推進会議を中核組織として、研究開発支援、人材育成、ベンチャー育成支援、交流・連携促進を行い、拠点化推進を図っているところである。

企業集積は、平成13年の21社から10倍を越える253社まで増加するなど、着実に拠点化が進展している。

課題

- 文部科学省の知的クラスター（第Ⅱ期）に採択され、毎年約16億円の委託を受け研究開発を行っているところであるが、終了後の平成24年度以降を「集積企業成長期」と位置付けており、海外も視野に入れた製品開発や生産、市場展開ができる企業の育成を図る必要がある。
- 現在、先端半導体の設計から実装・試作、実証・評価までを一貫して支援する拠点として「先端半導体設計センター」、「三次元半導体研究センター」、「社会システム実証センター」を運営し、拠点化を推進しているところであるが、海外も視野に入れた製品開発等を促進するためには、拠点整備のみでは不十分。

対処方針

- 地域イノベーション戦略支援プログラムを活用することで、地域連携コーディネーターを中心として福岡のポテンシャルやこれまでの成果を活かした産学官共同研究体制の構築を行う。その上で、上記3センターを有効活用し、製品開発支援を進めることで、海外連携（海外への市場展開等）が可能な県内企業を育成する。

関連事業・財政援助措置等

- 【大項目】
- 【小項目】
- 【具体的な施策】
- 【所管課】

国土利用計画に

○ 県南久留米を中心とする地域を指す。

などが集積した「バイオクラスターの形成」を目指す。

現況

醸造・発酵食品産出拠点の一大集積（バイオ）

平成13年9月に「バイオビジネスサポートセンター」を中心に企業

こうした取り組みが集積するなどバイオ

研究
ト
業

課題

○バイオ専門人材の育成
今後、地域がクラスターとして発展していくためには専門人材の育成が必要不可欠であるため、人材育成体制の構築に取り組む必要がある。

○国際競争力の強化
アジアの玄関口福岡県の特徴を活かし、韓国、中国等のアジアとの連携を強化するとともに、先進地域である北米や欧州のバイオクラスターとの交流連携強化を通して、国際競争力を強化していく必要がある。

対処方針

○福岡県バイオ産業拠点推進会議を中心に、研究開発支援を継続して実施するとともに、人材育成・国際展開の強化を図っていく。

関連事業・財政援助措置等

- 【大項目】 I 地域整備施策の推進
- 【小項目】 2 先端成長産業の拠点形成
- 【具体的な施策】 ④ 新たなロボット産業の創出
- 【所管課】 新産業・技術振興課
(新産業プロジェクト室)

国土利用計画に掲げる施策

○ ロボット産業の振興により地域経済の活性化を中核として、ロボット製品化のための研究開発、ロボット産業の創出を図る。

現況

本県には、産業用ロボットの世界トップメーカーと九州大学を始めとするロボット学術研究機関とそのポテンシャルを活かすために平成15年6月「福岡県ロボット産業振興協議会」(会長：(株)安川電機取締役社長 津田純嗣)が発信、研究開発の推進、市場開拓支援、社会的啓蒙を図る。

会員数は設立当時の99会員の約3倍となる511会員まで増加し、66テーマ実施してきている。そして、ロボット産業振興策については着実に進んでいる。

ある
ンと
1会員ま
る。

課題

○非産業用ロボット市場が拡大しない
主な要因として、信頼性の欠如、PR不足やビジネスチャンス、明確な市場ニーズの把握やロボットの活用意欲を高めるための支援策の推進し、実証実験についてもロボットの活用が促進される。

中心社

対処方針

本県のロボット関連産業施策については、ロボット産業を中核とする市場開拓支援を継続して実施し、これを推進する。

ト

関連事業・財政援助措置等

- 【大項目】
- 【小項目】
- 【具体的な施策】
- 【所管課】

国土利用計画に携

○ 産業の共通基盤振
 推進会議」を中核、
 進する。

るナノテク

現況

本構想は、産業の共
 ナノテク推進会議」を
 発を促進するものであ
 連では国内でも最大級
 ナノテク産業促進の
 」による資金助成を行
 化事例を創出している
 また、ナノテク製品
 きた。H23年度は西日
 このほか、文部科学
 用した自動車分野にナ
 テクを利用した研究開
 さらに、H23年度には
 機光エレクトロニクス
 の円滑な整備・運営を
 業の研究開発・試作・

行った。

ナノ

ユニ

課題

有機光エレクトロニクスは
 市場規模も2018年には

クスは

こ

ディスプレイ

の

対処方針

最新の有機光エレクトロ
 (OPERA) と一体とな
 ラットフォーム」を構

ロコ

「有機

トロニク

関連事業・財政援

- 【大項目】 I 地域整備施策の推進
- 【小項目】 2 先端成長産業の拠点形成に向
- 【具体的な施策】 ⑥ 水素エネルギー拠点の形成推
- 【所管課】 新産業・技術振興課
(水素班)

国土利用計画に掲げる施策

- 「福岡水素エネルギー戦略会議」を中核に、研究開発・普及事業を総合的に展開し、水素エネルギーの

現況

化石燃料の大量消費による地球温暖化をはじめとする渇や地政学的なリスクなどエネルギーの安全保障が重要な水素エネルギーが注目されている。

このような中、水素エネルギー分野における我が国「研究開発」「社会実証」「水素人材育成」「世界最先端の育成・集積」を5本柱に、水素エネルギーの開発している。

これまで、家庭用燃料電池150台を集中設置する共生水素を活用した「北九州水素タウン」、福岡市と北九州電池自動車等の実証走行を可能にする「水素ハイウェイの実現に向け大きな成果をあげている。

また、水素エネルギー

社会、産開
副科会

課題

- 地球規模での「環境問題」や「エネルギー問題」の解決のため水素エネルギーの実用化は喫緊の課題。
- 水素エネルギー関連事業は多岐にわたり大きな成長が求められる中、世界的な地域間競争も激化。

対処方針

「水素タウン」、「水素ハイウェイ」など水素エネルギー社会を具現化する取り組みに加え、水素エネルギー新産業への中小・ベンチャー企業の参入促進を図るため、「水素エネルギー製品研究試験センター」(2010年4月開所)による製品開発支援などを通じて、水素エネルギー新産業の育成・集積に力を入れていく。

関連事業・財政援助措置等

- 【大項目】 1 地域整備施策の推進
 【小項目】 2 先端成長産業の拠点形成に向けた施策
 【具体的な施策】 ⑦ コンテンツ産業の拠点化推進
 【所管課】 商工政策課
 (Ruby・コンテンツ班)

国土利用計画に掲げる施策

- 「福岡コンテンツ産業拠点推進会議」を中核に、人材の育成・確保やビジネス機会の拡大などを図ることにより、コンテンツ関連企業の更なる集積を進め、コンテンツ産業の拠点化を目指す。

現況

【推進組織】

福岡コンテンツ産業振興会議

設立：平成18年3月28日

会長：杉山 知之 デジタルハリウッド大学・大学院学長

会員数：355企業・団体（平成24年3月末）

事務局：福岡県商工政策課

【取り組み状況】

＜新たなコンテンツの制作支援＞

- ・23年度は県内コンテンツ企業による、ゲームやキャラクター制作など6件のプロジェクトを支援

＜人材育成・確保の強化＞

・デジタルコンテンツ応用セミナー

制作能力を高め魅力的なゲーム製品を開発できる技術者を体系的に育成するための講座を実施
 23年度は年2回開催し、延べ240名が受講

・アジアデジタルアート大賞

アジアにおけるコンテンツ制作拠点「福岡」の地位の向上に資するとともに、若手クリエイターの育成・レベルアップを強化するために実施。23年度は、11の国・地域から874点が応募

・コンテンツ関連産業就職フェア

地元で育成した優秀なコンテンツ関連人材の確保のため、県内コンテンツ関連企業による合同説明会の開催し、企業16社が参加し、314名が来場

＜ビジネス機会拡大推進＞

・福岡県アジアコンテンツマーケット

県内・アジアのコンテンツ企業とビジネスパートナーとのマッチングのための見本市を開催
 23年度は23企業・団体が出展し、7,746名が来場

＜交流・連携の促進＞

- ・福岡の拠点性の発信強化ホームページ掲載情報を充実させ、福岡のコンテンツ産業の取り組みを国内外に発信。

- ・Ruby・コンテンツ産業振興センター入居・会員企業との交流会

課題

業界の早い変化に対応し、本県のRuby・コンテンツ産業を付加価値の高い成長産業として育成するためには、Rubyをはじめとしたソフトウェア産業とコンテンツ産業の振興を一体的に推進することが不可欠

対処方針

R u b y・コンテンツ産業振興センターを中核に国産プログラミング言語Rubyによるソフトウェア産業振興と従来のコンテンツ産業振興を一体的に推進する体制を整える

関連事業・財政援助措置等

- 【大項目】
- 【小項目】
- 【具体的な施策】
- 【所管課】

<p>⑧</p> <p>国土利用計画に掲</p> <p>○ 地域の特性やニ－ 性を図る。</p> <p>現況</p> <p>構造改革特別区域を認める制度である効果及び地域の特 いる。</p> <p>特区の流れは、規 活性化統合事務局、 っている。</p> <p>これまで、21回 ている。(平成24 本県経済活性化の 区に積極的に取り組 ある。</p> <p>その結果、21件 在の特区数は9件と</p> <p>《参考：県内の特区計 一覽》</p> <p>(第1次申請・15年 ・福岡アジアビジネ ・飯塚アジアIT特区 ・久留米アジアバイ (第7次申請・17年 ・久留米市カブトム (第13次申請・19 ・久留米市地域密着 (第18次申請・20 ・粕屋町「みんなでつくる ・川崎町「川崎町地 (第19次申請・21 ・大牟田市あんしん (第24次申請・22 ・自動車輸送効率化</p> <p>課題</p> <p>制度開始から現在に れている。</p> <p>対処方針</p> <p>特例措置の提案制度</p> <p>関連事業・財政援</p>	地	河	な	ま	る きたとこ で	きた。	ら	
	さえ	ちづく	(大牟田市)					
	11(県)							
	まで							

- 【大項目】 I 地域整備施策の推進
- 【小項目】 3 交通・情報通信体系の整備に向けた施策
- 【具体的な施策】 ① 道路整備事業の推進
- 【所管課】 道路維持課、道路建設課
(管理係) (企画調査係)

国土利用計画に掲げる施策

- 高速交通ネットワークを形成する高規格幹線道路や地域高規格道路の整備を促進する。
- 県内各地域間を結ぶ広域幹線道路網の整備や中山間地域振興をはじめとした地域に必要な生活道路の整備を進める。
- 地域の産業や人的交流の活発化に貢献する地域活性化インターチェンジ、スマートインターチェンジの整備を推進するとともに、関連するアクセス道路などの整備を推進する。

現況

道路現況総括表

平成22年4月1日現在 (道路統計年報、道路現況表)

区 分	路線数 (本)	実延長 (Km)	整備率 (%)		改良率(5.5m以上) (%)		舗装率(除簡易舗装) (%)			
			全国平均		全国平均		全国平均			
高速自動車国道	西日本高速道路(株)	4	173.1	-	-	100.0	99.5	100.0	100.0	
国 道	指定区間	国土交通省	10	516.6	39.6	61.7	100.0	100.0	100.0	98.7
	指定区間外	福岡県	15	498.8	67.0		91.2		81.0	
		北九州市	6	110.5	54.1	68.7	89.8	85.8	99.2	86.1
		福岡市	4	34.1	79.0		99.8		100.0	
	計		26	1,160.0	53.9	65.8	95.2	91.7	91.7	91.4
県 道	主要地方道	福岡県	88	1,377.8	58.1		81.9		60.6	
		北九州市	17	152.2	53.1	62.9	72.5	77.3	92.2	72.7
		福岡市	13	92.8	40.8		94.5		95.1	
	一般県道	福岡県	301	1,616.1	57.8		67.5		40.1	
		北九州市	30	98.1	40.0	53.7	49.4	61.0	77.1	54.0
		福岡市	35	149.7	44.3		79.8		81.8	
		計		348	1,863.9	55.8		67.6		45.4
	小計	福岡県	389	2,993.9	58.0		74.1		49.5	
		北九州市	47	250.3	48.0	57.8	63.4	68.3	86.3	62.4
		福岡市	48	242.5	43.0		85.4		86.9	
計		449	3,486.7	56.2		74.1		54.8		
市 町 村 道	北九州市		19,807	3,726.6	-		59.3		28.2	
	福岡市		21,861	3,506.7	-		73.0	56.8	21.5	18.4
	高速道路公社		10	101.3	-		100.0		100.0	
	その他の市町村		85,195	25,011.0	-		62.3		5.3	
	計		126,873	32,345.6	-		63.3		10.0	
総 計		127,352	37,165.4	-	-	65.4	59.9	17.2	27.0	
うち福岡県管理の道路計		404	3,506.6	59.4	-	76.6	-	54.2	-	

- * 路線数は重複しているため、また、実延長は四捨五入のために、各項目の集計は合計と一致しないことがあります。
- * 国道指定区間の国土交通省には公団及び公社(福岡前原道路・二丈浜玉道路)の管理分を含みます。
- * 国道指定区間外の福岡県には公社の管理分(冷水道路)を含みます。
- * 福岡県管理の道路計には国道指定区間の公社の管理分(福岡前原道路・二丈浜玉道路)を含みます。
- * 市町村道の改良率は車道幅員5.5m未満を含む延長で算出しています。
- * 独立専用自歩道は除く。

課題

- 1 高速交通ネットワークを形成する高規格幹線道路の整備
- 2 都市間を連絡し、道路網の骨格を形成する幹線道路の整備
- 3 都市及び周辺の交通混雑を解消し、都市環境の改善を図る道路の整備
- 4 大規模災害時の避難や救助、及び復旧活動等に対応する道路網の整備
- 5 産炭地域振興など地域活性化の基盤となる道路網の整備
- 6 地方定住のための、生活基盤となる道路網の整備
- 7 ゆとりとうるおいのある道路の整備
- 8 余暇、レク・リゾートへの要求に対する道路の整備

対処方針

- 1 東九州自動車道の整備促進
- 2 西九州自動車道の整備促進
- 3 地域高規格道路の整備促進
- 4 都市高速道路の整備促進
- 5 国道、主要地方道等幹線道路の整備促進
- 6 都市への交通の分散を図るバイパス、環状道路の整備促進
- 7 生活に密着した県道及び市町村道の整備促進
- 8 国道及び県道の景観整備
- 9 大規模自転車道の整備促進

関連事業・財政援助措置等

主な道路事業（平成23年度現在）

- ・高規格幹線道路 東九州自動車道、西九州自動車道
- ・地域高規格道路 有明海沿岸道路、黒崎道路
- ・都市高速道路 福岡高速道路、北九州高速道路
- ・一般国道

3号	黒崎バイパス、 博多バイパス、鳥栖久留米道路
10号	豊前拡幅
201号	飯塚庄内田川バイパス、香春拡幅、行橋インター関連
202号	福岡外環状道路、今宿道路
208号	高田大和バイパス、大川バイパス、大牟田高田道路、大川佐賀道路
210号	浮羽バイパス
211号	小石原改良、宝珠山拡幅
322号	香春大任バイパス、千手バイパス、 甘木大刀洗バイパス、八丁峠道路、嘉麻バイパス
385号	三橋大川バイパス、五ヶ山ダム付替道路、那珂川拡幅
442号	八女筑後バイパス、日向神改良
443号	三橋瀬高バイパス、山川バイパス
496号	伊良原ダム付替道路
500号	第二西落合拡幅、小石原川ダム付替道路

- ・主要地方道 筑紫野古賀線、飯塚大野城線、犀川豊前線、室木下有木若宮線等のバイパス整備
福岡筑紫野線、八女香春線等の現道拡幅による整備

【大 項】
【小 項】
【具体的な施
【所 管

国土利用計

○ アジアを
関連するア

現況

本県は、西
の本格的な空港
である。

1 福岡空港
福岡空港は
済・文化の発
に達するなど
そのため、
けて総合的な
総合的な計
について国は
平成21年
岡市で設置し
た。平成22
集を実施した
平成23年
を受けての需
平成24年
必要性に変わ
これを受け
滑走路増設の
また、空港

(施設の概要

- ・空港面積
- ・滑 走 路
- ・エプロン
- ・旅客ター
国 |
- 国 |
- ・貨物ター
国内 |
- 国内 |
- ・路 線 数
国内 |
- 国内 |

2 北九州空港
北九州空港
が可能な空港
24時間利用
めの取り組み
いて航空会社
物専用便の訪

実	1																				
る。																					

ソフトワーク
1年度から
1
システム
西側
アジア太平洋5ヶ
ビジネス
アジア全
9州市、筑田田

<p>また、邦 国内外の</p> <p>(施設の相 ・空港面 責 ・滑 走 ・エプロン ・旅客ターミ ・貨物ターミ ・路線姿 〔か 〔貨</p>		<p>72、</p> <p>ト</p> <p>月</p>	<p>a ×</p>	<p>: 2、</p>	<p>、</p>	<p>2)</p>	<p>(く・金・同) (く・金・土)</p>				
<p>課題</p> <p>1 福岡空港 ・福岡空港 は、空港 不可欠で ・空港利用 必要があ</p> <p>2 北九州空 ・24時間 的な貨物 ・空港利用 ・拡張余地 標である</p>		<p>る</p>				<p>必要である。</p>	<p>成長</p>	<p>必要である。</p>	<p>国</p>		
<p>対処方針</p> <p>1 福岡空港 ・空港容量 短縮やコ ・今年度事業 ら早期完 ・空港機能</p> <p>2 北九州空 ・滑走路延 動を行っ ・航空貨物 拡充及び ・国際・国 アポート</p>		<p>エプ</p>		<p>ス</p>	<p>ット</p>	<p>リ</p>					
<p>関連事業</p> <p>1 福岡空港 ・福岡国 ・独立行 ・国や福</p> <p>2 北九州空 ・北九州 ・国内及 ・北九州</p>			<p>こ</p>	<p>て</p>					<p>。</p>		

- 【大項目】 I 地域整備施策の推進
- 【小項目】 3 交通・情報通信体系の整備に向けた施策
- 【具体的な施策】 ③ 港湾機能の充実
- 【所管課】 港湾課
(港湾係)

国土利用計画に掲げる施策

- アジアを中心とした諸地域との人的交流や物流の拡大に向け、空港や港湾の機能充実を図るとともに、関連するアクセス道路の整備を促進する。

現況

福岡県は、北を玄界灘、響灘、南西を有明海、東を周防灘で囲まれ、古くから物流の拠点として、港が発達している。

現在、国際拠点港湾2港、重要港湾2港、地方港湾5港があり、それぞれが地域の特色に応じた機能を発揮している。国際拠点港湾2港（北九州港・博多港）については、北九州・福岡の両政令市が管理を行い、重要港湾（苅田港・三池港）、地方港湾（大牟田港・若津港・芦屋港・宇島港・大島港）の7港については県が管理している。

課題

- 1 国際交流を支援するための東アジア等とのアクセスの強化
- 2 国内交流を支援するための地域間のアクセスの強化
- 3 成熟化社会に向けた高質な生活空間の実現
- 4 信頼性の高い空間の創出
- 5 生活を支える離島港湾の機能充実

対処方針

- 1 国際拠点港湾（北九州港・博多港）等の整備
 - (1) 北九州港響灘大水深港湾等の整備
 - (2) 博多港アイランドシティ等の整備
 - (3) 関門航路の整備
- 2 苅田港の整備
本航路（-13m）、新松山地区埠頭用地の整備
- 3 三池港の整備
臨港道路の整備等、本航路（-10m）
- 4 地方港湾の整備

関連事業・財政援助措置等

事業等の名称	事業等の内容	事業主体
社会資本整備重点計画	社会資本整備重点計画に基づき、港湾施設の整備を行う。 (H20～24年度)	国 福岡県 北九州 福岡市

- 【大項目】 I 地域整備施策の推進
 【小項目】 3 交通・情報通信体系の整備に向けた施策
 【具体的な施策】 ④ 鉄道整備の促進
 【所管課】 企画交通課
 (企画係、新幹線対策係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 九州の大動脈として地域間交流圏を著しく拡大させ、沿線地域の産業、経済の活性化に大きく寄与し、九州の一体的浮揚・発展を図るため九州新幹線の整備を促進する。

現況

1 鉄道・軌道・新駅設置

県内の鉄道網(軌道含む)は、24路線、総延長約800kmであり、県内外各地域を結ぶ広域ネットワークを形成し基幹的公共機関となっている。

各鉄道事業者においては、鉄道利用者の利便性の向上を図るため、運行本数の増加、新駅の設置、施設改良、新型車両の導入等が進められている。

【県内鉄道軌道路線指標】

事業者	路線名	営業区間	営業キロ	電化率	複線化率	備考
西日本旅客鉄道(株)	山陽新幹線※	新大阪～博多	67.2	100	100	小倉～博多
	博多南線	博多～博多南	8.5	100	100	
九州旅客鉄道(株)	九州新幹線※	博多～鹿児島中央	69.3	100	100	博多～新大牟田 (一部佐賀県内の区 間を含む)
	山陽本線※	門司～下関	6.3	100	100	門司～下関
	鹿児島本線※	門司港～鹿児島	131.5	100	100	門司港～大牟田(原田～ 久留米間 16km除く)
	日豊本線※	小倉～鹿児島	50.0	100	100	小倉～吉富
	筑肥線※	伊万里～姪浜	30.2	100	39.7	姪浜～鹿家 地下鉄1号と直通運転
	篠栗線	吉塚～桂川	25.1	100	0	
	筑豊本線	若松～原田	66.1	52.2	59.6	
	久大本線※	久留米～大分	33.0	0	0	久留米～筑後大石
	日田彦山線※	城野～夜明	61.3	0	0	城野～宝珠山
	香椎線	西戸崎～宇美	25.4	0	0	
	後藤寺線	新飯塚～田川後藤寺	13.3	0	0	
	西日本鉄道(株)	天神大牟田線	福岡～大牟田	95.1	100	61.7
貝塚線		貝塚～新宮	11.0	100	0	
筑豊電気鉄道(株)	筑豊電鉄	黒崎駅前～筑豊直方	16.0	100	100	
甘木鉄道(株)	甘木線	基山～甘木	12.1	0	0	
平成筑豊鉄道(株)	伊田線	直方～田川伊田	16.1	0	100	
	糸田線	金田～田川後藤寺	6.8	0	0	
	田川線	行橋～田川伊田	26.3	0	0	
福岡市(交通局)	1号線	姪浜～福岡空港	13.1	100	100	JR筑肥線と直通運転
	2号線	中洲川端～貝塚	4.7	100	100	
	3号線	橋本～天神南	12.0	100	100	
北九州高速鉄道(株)	モノレール線	小倉～企救丘	8.8	100	100	

注1) 営業キロ数は、県内区間距離(西鉄太宰府線・甘木線は天神大牟田線に統合)

注2) ※の付く路線名の営業キロ数については、県内駅間距離(備考欄 駅間)

新駅設置(平成9年度以降)

駅名	所在	路線	開業	事業者
田川市立病院	田川市	平成筑豊鉄道 伊田線	H11. 3. 13	平成筑豊鉄道(株)
南直方御殿口	直方市	伊田線	H13. 3. 3	〃
上伊田	田川市	田川線	〃	〃
スペースワールド	北九州市	鹿児島本線	H11. 7. 2	九州旅客鉄道(株)
陣原	〃	〃	H12. 11. 21	〃
久留米大字前	久留米市	久大本線	H12. 3. 11	〃
今隈	小郡市	甘木鉄道 甘木線	H14. 12. 1	甘木鉄道(株)
赤	赤村	平成筑豊鉄道 田川線	H15. 3. 15	平成筑豊鉄道(株)

本城
千早
九大
歓遊
しし
久昏
新官
紫

- 2 九州新幹
- (1) 鹿児島
新八幡
児島ル
- (2) 西九州
西九州
実施計画
手され

鹿児
新
船
博
西九州
(博多
武

課題

- 1 居住地域
いく必要が
- 2 交通結集
成を進める
- 3 今後も
- 4 財源問題
っていく。

対処方針

- 1 昭和62年
設置され、
目指すこと
- 2 昭和63年
れ、本協議
ている。
- 3 九州新幹
崎) 建設例

関連事業

泉

そ

比

つ、

中、

を

義会

ことと

「九州新幹線

- 【大項目】
- 【小項目】
- 【具体的な施策】
- 【所管】

国土利用計

- 情報イン
中山間地域
- 高度な情

現況

これまで、
を行ってきた。
っている。

- 1 「ふくお
IT革
である」
・概要

・終了

- 2 情報通
地域間の
るため、
・携帯電
携帯電
(実施状況)

課題

情報通信イ

対処方針

情報通信格

関連事業・

情報通信格差是正事業

⑤				
	る。		ど	する
				うま
	I	目		ファ
	(北九州、福	田川	ーク	ること
	ミを	年11月		
	し	る。	うき うき	若市 崎町
				格差が生じる
	活用により、地域間の情報格差の是正を図る。			

- 【大項目】 I 地域整備施策の推進
- 【小項目】 4 地域及び地域産業の振興に向けた施策
- 【具体的な施策】 ① 広域的な地域振興の推進
- 【所管課】 広域地域振興課
(地域振興第1班)

国土利用計画に掲げる施策

- 地域が持つ産業・観光・文化資源や可能性を発掘し、広くネットワークを形成することによって地域全体としてのポテンシャルを高める総合的な地域振興を図る。

現況

北九州地域のうち、中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町及び遠賀町の1市4町による遠賀・中間地域は、響灘に面する海岸線と、県央を流れる遠賀川の下流域という恵まれた自然の中に位置し、水産物や農産物、歴史ある史跡等を有する豊かな地域である。また、古代から水上交通の要衝であり、明治末期から昭和初期にかけては、遠賀川を中心に筑豊炭田からの石炭輸送も行われた。遠賀・中間地域は、遠賀川からさまざまな恩恵を受けながら、多くの地域資源を共有し、育んできた市町の結びつきが強い地域である。このため、一定の行政事務については広域事務組合を設立し、また、商工会、医師会、JA等の団体も連携して事業活動を行ってきた。しかし、最近の社会経済情勢のなか、当地域では人口減少、商店街の衰退、農家の後継者不足等の問題が生じている。

〈遠賀・中間広域連携プロジェクト推進会議事業〉

- 平成21年度
 - ① 地域資源や地域が持つ潜在能力に関する調査及びそれらを活用した広域振興方策の研究について北九州市立大学に委託
 - ② 地域資源活用振興方策について検討するため、県及び1市4町並びに農協、漁協、商工会議所及び商工会によるワークショップ部会を開催
 - ③ 北九州市立大学の調査研究及びワークショップ部会の成果をもとに4つの実行プロジェクト（「交流促進」「物産振興」「魅力発信」「資源循環」）を構築
- 平成22年度
 - 4つのプロジェクトのうち「交流促進」「物産振興」「魅力発信」の3つのプロジェクトを先行実施
- 平成23年度～
 - 「交流促進」「物産振興」「魅力発信」の3つのプロジェクトに加え、「資源循環」プロジェクトを実施（実施プロジェクト）
 - ① 交流促進プロジェクト・・・おんが、なかま「花のみち」創出事業、ウォータースポーツ推奨事業、遠賀川上流域との交流事業
 - ② 物産振興プロジェクト・・・「おんが、なかま地もの弁当」開発による地もの食材消費推進事業、新おんが・なかまブランドづくり事業
 - ③ 魅力発信プロジェクト・・・シンボルイベント開催事業
 - ④ 資源循環プロジェクト・・・「生ゴミの資源化と地域内循環」による住民参加型地域づくり推進事業

課題

現在、当地域は、北九州都市圏広域行政推進協議会に所属し、北九州市と連携事業を行ってきているが、こうした問題及び歴史経緯を踏まえた場合、北九州市に依存するばかりでなく、地域の1市4町が連携し、地域が自立した立場で地域振興を進めていくとともに、地勢の強みを活かし、海岸線や遠賀川を軸として、福岡都市圏や嘉飯・直鞍地域とも、将来的には連携していく必要がある。

対処方針

県は、遠賀・中間地域の1市4町と連携して、平成21年4月に「遠賀・中間広域連携プロジェクト推進会議」を設立、農協、漁協、商工会、青年会議所、NPO、ボランティア団体などの地域関係団体とも協働して、地域のシンボルともいえる遠賀川や響灘などの地域資源を活用した広域連携プロジェクトを実施し、住民の生活の質の向上と地域の活性化を目指すとともに、住み良いまちの評価を高め、地域外からの交流人口及び定住人口の拡大を図ることとしている。

関連事業・財政援助措置等

- 【大 項
- 【小 項
- 【具体的
- 【所 行

国土利用

○ 地域が
体とし

ネットワークを形成することによって地域全

現況

福岡地域
、東部の三
市への交通
車道の福岡
いる。

なお、精
区切られて
性格の相違
く糟屋中南

- 平成
- ①
- ② 査及
- ③ 耕
- ④ びに
- 平成
- 平成
- (実)

- ①
- ②
- ③
- ④

プ ジェ

町
日
る

中心
を以て九州大

る

R

実行 びか

実行 びか

実行 びか

課題

糟屋中南
では福岡都
報発信して
活かした健

ンブクラ

然等を

対処方針

県は、こ
南部地域広
を活かした
化を目指す
している。

そ クジ

と連携して、 年 4

テーマ
地域

関連事業

- 【大項目】
- 【小項目】
- 【具体的な施策】
- 【所管課】

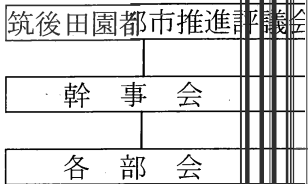
国土利用計画に掲

- 地域が持つ産業・体としてのポテン

現況

筑後地域は、筑後川八女市・うきは市の伝の特色ある地場産業がエネルギー、リサイクル世紀型の産業づくりがこれら筑後地域の持つ面的な広がりを持つを目指す、21世紀型

- 構想の目標像
- 構想の推進主体



- リーディングプロジェクト
 - 筑後広域景観のル川や海、田園、観を、筑後全体の
 - ちくご定住促進フ九州新幹線の全るまちづくりを展
 - ITを活用した筑筑後田園ポータいちご」はポー
 - 筑後の観光魅力発平成23年春の観光戦略を策定す
 - ちくごSOHO村筑後の豊かな自及を目指し、定住
 - ちくご子どもキャ21世紀を担うしながら提供する
 - スローフードによ筑後地域の豊かな様々な体験を通じ的にアピール。
 - 高齢者等徘徊SO徘徊する認知症

ネットワークを形成することによって

さを

ジー産業など

ること
ワーク

進んでいる。

を「ネットワーク都市圏」

(会長

専長

リーディング

している

える

アクセス

し、

る。地域S S「わい

らえ、

し、広域的

を送ることできる OHOの音

ため、市町村、警察、消防、自治会、

い関係機関・団体が連携して捜索にあたる仕組みを広域連携させることにより、誰もが住み慣れたまちに安心して住み続けられる地域づくりを目指す。

課題

実施中のプロジェクトのうち、ちくご子どもキャンパス、筑後スローフードフェスタに関しては、平成23年度から地域でプログラム・イベントに対する補助金を廃止。NPO等民間団体または市町村による自主・自立的な実施体制に移行している。今後は、他プロジェクトについても、順次、NPO等民間団体または市町村による自主・自立的な実施体制に移行していく必要がある。

対処方針

筑後地域で一体的な情報発信を行うことにより、より効果的に各プロジェクトのPRを実施するとともに、筑後全体のブランド力の強化を図る。

関連事業・財政援助措置等

- 【大項目】 I 地域整備施策の推進
- 【小項目】 4 地域及び地域産業の振興
- 【具体的な施策】 ① 広域的な地域振興の推進
- 【所管課】 広域地域振興課
(地域振興第4班)

国土利用計画に掲げる施策

○ 地域が持つ産業・観光・文化資源や可能性を主体としてのポテンシャルを高める総合的な地域振興

現況

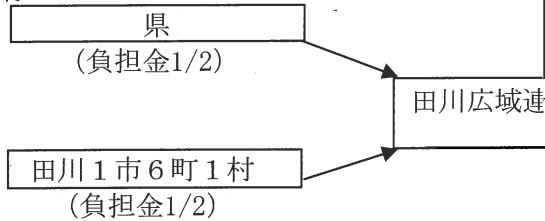
○ 田川地域（田川市、香春町、添田町、糸田町、の支流彦山川流域に位置し、産業観光や近代化不足美しい風景が存在しており、北九州都市圏との連携を推進している。

田川地域の振興については、H18～19年度に「田川地域観光推進協議会」を設立し、田川地域観光より、田川市、香春町、添田町、糸田町、の各自治体と連携し、田川地域観光推進プロジェクトを推進している。

○ 広域連携プロジェクトの推進

- H22年度
県と8市町村は、地域の課題についての共通認識を醸成し、事務レベルで勉強会を開催して検討に努めている。
- H23年度
「田川広域連携プロジェクト推進会議」を平成23年度に開催し、田川地域観光推進プロジェクトの推進を協議している。
- H24年度～
「田川まるごと博物館プロジェクト」及び「田川

* 事業スキーム



課題

○ 田川地域観光戦略が真に地域に根ざしたものであることを検証し、持続可能な仕組みづくりを構築する必要がある。

また、人口減少や少子高齢化の進行、進学率の低下など、田川地域が抱えている課題を解決するためのプロジェクトを推進している。

対処方針

○ 地域一体となり、8市町村の特長を活かした広域的な観光資源の活用と、圏域住民の生活の質の向上と地域の活性化を図る。

関連事業・財政援助措置等

田川地域観光推進プロジェクト	田川市、香春町、添田町、糸田町、の各自治体	田川地域観光推進協議会	田川市、香春町、添田町、糸田町、の各自治体	田川市、香春町、添田町、糸田町、の各自治体
田川広域連携プロジェクト	田川市、香春町、添田町、糸田町、の各自治体	田川広域連携プロジェクト推進会議	田川市、香春町、添田町、糸田町、の各自治体	田川市、香春町、添田町、糸田町、の各自治体
田川まるごと博物館プロジェクト	田川市、香春町、添田町、糸田町、の各自治体	田川まるごと博物館プロジェクト推進会議	田川市、香春町、添田町、糸田町、の各自治体	田川市、香春町、添田町、糸田町、の各自治体

【大項目】 I 地域
 【小項目】 4 地域
 【具体的な施策】 ① 地域
 【所管課】 広域地域
 (地域)

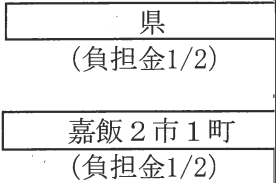
国土利用計画に掲げる

○ 地域が持つ産業・観光・
 体としてのポテンシャルを

現況

○ 嘉飯地域（飯塚市、嘉麻市、桂川町の
 地を活かした田園・穀倉地
 点として、江戸期は長崎街
 近代では、炭鉱により地
 振興など新たな脚光を浴び
 当地域では、H18年3
 は、飯塚市を中心として圏
 や少子高齢化などに加え、
 <嘉飯都市圏活性化推進事業>
 ○H20年度事業
 ・地域資源活用方策の調査
 ・活性化推進組織である「
 ○H21年度事業
 ・「構想」の策定・「先行プロ
 ○H22年度事業～
 ・先行プロジェクトの実施
 ①おいしいもの発掘プロジェクト
 お菓子文化に代表され
 ②遠賀川活用プロジェクト
 遠賀川花のさと創出、

* 事業スキーム



課題

○ 地域の現況を踏まえ、広
 づくりを推進していくとと
 、イメージを向上させる必

対処方針

○ 県は、広域地域振興を推
 」を設立し、まちづくりの
 して、地域資源を活用したプロジェクト
 に、地域外からの交流人口
 施策展開の方向としては
 遺産が脚光を浴び、幅広い
 することでこの大きな流れ
 そのため、地域の特性で
 域内外に当地域の新たなイ

関連事業・財政援助措

- 【大 項 目】
- 【小 項 目】
- 【具体的な施策】
- 【所 管 課】

国土利用計画

○ 地域が持つ
体としてのポ

現況

直方・鞍手地
・伝統産業) あり、福岡都
また、当地
の社会経済情勢
できていない。

○H21年度
県と4市町
ついて、事

○H22年度
「直方・鞍
を策定

○H23年度～
「ものづく
プロジェクト」

*事業スキーム

県
(負担金

直方・鞍手
(負担金

課題

県は、広域的
プロジェクト担
地域資源を活用
もに、地域イメ

対処方針

地域一体とな
圏域住民の生活
を図る。

関連事業・財

- 【大項目】
- 【小項目】
- 【具体的な施策】
- 【所管課】

国土利用計画に

○ 地域が持つ産業
体としてのポテ

現況

県と京築地域の市
で新たな時代にふさ
」を策定、同年6月
推進会議の組織は
係課長で構成する
る。

こつ

マイ都市圏構想

長

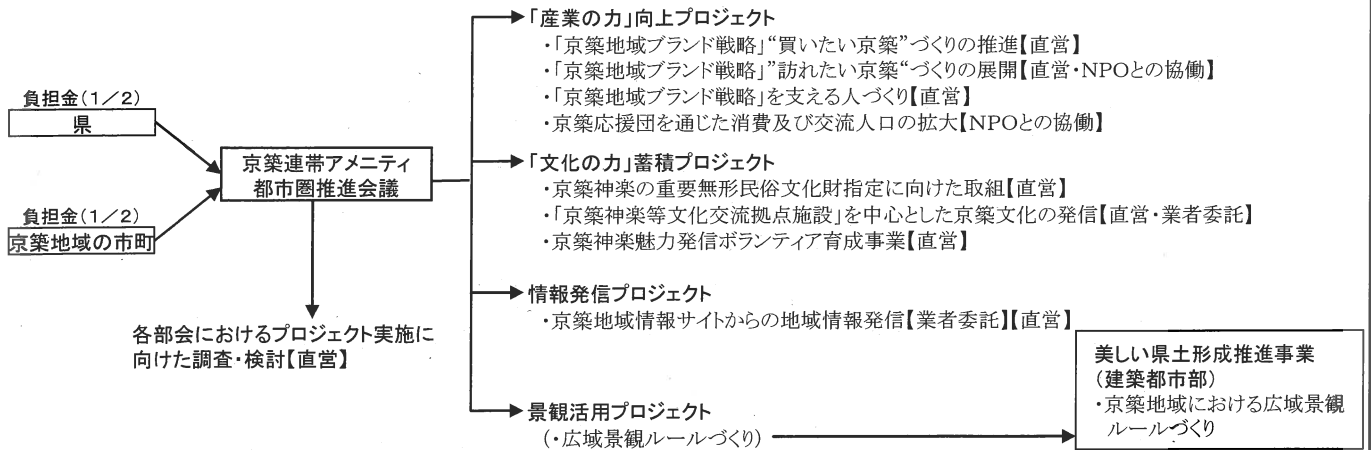
女策課長

卓
副
権

員

終了

【平成23年度事業スキーム】



課題

京築地域は、古くからの歴史や文化、豊かな自然、資源に恵まれているとともに、北九州空港の開港、東九州自動車道等のインフラ整備が進められ、自動車産業をはじめとする産業集積が進むなど大きな変革期を迎えている。特に、24時間空港である北九州空港の利点を活かし、一次産品の首都圏への進出の可能性が広がっている。

その一方で、少子高齢化、地域間競争の激化や地方分権の進展に伴い、広域連携による地域の自立と個性の発揮、行政と多様な主体との協働・連携などに取り組む必要がある。

対処方針

京築地域内の市町が「連帯」して、一体的な都市圏としての共通目標の下に、個々の地域資源を活かし、共通資産を形成していく戦略的プロジェクトの推進を通じ、潜在的な「産業の力」「文化の力」「教育の力」を伸ばし圏域内に蓄積していくことで、大都市圏では成しえないゆとりある居住、レクリエーション、交流、人材育成及び活発な生産活動を促す「アメニティ」を兼備した個性的な都市圏としての発展を目指す。

関連事業・財政援助措置等

- 【大項目】 I 地域整備施策の推進
- 【小項目】 4 地域及び地域産業の振興に向けた施策
- 【具体的な施策】 ② 特色ある地場産業の育成の推進
- 【所管課】 中小企業振興課
(地場産業振興係)

国土利用計画に掲げる施策

- 地域が持つ産業・観光・文化資源や可能性を発掘し、広くネットワークを形成することによって地域全体としてのポテンシャルを高める総合的な地域振興を図る。

現況

地域産業の重要な担い手の一つであり、雇用機会の確保、所得水準の向上を通じて活力ある地域経済社会の形成に大きな役割を果たしている地場産業の育成を推進する。

事業実施状況

(千円)

地場産業振興対策 事業関係地域	補助事業内容	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
大川地域	販路拡大事業	10,282	10,216	7,828	6,047	5,641
	新事業促進事業	—	—	—	4,915	4,690
久留米地域	販路拡大事業	5,233	5,146	3,930	1,158	604
	新商品開発事業	1,600	1,566	1,511	1,511	1,511
(合計)		21,108	17,115	16,928	13,269	12,446

課題

- ・ 施策を活用するには産地に人材が必要であり、高齢化の進んだ産地では地場産業振興のための対策事業に取り組むことが難しい。
- ・ 毎年の事業が画一的になりがちで、補助事業の休止後など、独自の継続実施につながりにくい。

対処方針

- ・ 施策のPRを行い、他の地場産品及び特産品などの関係する事業の活用と組み合わせなどにより、事業の推進を図る。
- ・ 企画力に富む事業内容を組み立て、販路の拡大など、効果的な事業実施に努める。

関連事業・財政援助措置等

- ・ 地場産業振興事業
- ・ 伝統工芸振興事業

- 【大項目】 I 地域整備施策の推進
- 【小項目】 4 地域及び地域産業の振興に向けた施策
- 【具体的な施策】 ③ 都市と農山漁村との交流促進
- 【所管課】 農山漁村振興課、水産振興課
(養殖流通係)

国土利用計画に掲げる施策

- 農林業の体験や自然とのふれあいの場の提供など、恵まれた自然環境や地域資源を活用し、都市との交流・連携を促進する。

現況

漁村は、漁業活動の拠点であるとともに、海洋性レクリエーションや水産物直売所を通じた新鮮な水産物の提供の場といった様々な役割を担っている。

このため、漁協等が実施する直売施設の整備、及び、県内各地に開設されている農産物直売所等での水産物の販売など、漁業者等が行う直接販売のモデル的取組に対し支援を行っている。

課題

水産物直売所は産地周辺に開設されているため、集客範囲が限定される。

対処方針

県内各地に開設されている農産物直売所等との連携を計り、水産物を直販する新たな市場を開拓する。漁業者による農産物直売所等での県水産物のPR活動を支援する。

関連事業・財政援助措置等

- 水産業振興対策事業費
- 水産物直接販売力強化対策事業費

- 【大項目】 I 地域整備施策の推進
- 【小項目】 4 地域及び地域産業の振興に向けた施策
- 【具体的な施策】 ③ 都市と農山漁村との交流促進
- 【所管課】 農山漁村振興課、食の安全・地産地消課、水産振興課
(中山間地域振興係)

国土利用計画に掲げる施策

- 農林業の体験や自然とのふれあいの場の提供など、恵まれた自然環境や地域資源を活用し、都市との交流・連携を促進する。

現況

- 福岡市や北九州市などの都市圏と農山漁村部が近接する本県では、農産物直売所や農家レストラン、観光農園等の利用を通じた日帰り型体験交流が多いことが特徴である。

都市住民の自然ややすらぎを求める傾向は増加しており、さらに、団塊世代の定年などに伴い、農業体験や田舎暮らしのニーズが大きくなってきている。

- ・ 県内グリーンツーリズム施設等の情報を発信するため、ホームページ「ふくおかグリーンツーリズム」を開設。随時更新を行い、最新情報を提供。
- ・ グリーンツーリズムに地域ぐるみで取り組む団体等へ専門家の派遣。
- ・ 県内グリーンツーリズム推進のための研修会の開催。
- ・ まち（都市）とむら（農山漁村）の交流活動の推進のため、まちとむらネットワーク※の趣旨に基づく活動企画を公募し、内容の審査を経て、支援。

※県民が、自らの食生活を見直したり、農業や農村の役割について考えるなど、都市（まち）と農山漁村（むら）がお互いになくてはならないパートナーとして共生していくため、主体的に活動する団体・個人を会員としたネットワーク

	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3
ホームページへのアクセス件数（累計）	30,000	41,400	50,100	55,000	58,337
専門家の派遣回数	3	15	9	3	7
研修会の参加者数（人）	33	24	81	74	67
まちとむらネットワーク会員数（人）	8,901	9,229	9,925	12,749	15,264

課題

- ・ 個々の取り組みは行われているが、地域ぐるみや地域間が連携した取り組みが進んでいない。
- ・ 美しい景観や豊かな自然環境などに育まれた農山漁村での滞在や交流の魅力が都市住民に十分に伝わっていない。

対処方針

- ・ 農山漁村の魅力・情報を都市住民に対して発信するとともに、グリーンツーリズムの専門家の派遣や都市農山漁村交流への支援など、地域が主体となった取り組みを支援し、都市と農山漁村の交流を促進する。

関連事業・財政援助措置等

- ・ 農山漁村活性化対策整備事業（地域自主戦略交付金）（国庫事業）
- ・ 中山間地域等ふるさと・水と土保全基金

- 【大項目】 I 地域整備施策の推進
- 【小項目】 4 地域及び地域産業の振興に向けた施策
- 【具体的な施策】 ④ 収益性の高い農業の振興
- 【所管課】 園芸振興課、経営技術支援課
(野菜係、果樹係)

国土利用計画に掲げる施策

- 新品種の開発やブランド化、高収益園芸産地の育成など、後継者が展望を持てる収益性の高い農業の振興を図り、意欲的で産地をリードする担い手の支援体制を整備する。

現況

収益性の高い農業経営を確立するため、園芸農業においては、県が育成した「あまおう」や「とよみつひめ」などの品種について、生産技術の改善などに取り組み、ブランド化を推進している。
また、園芸産地の強化・拡大のため、規模拡大による雇用型経営への転換を推進している。

県育成品種の取り組み状況(23年度)

- ・あまおう …面積348ha、出荷量12,149t、単価は主力品種でトップ
- ・とよみつひめ…面積51ha、出荷量258t、単価は従来品種の1.3~1.5倍

課題

- 1 県育成品種の安定出荷、品質向上、生産拡大
- 2 園芸農業の雇用型経営体の育成

対処方針

- 1 光殺菌を活用した首都圏へのトラック輸送の確立、品質向上及び安定出荷のための生産技術の実
- 2 雇用労力の活用や、施設・機械の導入支援による、経営規模の拡大

関連事業・財政援助措置等

- ・活力ある高収益型園芸産地育成事業
- ・とよみつひめ競争力強化対策事業
- ・雇用型園芸農業推進事業

- 【大項目】
- 【小項目】
- 【具体的な施策】
- 【所管課】

に向け

国土利用計画に掲

○ 新品種の開発やブ
興を図り、意欲的で

める。

農業の振

現況

○ 農業総合試験場で
気候変動に対応する
＜近年開発した主な

上、

温暖化等

1 野菜

「あまおう」(イ
「夏元気」(青ネ

2 果樹

「とよみつひめ」(じく)
「果のしずく」(き
「秋鈴」(ぶどう)
「秋王」(かき)
「早味かん」(温

3 花き

「雪姫」「夏日和
「夢手鞠」「筑紫

課題

温暖化や消費者ニーズに対応した品種の開発を求められている。

対処方針

重要度の高い試験研

関連事業・財政援

- ・福岡のナシ新品種
- ・かき新品種普及拡

- 【大項目】 I 地域整備施策の推進
- 【小項目】 4 地域及び地域産業の振興に向けた施策
- 【具体的な施策】 ⑤ 農林水産物直売所の整備推進
- 【所管課】 食の安全・地産地消課、水産振興課
(地産地消推進係)

国土利用計画に掲げる施策

- 良質な農林水産物の販売、生産者と消費者との交流、地域の活性化を推進する、多様な販路の確保に努めるとともに、地産地消の取組を推進する。

現況

県内農林水産物直売所は211ヶ所、販売金額328億円（平成23年度）
農林水産物直売所は、地域農業活性化の拠点として、また、地産地消や都市と
な役割を果たしている。

直売所の販売機能や情報発信機能を強化することにより、直売所の売上げの向
荷者の所得向上を目的に平成17年度～平成19年度、「直売所で拓く明日の地
(17年度：8団体、18年度：8団体、19年度：7団体)。

平成20年度～平成21年度は、「頑張る農山漁村応援事業」を実施し、地域
の人材育成や、新商品開発のための備品整備に取り組んだ（20年度：4直売所）
今後は、学校給食などへの導入促進、新規作物の導入、地域の特色を生かした
高める取組の支援が必要である。

課題

- 1 多様な流通拠点としての直売所の機能強化
- 2 地場産業や水産業との連携、新商品開発等による特色ある直売所づくり

対処方針

- 1 直売所間のネットワークづくり
- 2 新たな商品開発の推進
- 3 水産物直接販売の推進

関連事業・財政援助措置等

る重要

- 【大項目】 I 地域整備施策の推進
- 【小項目】 4 地域及び地域産業の振興に向けた施策
- 【具体的な施策】 ⑤ 農林水産物直売所の整備推進
- 【所管課】 食の安全・地産地消課、水産振興課
(養殖流通係)

国土利用計画に掲げる施策

- 良質な農林水産物の販売、生産者と消費者との交流、地域の活性化を推進するため、直売所の整備など多様な販路の確保に努めるとともに、地産地消の取組を推進する。

現況

水産物直売所は新鮮で安価な美味しい地元水産物を、直接消費者へ販売し、地産地消を実践するものであり、好評を博している。

そのため、漁協等が実施する直接販売施設の整備、及び、県内各地に開設されている農産物直売所等での水産物の販売など、漁業者等が行う直接販売のモデル的取組に対し支援を行っている。

課題

水産物直売所は産地周辺に開設されているため、集客範囲が限定される。

対処方針

県内各地に開設されている農産物直売所等との連携を計り、水産物を直販する新たな市場を開拓する。

関連事業・財政援助措置等

- 水産業振興対策事業費
- 水産物直接販売力強化対策事業費

大 項

⑥

之向

どを中心に輸出先及び輸出品目の拡大を図る。

国
○

現

- 1
- 2
- 3
- 7
- 4
- 5

県

平

傾向

2月、
0月、

を設立
アン を;

課

つ

る

る

伸び幅

る

輸出拡大に

対

- 1
- 2
- 3
- 4

輸出体制

ア等

関

県産農林水産

事業

- 【大項目
- 【小項目
- 【具体的な施策
- 【所管課

国土利用計画

○ 森林施業の

に発 達 する ために努める。

現況

面的にまとめられ、平成24年
 現行の森林施業
 成24年3月時点

るため、
 る。

○森林施業計画

民有林
194,

0

課題

- 1 「森林施業
- 2 森林所有者
- 3 長期経営委
- 4 森林施業プランナーの

対処方針

- 1 森林経営計
- 2 森林整備地
- 3 森林組合及

し プラ

関連事業・財

- 森林経営計画
- ・税制（所得
- ・金融（日本
- ・補助（森林

、森林整備地域活動支援交付金)

- 【大項目】 I 地域整備施策の推進
- 【小項目】 4 地域及び地域産業の振興に向けた施策
- 【具体的な施策】 ⑧ 県産材の需要拡大の推進
- 【所管課】 林業振興課
(木材流通係)

国土利用計画に掲げる施策

- 新規林業就業者及び意欲的林業経営者の育成・確保に努めるとともに、中間流通を省いた産直住宅や安定供給体制の整備に取り組み、県産材の需要拡大を推進する。

現況

近年、中国などにおける木材需要の拡大など世界的な木材需給の変化から、外材輸入量が減少傾向にあり、国産材の需要の増加傾向が見られる。

この状況を的確に捉え、県産木材の需要拡大を図っていくため、平成20年度から住宅メーカーや工務店などの需要者が求める県産木材の安定的な供給体制の確立を朝倉浮羽地区でモデル的に実証し、その成果を県内各地に拡大することとしている。

また、木材の利用促進を図るため、毎年度、木材利用相談や、ウッドフェスタ・県産材フェア等のイベントを開催し、広く県民に木の良さの普及啓発を行っている。

- 国における木材自給率

H18	H19	H20	H21	H22
20.3%	22.6%	24.0%	27.8%	26.0%

課題

○県内の森林所有者は、小規模な森林所有が多く量的な確保や、生産コストが高いことから安定した木材供給が困難となっている。

○県内の製材工場は、中小の製材工場が多く住宅メーカー等の需要者が求める量と品質に対応した製品の安定供給が困難となっている。

○また、公共建築物等木材利用促進法や東日本大震災の影響により、今後、品質・性能が証明された製品の需要増加が予測されるが、JAS認定工場が少なく他県からの流入が懸念される。

対処方針

○集約化と高性能林業機械の導入、路網の整備を行い丸太の生産コストの縮減を図るとともに、民間事業者の育成を図り、丸太の供給力を強化する。

○中小の製材工場の協業化による共同出荷などを促進するとともに、乾燥材生産などに必要な施設整備やJAS認定取得を支援し、需要者が求める製品の供給力を強化する。

関連事業・財政援助措置等

- ふくおか林業・木材産業再生促進事業
- 県産材競争力強化事業
- 森林整備加速化・林業再生事業
- 「ふくおかの木と竹」ふれあい推進事業
- 木材関係振興対策事業

- 【大項目】
- 【小項目】
- 【具体的な施策】
- 【所管課】

国土利用計画に

- 九州歴史資料館の保存・継承を図り、

現況

福岡県はその地理的
 からの、また特徴ある
 多きを数えるに至つ
 平成17年10月
 てアジア文化交流セ
 館者総数は860万
 福岡県では昭和4
 史資料や美術工芸資
 の調査研究の拠点と
 である。
 その九州歴史資料館
 ジア文化交流センター
 ・管理する拠点、福岡
 跡地に移転・整備す
 事に入り、平成21年
 、平成22年11月
 福岡県は、主として
 料館を核に県内市町村
 承を図り、県民への情

- 国指定文化財
- 県指定文化財
- 文化財日常管理

課題

- 下記のような文化財
- 文化財保護法の
- 市町村合併、地
- 心の豊かさの重
- 地方における道

対処方針

「福岡県文化財保護

関連事業・財政援

- 文化財総合的
- 「地域における
- 国指定文化財保

である。

査等

十画

天然記念

ちづくり法

- 【大
- 【小
- 【具
- 【所

国土利

○ 郷
存地

現況

課題

福岡
まで先
すると
一つ
保存活
。その
にも関
のも見

対処

所有
を通し
る。
また
ドマー
クとし
て
着目し
が求め

関連

用

- 【大項目】 I 地域整備施策の推進
- 【小項目】 4 地域及び地域産業の振興に向けた施策
- 【具体的な施策】 ⑪ 魅力的な観光資源の開発
- 【所管課】 国際経済観光課
(観光振興係、観光企画係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 新たな観光資源の開発や地域の魅力を高める観光地づくりを進める。

現況

観光振興においては、地域自らが創意工夫により、観光地づくりに取り組むことが重要である。このため新たな観光資源の開発や観光地づくり、観光客誘致に熱心に取り組む地域を支援する、地域の魅力ある観光地づくりを推進している。また、先端技術や環境技術、伝統産業など本県の産業集積を活用したの推進により、本県の観光の魅力向上を図っている。

このような新たな観光資源を温泉やグルメ等、地域の魅力ある観光資源と連携させ県内各地への回遊促進を図ることにより、1日でも1時間でも長く県内に滞在させる「福岡プラスワン戦略」を

【地域の魅力を磨く観光地づくりモデル事業】

魅力的な観光資源の開発のためには、地域の住民、観光団体、民間事業者、行政など地域の幅広がり一体となって、歴史・文化、自然、温泉、産業などの地域の観光素材を磨き、魅力ある観光資源を取り組む地域について、これらの地域をモデルとして支援することにより、県内における観光地づくりを進める必要がある。このため、県では平成18年度から上記の事業により県内の観光地づくり・ブ

◆事業スキーム

[事業初年度～事業2年目]

- ①地域の住民、観光団体、民間事業者、行政など幅広い関係者による推進体制づくり
- ②地域が目指す将来像やしくみづくり、具体的な実施プログラムなどを体系的にまとめたプラン策定
- ③目標・プラン実現のための具体的プロジェクトの実施

【産業観光の推進】

本県に集積する幅広い産業観光施設等を新たな観光資源として活用し、これらの観光資源を温泉等の地域観光資源と連携させ、本県の観光の魅力向上させる。

◆福岡県産業観光推進協議会の設立

- ・設立：平成18年8月29日
- ・構成：産業観光施設、市町村、商工会議所、商工会、観光連盟(協会)ほか
- ・事業の柱：Ⅰ.産業観光資源の魅力の向上 Ⅱ.地域の観光資源との連携 Ⅲ.産業観光情報
- ・取り組み：産業観光促進キャンペーン、受入施設研修会、パンフレット作成等

課題

【地域の魅力を磨く観光地づくりモデル事業】

平成23年3月に九州新幹線(鹿児島ルート)が全線開業し、これを契機とした観光客誘致にむけた新たな旅行商品の開発や修学旅行誘致など多くの観光客を呼び込むための取り組みを進めている。

特に新駅3駅が設置された筑後地区を中心とし、県内の観光地の受け皿づくりや情報発信のため

【産業観光の推進】

産業観光及び県内産業観光施設のさらなる認知度向上を図る必要がある。

対処方針

【地域の魅力を磨く観光地づくりモデル事業】

筑後地区の新駅設置3市(久留米市(平成18～19年度)、筑後市・大牟田市(平成21年度～22年

【産業観光の推進】

福岡県産業観光の情報発信の強化を図る。

関連事業・財政援助措置等

- 【大項目】 II 県土の保全と安全性の確保
- 【小項目】 1 安全・安心な県土づくりに向けた施策
- 【具体的な施策】 ① 防災対策の推進（1）
- 【所管課】 防災企画課
(防災企画係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 災害の危険性が高い地域については、情報提供や現行法に基づく規制制度などを活用し、用を誘導するとともに、地震に強い都市構造の形成に努める。

現況

災害対策基本法に基づき、県は地域防災計画を策定し、総合的、計画的な防災行政を推進している。

本県は、昭和38年に地域防災計画を策定し、毎年修正を行ってきたが、平成3年の台風災害が残されたことから、風水害対策について平成5年度から7年度までの3か年計画で抜本的に、降も毎年見直し、修正に努めている。

一方、地震災害対策については、平成7年1月の阪神・淡路大震災を教訓として、平成7年けて、地域防災計画「震災対策編」を策定し、以降も毎年見直し・修正に努めている。

なお、平成17年3月に発生した福岡県西方沖地震を踏まえ、「震災対策編」の前提であるを行い、地域防災計画（震災対策編）の大幅な改定を行った。また平成23年3月の東日本大震災・津波のアセスメント調査を実施の上、平成24年5月に「地震・津波対策編」として見直

課題

風水害や地震災害に強いまちづくりを推進するためには、被害想定及び地域防災計画に基生している大規模災害に備えた各種対策をさらに充実する必要がある。

対処方針

避難所や徒歩帰宅者支援ステーション、災害拠点病院・救急病院等を地図上に示した「福ップ」をインターネット上で提供している。

また、地域防災の担い手となる自主防災組織の整備に向け、市町村と連携し未整備の地域災教育を実施するとともに、市町村が策定を進めている避難勧告等判断伝達マニュアルや高ど災害時要援護者の避難支援計画（個別計画）について、職員派遣等の支援を行っている。

関連事業・財政援助措置等

地震防災対策特別措置法に基づき、平成24年3月、県内で地震防災上緊急に整備を要する平成23年度を初年度とする5箇年計画（第4次）を策定した。事業内容は、県及び市町村等かの避難地、緊急輸送道路、学校施設等の改築補強等であり、計画計上総事業費は、約1,988億。箇年計画計上事業については、各省庁において事業の優先採択等の措置がなされるほか、一助金かさ上げ等の措置が講じられている。

設等について

- 【大項目】 II 県土の保全と安全性の確保
【小項目】 1 安全・安心な県土づくりに向けた施策
【具体的な施策】 ② 防災対策の推進(2) (洪水ハザードマップ作成の促進)
【所管課】 河川課
(防災事務係)

国土利用計画に掲げる施策

- 突発的な集中豪雨や台風などによる浸水被害の軽減や再発防止のため、河川改修事業や雨水流出抑制対策などに加え、河川情報基盤の整備などソフト対策を含めた総合的な治水対策を推進する。

現況

浸水想定区域図の作成

本県では、河川の浸水想定区域に、県人口の約38%、世帯の約35%、住民の約30%が集中しており、近年、特に都市部を中心として、河川流域の土地開発(宅地開発、農用地・森林の利用転換)が進行し、流域の保水・遊水機能の低下を招き、豪雨時の流出増となっている。

また、従来から氾濫域であった区域の都市化により出水時の被害額の増加などが問題となっている。このため、住民に浸水想定区域や自宅周辺の避難所・避難ルートなどの情報を分かりやすく提供する洪水ハザードマップを作成することが、被害を軽減するためには重要である。

県においては、河川の浸水想定区域図を作成し、市町村に提供することにより、市町村が洪水ハザードマップを作成できるよう取り組んでいる。

浸水想定区域図公表済 39河川

課題

洪水ハザードマップをはじめとする防災マップ作成について、その必要性の認識を高める必要がある。

対処方針

県で作成する浸水想定区域図を市町村に積極的に提供していくことで、洪水ハザードマップを未作成の市町村に作成を促していきたい。

関連事業・財政援助措置等

- 【大項目】 II 県土の保全と安全性の確保
- 【小項目】 1 安全・安心な県土づくりに向けた施策
- 【具体的な施策】 ③ 安全な土地利用の誘導（防火地域等の指定）
- 【所管課】 都市計画課
(計画係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 災害の危険性が高い地域については、情報提供や現行法に基づく規制制度などを活用して安全な土地利用を誘導するとともに、地震に強い都市構造の形成に努める。

現況

都市計画区域のうち、都市防災の観点から必要な地域について、防火地域及び準防火地域を定め、建築基準法による建築物の構造に規制を加え、火災の延焼防止を図っている。

防火地域においては、小規模な建築物を除き、耐火建築物又は準耐火建築物とし、準防火地域については、一定規模以上の建築物は耐火建築物又は準耐火建築物とし、木造建築物は延焼のおそれのある部分を防火構造（鉄鋼モルタル塗等）としなければならない。

現在、県内42都市計画区域、26市17町で防火地域428ha、準防火地域7,727ha、合計8,155haを定めている。

防火地域及び準防火地域の決定現況 (H24. 3. 31現在)

地 域	防 火 地 域	準 防 火 地 域	合 計
福 岡	(1) 160	(18) 3,124	(18) 3,284
筑 後	(1) 44	(9) 1,238	(9) 1,282
筑 豊		(5) 522	(5) 522
北 九 州	(1) 224	(11) 2,843	(11) 3,067
計	(3) 428	(43) 7,727	(43) 8,155

() 内は市町村数

課題

現在の防火、準防火の指定区域は用途地域を指定している区域の約10%と低い指定率となっている。指定については市町に決定権があるため、県での指定はできない。

対処方針

必要に応じて市町に対し防火・準防火地域の指定を促し、都市防災を図る。

事業・財政援助措置等

- 【大項目】
- 【小項目】
- 【具体的な施策】
- 【所管課】

国土利用に掲

○ 突発的な集中
などに加え、河

現況

級別	
一級河川	
4水系	
二級河川	
合計	

管

6.6

【河川改修事業別

事業	
激甚災害対策特	
河川災害復旧等	
広域河川改修	
都市河川改修	
都市基盤河川改	
高潮対策	
床上浸水対策特	
総合流域防災	
計	

課題

近年、局地的
の流入が増加し
・創出、親水性

この都市河川は

要がある。

対処方針

- 1 社会資本整備
- 2 都市河川及び
- 3 河川空間を
- う。
- 4 他事業との計
- 5 流域対策と
- 溜池等の貯留

図る。

的河川改修

浸

関連事業・財

・広域河川改修
旧等関連緊急

修事業

業、

- 【大項目】 II 県土の保全と安全性の確保
- 【小項目】 1 安全・安心な県土づくりに向けた施策
- 【具体的な施策】 ⑤ 砂防事業及び土砂災害防止対策の推進
- 【所管課】 砂防課
(防災係、砂防係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 土石流、がけ崩れなどの土砂災害を未然に防止するため、砂防設備の整備や急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設の設置などを計画的に推進する。また、土砂災害警戒区域などの指定や警戒避難体制の整備等のソフト対策を推進する。

現況

本県の地質は、風化が著しく脆弱である。加えて、台風の常襲地帯であり、土砂災害を受けやすい環境にある。このため、砂防事業により土石流等の土砂災害を防止し、安全で住みよい県土の形成を推進している。

砂防指定地・砂防堰堤工・溪流保全工実績

年度	H18まで	19	20	21	22	23	累計
種類							
砂防指定地 (ha)	4,112.94	10.14	5.39	28.08	11.35	5.02	4,172.92
堰堤工 (基)	2,259	11	4	11	14	9	2,308
溪流保全工 (m)	145,015	1,820	726	18	1,292	942	149,813

課題

- 1 砂防工事の推進
住民の生活環境の保全上重要な地区及び緊急度の高い溪流について砂防堰堤工や溪流保全工を施工し整備を推進する必要がある。
- 2 総合的な土石流対策の確立
人命保護の立場から土石流危険溪流の周知、警戒避難体制の確立あるいは人命・財産を土石流から保護するため必要となる住宅の移転等を含めた総合的な土石流対策を実施し、災害の防止、被害の軽減に努める必要がある。

対処方針

整理した優先ランクを基にすみやかに新規事業箇所を抽出、事業化を行う。

関連事業・財政援助措置等

- 1 地すべり防止区域指定状況（国土交通省所管分）（H24.3.31現在）
72ヶ所 931.58ha
(ぼた山崩壊防止区域19ヶ所、63.41haを含む)
- 2 急傾斜地崩壊危険区域指定状況（H24.3.31現在）
443ヶ所 318.54ha

- 【大項目】 II 県土の保全と安全性の確保
- 【小項目】 1 安全・安心な県土づくりに向けた施策
- 【具体的な施策】 ⑥ 海岸整備事業の推進
- 【所管課】 港湾課、農地整備課、水産振興課
(海岸係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 高潮をはじめとする自然災害や海岸侵食から県民の生命、財産を守り、県土を保全するため、堤防、護岸などの整備を推進する。

現況

本県は、白砂青松の風光明媚な海岸線をもつ玄界灘沿岸、干潟を有し出入りが少ない海岸線をもつ豊前豊後沿岸、干潮・満潮の潮位差が約6mにも及ぶ有明海沿岸という、性格の異なる3つの沿岸に面している。毎年、台風や冬季の風浪等厳しい自然環境にさらされており、高潮や波浪による災害、海岸侵食等の被害を受けている。

そこで、県土の保全と県民生活の安全を図るため、海岸保全施設整備事業等を実施している。

○海岸概況 (km)

区分 地域名	海岸線延長	要保全海岸延長			
		海岸保全 区域延長	うち二線堤	要指定延長	
玄界灘沿岸	300.0	151.7	146.1	5.1	5.6
うち農地海岸	0	0	0	0	0
うち漁港海岸	84.2	28.2	27.5	4.3	0.7
豊前豊後沿岸	321.5	95.5	91.3	11.3	4.2
うち農地海岸	6.7	6.7	6.7	0	0
うち漁港海岸	53.0	17.8	15.4	3.0	2.4
有明海沿岸	47.2	53.6	53.6	13.6	0
うち農地海岸	14.8	14.7	14.7	0	0
うち漁港海岸	0	0	0	0	0
計	668.7	300.8	291.0	30.0	9.8
うち農地海岸	21.5	21.4	21.4	0	0
うち漁港海岸	137.2	46.1	42.9	7.3	3.2

※海岸線延長に、河口部3.0kmは含まない。

(H24.3現在)

課題

- 1 自然災害に対する国民生活基盤の安全性の確保を図る。
- 2 海岸侵食に対する国土の保全と回復を図る。
- 3 望ましい海岸環境の保全と向上を図る。

対処方針

海岸堤防、護岸、人工リーフ等海岸保全施設の整備

関連事業・財政援助措置等

交付金の名称	事業等の名称
<ul style="list-style-type: none"> ・社会資本整備総合交付金 ・地域自主戦略交付金 	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮対策事業 ・侵食対策事業 ・海岸耐震対策緊急事業 ・海岸堤防老朽化対策緊急事業 ・津波・高潮危機管理対策緊急事業 ・海岸環境整備事業

- 【大項目】 II 県土の保全
- 【小項目】 1 安全・安心
- 【具体的な施策】 ⑦ 道路・橋梁
- 【所管課】 道路維持課
(地域防災係、

国土利用計画に掲げる施策

○ 道路・橋梁の豪雨や地震などに対する
や橋梁の震災対策工事、緊急輸送路

工事

現況

平成8年から9年にかけて道路防災新
施した。その結果、緊急輸送道路上に
橋梁の耐震補強については、緊急輸送

であった。

1

て実
る。

課題

防災拠点等を結ぶ路線における、一体
路のネットワーク化を図る必要がある。

輸送

対処方針

「福岡県地域防災計画」に基づき、道路
「緊急輸送道路の耐震補強3箇年プロ
強)を重点的に実施し、架替計画との計

橋脚補

関連事業・財政援助措置等

国土交通省所管：地域自主戦略交付金、社会資本整備総合交付金

【大項目】 Ⅱ 県
 【小項目】 1 安
 【具体的な施策】 ⑧ ダ
 【所管課】 水資源
 (計画)

国土利用計画に掲げる施

○ 建設中のダムについては、
 図るため、広域的な水利用
 する水源地域対策を図る。

現況

山々のふところが浅く大河
 られた水資源を安定して確保
 を推進している。

○ダム建設の現状

現在までに完成したダム

・現在建設中のダム

地域名 (位置)	ダム (事業主)
福岡 (那珂川町)	五ヶ山 (福岡県)
※福岡・筑後 (大分県日田市)	大山ダ (水資源機)
福岡 (朝倉市)	小石原川 (水資源機)
北九州 (みやこ町)	伊良原 (福岡県)

※ 位置が県外にある施設

課題

ダム建設は、水源地域への
 素として存在し、また自然環
 これらが相まって、水資源
 では降雨の変動幅の増大等に

慮が重要な要

対処方針

建設中のダムを計画的に進

関連事業・財政援助措置

事業等の名称	福
事業等の内容	筑 して 併
事業主体	独
事業等の実績	予

- 【大項目】 II 県土の保全と安全性の確保
- 【小項目】 1 安全・安心な県土づくりに向けた施策
- 【具体的な施策】 ⑨ 北部福岡緊急連絡管の整備
- 【所管課】 水資源対策課
(計画係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 建設中のダムについては、自然環境の保全に配慮しつつ、計画的に進めるとともに、水供給の安定化を図るため、広域的な水利用を促進する。また、水源地域の生活環境、産業基盤などの整備や、水質を保全する水源地域対策を図る。

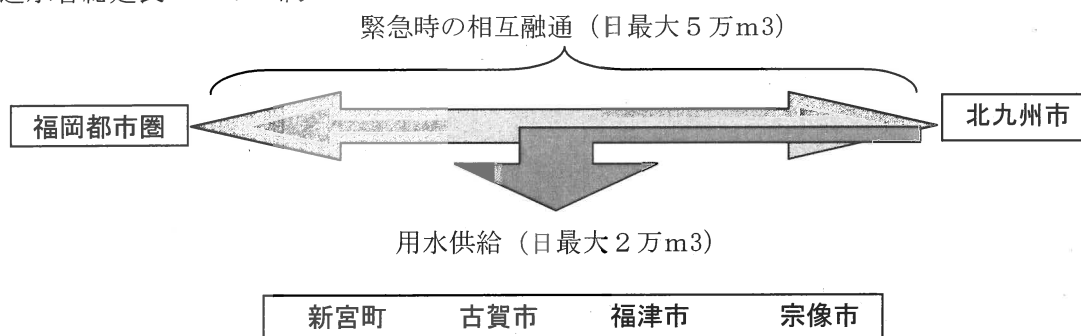
現況

災害に強く水に不安のない福岡県を実現するため、北九州市と福岡都市圏を結ぶ「北部福岡緊急連絡管」の整備を行った。

これは、福岡県西方沖地震のような自然災害、あるいは水道施設事故やテロ攻撃などの緊急事態に対する危機管理対策であり、緊急時に水道用水の相互融通を行うことにより、水という極めて重要なライフラインを確保するものである。

<概要について>

- 緊急時に、日最大5万m³の水道用水を相互に融通するもの。
- 北九州市は、緊急連絡管の維持用水2万m³を活用して、宗像市、福津市、古賀市、新宮町に用水供給を行う。
- 供用開始 平成23年4月1日
 - ・工期 : 平成18年度～平成22年度
 - ・管理者 : 北九州市
 - ・送水管総延長 : 約47km



課題

緊急時に迅速な対応が可能となるよう体制の整備を図る必要がある。

対処方針

福岡県、北九州市、福岡都市圏等との連携の強化を図る。

関連事業・財政援助措置等

ライフライン機能強化等事業費
水道広域化施設整備費

- 【大項目】 II 県土の保全と安全性の確保
【小項目】 1 安全・安心な県土づくりに向けた施策
【具体的な施策】 ⑩ 水源地域対策の推進
【所管課】 水資源対策課
(振興係)

国土利用計画に掲げる施策

- 建設中のダムについては、自然環境の保全に配慮しつつ、計画的に進めるとともに、水供給の安定化を図るため、広域的な水利用を促進する。また、水源地域の生活環境、産業基盤などの整備や、水質を保全する水源地域対策を図る。

現況

ダムの建設は、水源地域住民の生活の場である集落や生産の場である農地・山林等を失わせることになり、また、水源地域市町村にとっては、地域環境の激変や過疎化の問題を生じさせることなどから、関係者の協力を得るまでに時間を要し、完成までの期間が長期化する傾向にある。

課題

ダム建設により生活環境が著しく影響を受ける地域に対しては、関係住民の生活の安定と福祉の向上などを図る必要があることから、生活環境、産業基盤への影響緩和のための施設整備や地域開発事業の実施などが必要となる。

対処方針

水源地域対策特別措置法による、水源地域整備計画を策定し、それに基づいて道路や公園の生活環境及び産業基盤の整備を行っている。県内で同計画の策定対象は五ヶ山ダム、伊良原ダム、小石原川ダムとなっている。

関連事業・財政援助措置等

水特法に基づく水源地域整備計画の対象事業は、土地改良、治山、治水、道路、簡易水道、下水道、義務教育施設等、法令で定める24の事業がある。

これらの事業の実施に当たっては、交付金等を活用し、水源地域市町村の財政負担の軽減を図る。

- 【大項目】 II
- 【小項目】 1
- 【具体的な施策】 ①
- 【所管課】 農林

実施

国土利用計画に掲げ

○ 水源のかん養、国土の計画に基づく森林の整備の防止など森林の適正な管理を図る。

現況

本県の総森林面積222,000haである。今後も森林法に基づき、併せて、保安林整備事業

保全

保安林の種類別面積

保安林種	
水源のかん養	
土流・土崩	
保健	
その他	
合計	

事業

(注) () 内の面

ある

保安林の解除状況

年度	18
区分	
国有林	13
民有林	1
合計	20

課題

- 1 森林の有する水源の
- 2 これらの機能を十分

対処方針

- 1 保安林の機能の向上を積極的に実施する。
- 2 地域住民の保安林に

る

関連事業・財政援助措

保安林に関する特例措置等
 ・税制（固定資産税・不動産
 ・金融（一定条件を満たし
 ・損失補償（伐採種が禁伐

- 【大項目】 II 県土の保全と安全性の確保
- 【小項目】 1 安全・安心な県土づくりに向けた施策
- 【具体的な施策】 ⑫ 治山事業の推進
- 【所管課】 農村森林整備課
(治山係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 水源のかん養、国土の保全、環境の保全など森林が持つ多面的機能を維持・増進させるため、地域森林計画に基づく森林の整備、保安林の指定、山地災害の防止、森林病虫害などの防除や野生鳥獣による被害の防止など森林の適正な管理を図る。

現況

本県は急峻な地形が多く、地質は風化花崗岩、変成岩等からなっており、また北部中央から南北にかけて断層が走っていることから、台風、豪雨等により災害が発生する危険性の高い箇所が多い。

このため、県土の保全と県民生活の安全で安心できる豊かな暮らしの実現を図るため、地域防災の観点にたつて、災害の未然防止と早期復旧を図るよう計画的に治山事業を推進している。

(左：箇所数 右：面積ha)

年度	区分	復旧治山		予防治山		水土保全 治山		水源地域 整備		保安林整備		その他		計	
		箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積
19		22	1.43	21	2.43	37	126.62	33	344.35	80	1,315.85	9	17.93	202	1,808.61
20		19	15.42	23	1.09	43	80.76	35	400.62	58	1,311.18	9	13.77	187	1,822.84
21		18	0.79	19	0.57	39	44.79	37	369.55	92	1,225.62	22	9.81	227	1,651.13
22		30	7.80	22	1.14			32	438.60	89	1,079.09	63	44.45	236	1,571.08
23	筑後・矢部川	4	0.06	2	0.02			10	143.48	18	463.36	18	23.49	52	630.41
	福岡	6	0.13	5	0.15			5	9.02	21	109.38	13	7.04	50	125.72
	遠賀川	8	0.19	6	0.07			9	89.65	33	362.32	23	7.12	79	459.35
	計	18	0.38	13	0.24			24	242.15	72	935.06	54	37.65	181	1,215.48

※水土保全治山は、H22から農山漁村交付金へ、H23から地域自主戦略交付金へ移行したため、その他と統合する。

課題

- 1 災害に強い安全な県土づくり
- 2 水源地域の機能強化
- 3 豊かな環境づくり

対処方針

- 1 山地災害の多発に対処するため、山地災害危険地区対策を拡充強化し、災害の未然防止を図る。
- 2 良質な水資源の安定的な供給確保のため、水源となる山地の森林を整備し、森林の有する水源かん養機能等の維持・強化を図るとともに、森林吸収源対策の推進に資する。
- 3 安全で快適な生活環境の確保、緑豊かな県土の形成に対する県民的要請に対処するため、森林の保全・整備を促進する。

関連事業・財政援助措置等

治山災害関係事業

治山施設災害復旧事業

災害関連緊急治山等事業

林地崩壊防止事業

県負担に対し、一般公共事業債の起債が認められる。(一部事業を除く。)

- 【大項目】 II 県土の保全と安全性の確保
- 【小項目】 1 安全・安心な県土づくりに向けた施策
- 【具体的な施策】 ⑬ 土砂埋立て等による災害の発生防止
- 【所管課】 農山漁村振興課（森林保全係）

国土利用計画に掲げる施策

○ 水源のかん養、国土の保全、環境の保全など森林が持つ多面的機能を維持・増進させるため、地域森林計画に基づく森林の整備、保安林の指定、山地災害の防止、森林病虫害などの防除や野生鳥獣による被害の防止など森林の適正な管理を図る。

現況

土砂埋立て等に起因する災害の発生を未然に防止するため、3,000㎡を超える場合、「福岡県土砂埋立て等による災害の発生防止に関する条例」で必要な規制を行っている。

土砂埋立て等許可の状況

平成18年度	8箇所 (32ha)
平成19年度	7箇所 (12ha)
平成20年度	3箇所 (6ha)
平成21年度	2箇所 (-5ha)
平成22年度	7箇所 (15ha)
平成23年度	2箇所 (19ha)

注：条例は平成14年7月1日から施行
許可面積には変更許可による増減面積を含む

課題

- 1 制度についてのさらなる周知が必要。
- 2 山間部の農林業の不振などにより、森林・原野等が土砂埋め立ての場所として利用される事例が増大しており、違法行為の未然防止と制度の的確な運用が求められる。

対処方針

- 1 埋め立て等をしようとする者及び排出事業者に対してもパンフレット・手引き等を活用して制度の周知を図る。
- 2 土砂埋め立て等のパトロールを強化するとともに、関係機関、市町村との情報連絡と連携を密にして、違法行為の防止を図る。

関連事業・財政援助措置等

- 【大項目】 II 県土の保全と安
- 【小項目】 1 安全・安心な県
- 【具体的な施策】 ⑭ 森林保護対策の
- 【所管課】 林業振興課
(造林係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 松林の持つ防風や防潮などの公益的機能

現況

本県の民有林の松林面積は、5,522haで有林の被害は、昭和54年度に最高の67,16いる。この間、予防事業（地上散布、特行して実施している。平成9年度からは、木等の除去・処理を行う衛生伐等を実施し

松くい虫の被害量及び防除面積

年 度	18
区 分	
被 害 量 (m ³)	1,033
特 別 防 除 (ha)	29
地 上 散 布 (ha)	200
伐 倒 駆 除 (m ³)	275
樹 幹 注 入 (本)	2,488
樹 種 転 換 (ha)	—
衛 生 伐 (m ³)	33

- (注) 1 被害量は立木被害量
 2 特別防除は、ヘリコプターによ
 3 地上散布は、散布面積
 4 伐採駆除は、駆除材積
 5 樹幹注入は、松の幹に薬剤を注
 (参考) 福岡県民有林松林面積 5,522
 松くい虫被害区域面積 304

課題

海岸線に帯状に連なる松林は、自然環境この保全すべき松林を守るため、松くい

対処方針

平成9年度に策定し、平成14年度に変更の区域及び、平成9年度に策定した樹種転この対策の推進については、公益機能を全に適切な配慮を払いつつ、各種事業を総

関連事業・財政援助措置等

森林病虫害等防除事業
 造林事業

【大小具所】

国土利
○水

現況

社会
る。な
は急務
と協大
益財巨
水源
管理を
平成
て指定

※第
~10年

実績
区

造下
除間
枝防
作業
計

(資料

課題

- 1 間必
- 2

対処方
水源

関連事

平成
基特
会補
ろ

注)

II

安全・安心な

福岡、北九州諸

0月1日は、

と

- 【大 項
- 【小 項
- 【具体的
- 【所 管

1

り 向

国土利用

○ 森林環
ぐため、
くりを打

現況

森林は、
能、温室効
、県民の生
、近年、林
廃した森林
ちの安全で

課題

木材価格
加し、本県
が懸念され
このため
「財産」とし

対処方針

平成18
している。

- 1 荒廃
長期
十分に
・森林
・森林
・荒廃

区

森林の整

森林の造

荒廃森林の

合計

- 2 県民
・森林
ボラ
して費

区

活

参

- ・情報
新聞
ほか、
習会な

関連事業

自

り

なつて、

0 月

行

【大項目】 Ⅱ 県
 【小項目】 1 安
 【具体的な施策】 ⑰ 人
 【所管課】 林業振
 (造林)

国土利用計画に掲げる施

○ 森林の持つ多面的な機能を推進する。

、下列り、

現況

森林の有する多面的機能と人との共生林」、「資源のいる

造林、保育事業の状況

年度		19
区分		
造林	拡大造林	3
	再造林	4
保育	下刈	2,5
	除間伐	3,8
		6,3

*四捨五入の関係により

る

課題

- 1 材価の低迷、林業経営で、森林所有者の経営意
- 2 森林の多面的機能の持

こつ

対処方針

- 1 林業労働力の不足に対処を推進する。
- 2 多様な公益的機能を発

補

関連事業・財政援助措置

造林事業
 治山事業
 荒廃森林再生事業

1

- 【大項目】 II 県土の保全と安全性の確保
- 【小項目】 1 安全・安心な県土づくりに向けた施策
- 【具体的な施策】 ⑱ 人工林の適正管理の推進（2）（間伐・侵入竹対策の推進）
- 【所管課】 林業振興課
(造林係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 森林の持つ多面的な機能を持続的に発揮させるため、人工林内に繁茂した侵入竹の解消を図る。

現況

本県の民有林は恵まれた自然環境のもとで、森林所有者の努力により、12.2万haの人工林（スギ、ヒノキ）を造成した。

しかし、その大半は間伐を必要とする森林であり、将来の木材生産と公益的機能の維持増進のため、適切な間伐の実施が必要である。

また、近年、人工林への侵入竹が増加し、公益的機能を損なうおそれがあることから、侵入竹対策を推進する必要がある。

1 間伐対象森林の状況（スギ、ヒノキ民有林人工林）

間伐対象森林面積 (3～12 齢級)	107,163ha
-----------------------	-----------

2 間伐および侵入竹伐採の実績 (ha)

区分	年度			
	23	福岡流域	遠賀川流域	筑後・矢部川流域
間伐実施面積	7,004	1,598	3,686	1,721
造林事業	1,458	370	665	423
治山事業	605	67	256	282
その他	4,941	1,161	2,765	1,016
侵入竹伐採実施面積	186	61	96	29

*四捨五入の関係により合計が一致しない場合がある。

課題

- 1 生産基盤の整備、特に森林作業道の整備促進。
- 2 間伐生産コストの低減。
- 3 間伐材利用率向上のため木材需要拡大の増進。
- 4 人工林内に繁茂した侵入竹の解消
- 5 林業労働力の確保と森林組合の体質強化。

対処方針

- 1 間伐促進のため、高性能の林業用機械を導入するとともに、森林作業道を開設し路網密度を高める。
- 2 間伐対象地の集約化を図り、間伐生産コストの低減につなげる。
- 3 木材の需要拡大のため、木のよさのPRと公共事業等への間伐材の利用拡大。
- 4 治山事業や造林事業、荒廃森林再生事業による侵入竹伐採の推進
- 5 林業労働力確保対策の拡充と森林組合の広域合併を含む体質強化の推進。

関連事業・財政援助措置等

- 造林事業
- 治山事業
- 荒廃森林再生事業
- 福岡県水源の森基金事業

- 【大項目】 II 県土の保全と安全性の確保
- 【小項目】 1 安全・安心な県土づくりに向けた施策
- 【具体的な施策】 ⑱ 多様な森林の造成事業の推進
- 【所管課】 林業振興課
(造林係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 間伐団地の設定と路網整備などによる効率的な間伐を実施するとともに、長伐期林や複層林など多様な森林の造成を図る。また、間伐材の有効利用を推進する。

現況

県民の価値観の多様化が進むなかで、森林の有している多面的な機能に対する要請はますます高まっている。この要請に応えるため、公益的機能を高度に発揮し、また災害に強い森林として長期育成循環施策等による複層林・広葉樹林の造成を推進している。

本県における複層林及び広葉樹林は篤林家により試行的に造成されたもの、またはモデル事業・補助事業等で造成されたものが多く、その現状は下記のとおりである。

複層林及び広葉樹林造成実績

(ha)

区分	年度					福岡流域	遠賀川流域	筑後・矢部川流域
	19	20	21	22	23			
複層林 (樹下植栽)	43	50	18	66	49	13	0	35
広葉樹植栽	84	86	81	79	110	17	62	30

*四捨五入の関係により合計が一致しない場合がある。

課題

- 1 複層林における木材生産コストの縮減。
- 2 上木の密度管理と伐採・搬出の技術を定着。
- 3 広葉樹林造成の施業体系の確立。

対処方針

- 1 森林作業道の路網密度を高め、高性能林業機械の導入等による伐採・搬出等のコストダウンを図る。
- 2 複層林施業の技術指針に基づく見本林によるPR。
- 3 広葉樹林造成施業に対する研究の推進。

関連事業・財政援助措置等

- 1 保安林整備事業 (S58～)
- 2 水源地域整備事業 (S62～)
- 3 造林事業 (S62～)

- 【大】
- 【小】
- 【具】
- 【所】

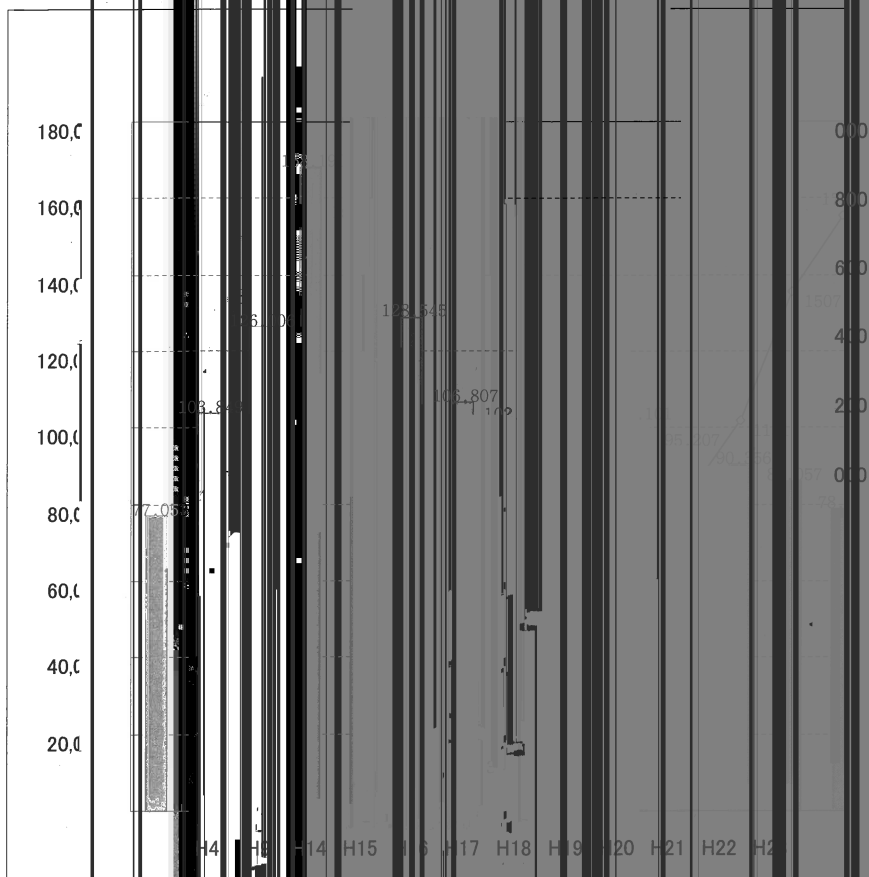
項目

国土

○安
事業者

現況

県で
心して
民、事
県内
少の主
防犯団
地域
連携し
この
管理者
」を条



犯認知件数

課題

犯罪
推進す

基づく
ある防
を
ところまで至っていない。

対処方針

安全で安心して暮らせる福
進するとともに、防犯環境整
造、設備等に関する「防犯環
また、道路における周囲か
ェンス等による周囲との区分
さらに、防犯カメラの設置
シーの保護との調和を図るた
図る。
行政・県民・事業者が一体
造設備等の整備を促進するな

メラ

推
青
ア
バ
を
青

関連事業・財政援助措置

安全・安心まちづくり推進事業

1

支援
パンフレット

啓発。

- 1 くおか食の安全・安心
- 2 環境に した農産物の

国 〇 現況

課

対

関

目

II

大小

- 【大項目】 1 防災・安全
- 【小項目】 2 安全・安心な
- 【具体的な施策】 ③ 建築
- 【所管課】 建築

国土利用計画に

- 建築物の耐震改修促進法による住宅・建築物の耐震改修促進

「福岡県耐震改修促進計画」に基づき、住宅・建築物の耐震改修促進など、災害

現況

福岡県西方沖地帯「建築物の耐震改修促進法」に基づき、住宅・建築物の耐震改修促進など、災害

このため県では、住宅・建築物の耐震改修促進法に基づき、住宅・建築物の耐震改修促進など、災害

- 耐震改修促進法による住宅・建築物の耐震改修促進
- 福岡県西方沖地帯「建築物の耐震改修促進法」に基づき、住宅・建築物の耐震改修促進
- 耐震改修促進法による住宅・建築物の耐震改修促進
- 「福岡県耐震改修促進計画」に基づき、住宅・建築物の耐震改修促進
- ・公共建築物の耐震改修促進
- ・民間特定建築物の耐震改修促進
- ・住宅の耐震改修促進
- ・耐震改修促進法による住宅・建築物の耐震改修促進
- ・耐震改修促進法による住宅・建築物の耐震改修促進
- ・耐震改修促進法による住宅・建築物の耐震改修促進
- ・市町村の取組

さ

ら施行さ

まちづくり
を策定

年3月

)

課題

耐震化を促進する。市町村は耐震化促進の取組

るこ

ハ

対処方針

「福岡県耐震改修促進法」に基づき、住宅・建築物の耐震改修促進など、災害

を支援

耐

関連事業・財政投

- 住宅・安全ストック
- ・耐震診断アドバンス
- ・耐震改修相談
- ・耐震改修に関する講習会
- ・耐震診断、耐震改修に関する講習会
- ・福岡県木造戸建て住宅

トック

習会

修セミナー)

- 【大項目】 II 県土の保全と安全性の確保
- 【小項目】 2 安全・安心な地域社会の形成に向けた施策
- 【具体的な施策】 ④ 公的機関による住宅・宅地の供給の促進
- 【所管課】 住宅計画課
(民間住宅係、計画係、住宅指導係、住環境整備係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 高齢者向け優良賃貸住宅の供給など、保健・医療・福祉サービス。また、公共賃貸住宅については、高齢者などが安心して住み続け宅整備を促進する。さらに、既存住宅のバリアフリー化を促進する。

現況

公的住宅の供給状況

年度		H19	H20	H21
公営住宅	県営	280	264	303
	市町村営	533	536	611
	計	813	800	914
高齢者向け優良賃貸住宅		100	192	192
特定優良賃貸住宅		117	82	82
改良住宅等		149	103	103
住宅供給公社		0	236	236

※ 改良とは従前居住者用賃貸住宅を含む。

課題

住宅及び宅地の供給を特に促進する必要がある地域において、住宅市街地による計画的な宅地開発及び民間による良好な宅地開発を推進する必要がある。また、既存市街地における土地の有効活用を図る必要がある。

対処方針

- 1 社会資本整備計画に基づき、公営住宅整備事業及び公営住宅等ストックにより高齢者などが安心して住み続けられるよう、居住環境に配慮
- 2 社会資本整備計画に住宅市街地基盤整備事業を位置づけることにより備等をより主体的・効果的に実施することで、良好な宅地供給を推進
- 3 良好な居住環境を備えた住宅の供給を促進するための地域優良賃貸住宅

関連事業・財政援助措置等

- 1 社会資本整備総合交付金【地域住宅計画に基づく事業、住宅市街地基盤整備事業、住宅市街地総合整備事業】(国、地方公共団体)
- 2 地域優良賃貸住宅制度(国、地方公共団体)
- 3 民間供給支援型賃貸住宅制度(独立行政法人都市再生機構)
- 4 その他

- 【大項目】 II 県土の保全と安全性の確保
- 【小項目】 2 安全・安心な地域社会の形成に向けた施策
- 【具体的な施策】 ⑤ 住宅市街地基盤の整備推進
- 【所管課】 住宅計画課
(民間住宅係、住宅指導係、住環境整備係)

国土利用計画に掲げる施策

- 老朽化した木造住宅が密集して災害危険度が高い地域、道路・緑地などの基盤が未整備である地域においては、住宅市街地総合整備事業や住宅地区改良事業などを活用し、良好な居住環境を形成する。

現況

○住宅市街地総合整備事業

既成市街地において、快適な居住環境の創出、密集市街地の整備改善等を図るため、都市機能の更新や居住環境の改善及び良好な市街地住宅の供給等を総合的に行う。

(国土利用計画 4. 1 現在 政令市除く)

地区名	市町名	事業期間	整備内容
新栄町	大牟田市 (街なか型)	H19～H23	民間建設共同住宅の共同施設整備への補助
花畑	久留米市 (密集型)	H8～H27	老朽住宅除却、従前居住者住宅、道路・河川・公園等整備
中島二重	柳川市 (密集型)	H11～H27	老朽住宅除却、道路・公園等整備

○住宅地区改良事業

不良住宅が密集すること等により生活環境の整備が遅れている地区に対して、健康で文化的な生活を営めるよう住宅や生活道路等を整備する。

(国土利用計画 4. 1 現在 政令市除く)

地区名	市町名	事業期間	整備内容
松原第1	田川市	H10～H24	不良住宅除却、改良住宅・道路・公園等整備

課題

- ①良好な住環境を形成するためには、事業主体となる市町村と地元住民との協働による取り組みが必要。
- ②地元住民の合意形成が図られなければ住環境整備事業は実施できないため、地元住民のまちづくりに対する理解が必要。
- ③住環境整備事業の事業主体は市町村となるが、実施にあたっては財政負担などが課題。

対処方針

- ① ②については、地元住民のまちづくり協議会を支援する制度がある住宅市街地総合整備事業および住宅地区改良事業の積極的活用を促す。また他地区の事業手法や費用などの各種情報を提供することで、まちづくりへの取り組みを促す。
- ③については、社会資本整備総合交付金事業の制度拡充等を国に要望し、市町村に対し、各種交付金事業制度紹介の情報提供など市町村の財政負担の軽減に繋がる各種の取り組みを行い支援する。

関連事業・財政援助措置等

- 住宅・宅地開発と併せて必要となる住宅基盤整備の支援
 - 補助制度
 - 1) 社会資本整備総合交付金【住宅市街地基盤整備事業】
 - 財政支援制度
 - 2) 地方負担に対する財政措置(住宅市街地基盤整備事業)
- 優良なプロジェクトの認定による支援の重点化
地方活性化に資する宅地供給の促進

- 【大項目】 II 県土の保全と安全性の確保
- 【小項目】 2 安全・安心な地域社会の形成に向けた施策
- 【具体的な施策】 ⑥ 福祉のまちづくりの推進
- 【所管課】 障害者福祉課、建築指導課
(社会参加係) (企画係)

国土利用計画に掲げる施策

- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）や福岡県福祉のまちづくり条例の運用により、高齢者、障害者などをはじめとする全ての県民が安全かつ快適に生活できるまちづくりを促進する。

現況

本格的な高齢社会の到来やノーマライゼーションの気運が高まるなか、障害者、高齢者等をはじめすべての県民にとって生活する上でのバリア（障壁）となるものを取り除き、自らの意思で社会、文化、経済その他の分野の活動に参加できるいきいきとした地域社会を築くことが求められている。

このため県では、「福岡県福祉のまちづくり条例」及び「同条例施行規則」を制定し、県、市町村、事業者及び県民が連携し、バリアフリー化（障壁の除去）を行い、自立と社会参加を促進するための環境づくりー福祉のまちづくりーを推進していく。

- 福岡県福祉のまちづくり条例の制定（平成10年3月制定、平成10年4月1日一部施行、平成11年4月1日全面施行）
- 福岡県福祉のまちづくり条例の改正（平成19年2月28日改正、平成19年9月1日施行）
- 福岡県福祉のまちづくり条例施行規則の制定（平成10年7月制定、平成11年4月1日施行）
- 福岡県福祉のまちづくり条例施行規則の改正（平成16年3月31日改正 平成16年10月1日施行、平成19年7月13日改正 同年9月1日施行）
- 「ふくおか・まごころ駐車場」制度を開始（平成24年2月15日開始）

課題

福祉のまちづくりを推進していくためには、不特定かつ多数の人が利用する施設（まちづくり施設）をすべての県民が利用できるように整備していくことが必要であり、民間施設を含めた整備と誰もが生活しやすい社会づくりへの県民の理解と参加をいかに進めていくかが課題である。

対処方針

不特定かつ多数の人が利用する施設（まちづくり施設）を新築しようとする者に対し、高齢者、障害者等が円滑に利用できるように福岡県福祉のまちづくり条例に定める整備基準の遵守を求めるとともに、特に利用度の高い施設（特定まちづくり施設）については、工事着手前に計画の届出を義務づけ・工事完了検査を実施し、適切な指導・助言を行う。

既存施設についても、その所有者・管理者等に対して福祉のまちづくりの普及啓発に努めるとともに、整備・改善の促進が図られるように努める。

高齢者や障害者等が、公共施設や商業施設の障害者等用駐車場に車を止めやすいよう利用証を発行する「ふくおか・まごころ駐車場」制度を推進し、障害者等用駐車場の適正利用を図る。

関連事業・財政援助措置等

- 福岡県福祉のまちづくり事業（福岡県福祉のまちづくり基金による支援）

- 【大項目】 II 県土の保全と安全性の確保
- 【小項目】 2 安全・安心な地域社会の形成に向けた施策
- 【具体的な施策】 ⑦ 高齢者や障害者の居住に配慮した住宅整備の促進
- 【所管課】 建築指導課、住宅計画課、県営住宅課
(企画係) (民間住宅係、住宅指導係、計画係) (建替改善係)

国土利用計画に掲げる施策

- 高齢者向け優良賃貸住宅の供給など、保健・医療・福祉サービスと連携した多様な住宅供給を促進する。また、公共賃貸住宅については、高齢者などが安心して住み続けられるよう、居住環境に配慮した住宅整備を促進する。さらに、既存住宅のバリアフリー化を促進する。

現況

本県の高齢者居住世帯は、全世帯に対して約3割を占め年々増加している。

- 公営住宅の仕様において高齢者対応の構造、設備等の標準化（H3年度～）
- 福祉のまちづくり条例の施行（平成10年4月施行）
- 福祉のまちづくり基金条例の施行（平成10年4月施行）
- 高齢者の居住の安定確保に関する法律の施行（平成13年10月施行）
- 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年7月施行）
- 公営住宅の内老人・障害者世帯向けの特定目的住宅戸数の実績

区分	19		20		21		22		23	
	県	市町村	県	市町村	県	市町村	県	市町村	県	市町村
老人向	0	0	0	32	0	43	0	92	0	62
障害者向	1	0	7	0	0	0	3	2	2	2

- ケア・サービス付き公営住宅シルバーハウジング・プロジェクトの実施（S62年度～）
 - ・ 県営3団地68戸
 - ・ 北九州市営5団地170戸
- 在宅ケア対応モデル住宅「生涯あんしん住宅」の展示（H8～）

課題

本格的な高齢社会の到来に備え、高齢者、障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らしていける住宅・住環境を整備していかなければならない。

対処方針

- 高齢者等が住み慣れた地域社会の中において、可能な限り自立して安全かつ快適な生活を営むことができ、身体機能の低下や障害が生じた場合でも在宅生活が可能な住宅の整備の促進に努める。
- 高齢者向け住宅の立地にあたっては、日常生活を支援するデイサービス、ショートステイ等のサービスが受けやすいよう保健、医療、福祉施設への近接、併設に配慮する。
- 自らの居住の安定の確保が困難な高齢単身・夫婦世帯等の居住の安定を図るために、高齢者向け公共賃貸住宅の計画的な整備に努める。

関連事業・財政援助措置等

- 社会資本整備総合交付金【地域住宅計画に基づく事業】（国、地方公共団体）
- シルバーハウジング・プロジェクト（国、地方公共団体）
- 住宅金融支援機構融資制度（国）
- 特定目的借上公共賃貸住宅制度（国、地方公共団体、地方住宅供給公社）
- 地域優良賃貸住宅制度（国、地方公共団体）
- 福岡県福祉のまちづくり事業（県）

- 【大項目】 II 県土の保全と安全性の確保
- 【小項目】 2 安全・安心な地域社会の形成に向けた施策
- 【具体的な施策】 ⑧ 鉄道と道路の立体交差化の推進
- 【所管課】 道路建設課、公園街路課
(企画調査係) (街路係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 市街地における交通量の多い幹線道路の踏切の立体交差化を進める。

現況

本県内には、鉄道と道路の立体交差は、772箇所、平面交差が1,360箇所存在し、市街地における鉄道と道路の平面交差は、人的、物的交通が遮断されて住民被害要件となっている。このため交通の利便性の向上、さらには交通安全の確保の立体交差化を推進している。

1 県内における鉄道と道路との交差箇所数の状況

年	14	15	16	17	18	19
立体	755	761	769	758	785	76
平面	1,423	1,417	1,399	1,376	1,392	1,34

(資料) 「道路統計年報(表4)」

2 連続立体交差事業(計画)

箇所 区分	JR日豊本線 (行橋市)	西鉄天神 大牟田線 (久留米市)	西鉄天神 大牟田線 { 春日市 } 大野城市	JR鹿児島本 JR筑豊本線 (北九州市)
事業延長	2,040m	2,070m	3,300m	2,140m 2,400m
区間	行橋駅付近	花畑駅付近	春日原駅～ 下大利駅	折尾駅付近
踏切場所	6カ所	6カ所	12カ所	9カ所
事業期間 (年度)	H2～12	H7～17	H15～33	H16～31
進捗状況	完了	完了	H11 着工準備 事業採択 H13 都市計画 決定 H15 事業認可 H22事業認可変更	H13 着工準備 事業採択 H16 都市計画 決定 H16 事業認可

定

道路と鉄道との平面交差を除却して立体交差化するほか、道路の改築によりつくり、結果として当該踏切を除却する踏切除却事業を推進している。

踏切除却のための事業の推進状況

路線名	位置
(都)長溝線	大牟田
(都)光岡東郷線	宗像
(都)浜大塚線	古賀市

鉄道事業者と道路管理者で十分な

る。

課題

- 1 鉄道と道路の連続立体交差化はする必要がある。
- 2 交通事故の防止及び交通の円滑

進

対処方針

市街地再開発や土地区画整理事業

関連事業・財政援助措置等

関連事業

- 1 土地区画整理事業
- 2 連続立体交差事業
- 3 市街地再開発事業
- 4 社会資本整備総合交付金事業

- 【大項目】
- 【小項目】
- 【具体的な施策】
- 【所管課】

施策

国土利用計画に掲

- パーク・アンド・的な整備を促進する

現況

近年、自動車保有台刻な問題となっている。都市部における交通る交通障害の排除や安められている。

- 都市計画駐車場

都市名	
福岡市	博多駅
〃	福岡駅
〃	福岡中
〃	天神中
〃	川端地
〃	築港
〃	市営博
〃	天神地
久留米市	JR久留
〃	小頭町
〃	東町公
北九州市	勝山公
〃	天神島
豊前市	第1号
〃	第2号
筑後市	筑後船

- 事業実施箇所
 - ・ JR久留米駅西
 - ・ 第2号豊前市自

課題

1. 地元住民との合
2. 事業主体の財政

対処方針

市町村との連携を強
安定的な財政力確保

関連事業・財政援

交通結節点改善、道
(平成22年度より

進事業

らとと

こ

走式

自式

自式

地

- 【大項目】 II 県土の保全と安全性の確保
- 【小項目】 2 安全・安心な地域社会の形成に向けた施策
- 【具体的な施策】 ⑩ 交通安全施設の整備促進（1）
- 【所管課】 道路維持課
(交通安全係)

国土利用計画に掲げる施策

- 安全で快適な道路交通環境を確保するため、事故危険箇所の改善や、誰もが安心して通行できる幅員及びバリアフリー歩行空間の整備を促進する。

現況

交通安全施設等整備事業実施計画（H20～H24）などに基づき、事故危険箇所など緊急性の高い地域において、交差点の改良、歩道等の整備、道路照明の設置等を行っている。

また、高齢者・障害者等の社会参加を支援するため、駅・住宅・公共施設等の周辺における歩行空間のバリアフリー化を行い、利用者にとって安全で歩きやすいネットワークを形成し、道路交通環境の整備も併せて行っている。

特定道路のバリアフリー化の整備状況（県が管理する特定道路延長 L = 45.3 km）

(単位：km)

	平成20年度末	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末
整備済延長	26.2	29.8	32.7	33.9

※ 特定道路・・・鉄道駅や官公庁等の生活関連施設間の道路のうち、高齢者が通常徒歩で利用する道路

課題

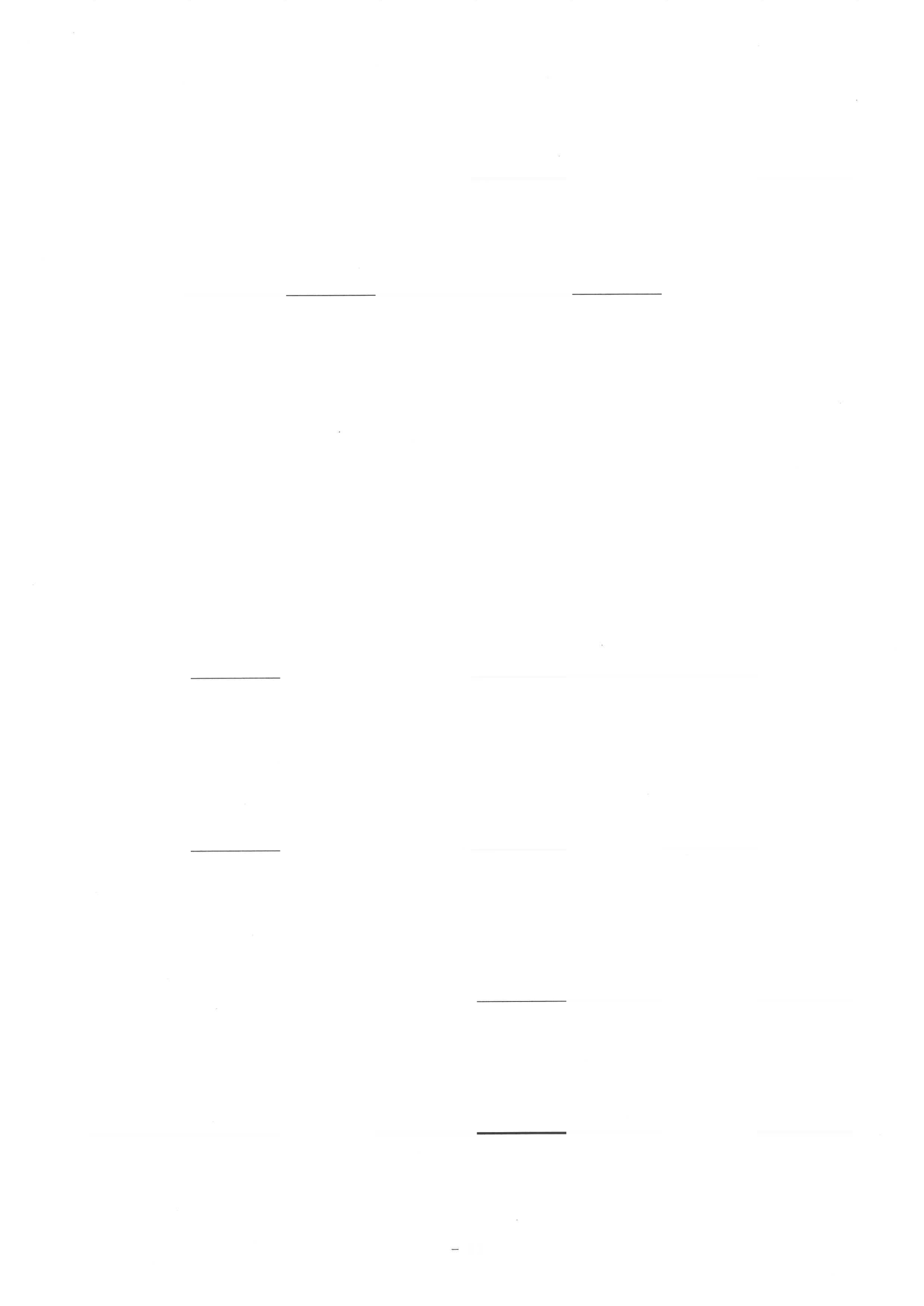
歩道設置や歩行空間のバリアフリー化は、沿線住民の理解と協力が必要である。

対処方針

市町村、関係する福祉関係団体、沿線住民等と整備内容等の協議を行う。

関連事業・財政援助措置等

国土交通省所管：交通安全施設等整備事業、社会資本整備総合交付金事業、地域自主戦略交付金



項

- 【大小
- 【器具
- 【場所

国土

○ 地
を区

現況

高齢
対する
携を区
複数
機能を
また
10月末
ている

課題

各医
資源を
また

対処

本県
とめて
病院の
連携ク
また
へき地

関連

- ・地域
- ・へき
- ・へき

- 【 目 的 】
- 【 小 目 的 】
- 【 具体的な施策 】
- 【 所 管 課 】

安全・安心な

国土利用計画に掲

○ 必要な介護サービ

とが よ び て、介護保険施設等の計画的な整備を図る。

現況

介護保険施設等につ
で 市町村の
福祉計画に基づき、計

(H24)

施設種別	
養護老人ホーム	4
特別養護老人ホーム	266
軽費老人ホーム	125
介護老人保健施設	164

課題

高齢化の進展に伴い
ら、高齢者の状態に応
ある。
また、多くの高齢者
が必要な状態になって
課題である。

判

け

対処方針

平成24年3月に策定

に基づき、

く。

関連事業・財政援

- 福岡県高齢者福祉施
- 福岡県介護基盤緊急
- 福岡県介護施設開設

- 【大項目】 II 県土の保全と安
- 【小項目】 2 安全・安心な地
- 【具体的な施策】 ⑭ 子育て支援施設
- 【所管課】 子育て支援課
(保育係)

国土利用計画に掲げる施策

- 子どもを安心して生み育てることがで
どの子育て支援施設の整備を促進する。

現況

- 保育所について
 - ・ 女性の就業率の増加や昨今の雇用情勢
 - ・ 国においては、「希望するすべての人が
の健やかな育成に社会全体で取り組む
え、保育所等の待機児童解消をはじめ
ており、平成20年度から「安心こども
 - ・ 県においても、国の基金をもとに、「
機児童の解消に取り組んでいる。
 - ・ 平成22年度整備 91施設 平成23年
- 子育て支援拠点施設について
 - ・ 都市化や核家族化が進行する中で、身
て家庭の孤立感、育児不安を招いてお
 - ・ 県においては、育児不安はもとより、
支援拠点施設」の設置促進を図ってい
 - ・ 平成22年度整備 4施設 平成23年度

課題

- 保育所について
 - ・ 保育の実施主体は市町村であるため、
 - ・ また、その需要に対し施設整備を含め
- 子育て支援拠点施設について
 - ・ H22年3月に「次世代育成支援行動計画
における整備計画との整合を図りなが

対処方針

- 保育所について
 - ・ 現在取り組んでいる「福岡県子育て応援
拡大に努める。
- 子育て支援拠点について
 - ・ 子育て支援拠点施設未設置市町村に対
るよう市町村の状況に応じ施設の増設等

関連事業・財政援助措置等

- 保育所及び子育て支援拠点の整備につ
平成24年度末までを対象期間とする「福

地域

止

るとと

て応援基金」る

【大項目】 III
 【小項目】 1
 【具体的な施策】 ①
 【所管課】 循

美 二向け
 クル産業

国土利用計画に掲げ

○ 廃棄物などの発生抑
 会システムの開発、資

イクル技術

現況

1 福岡県リサイクル総
 産・学・官・民の関
 月、北九州学術研究都
 リサイクル技術や社
 サイクル関連情報の発
 (主な研究成果)
 ・ポリエステル
 ・規格外食品乾焼
 ・生ごみ等から
 ・めっき排水から
 ・紙おむつリサイ

とて、

システムの開発

2 エコタウンにおけるリサ
 北九州、大牟田の2
 集積している。

さ リ ク

3 レアメタルリサイク
 エコタウンにおけるリ
 ャルを活用したレアメ
 ざしている。

ク システ

レアメタル抽出工
 程

ンシ
 め

4 炭素繊維リサイクル
 大牟田エコタウン内

課題

リサイクルをシステム
 ともに社会システムの開
 は、益々重要になってき

り れ

リ ク

オンタ

対処方針

引き続き、リサイクル
 技術及び社会システムの

北九州

し、リサイクル

関連事業・財政援助

- 【大項目】 III
- 【小項目】 1
- 【具体的な施策】 ②
- 【所管課】 廃棄
(施)

国土利用計画に掲げる施策

- 廃棄物などの発生抑制
テムの開発、資源を有効
- 不法投棄など不適正処
握とそれを踏まえた効果

とるり
る。

社会シ

現況

- 1 福岡県廃棄物処理計画
平成 24 年 3 月に「
の推進、排出事業者責
としている。
- 2 廃棄物処理法の改正
 - ① 平成 18 年 2 月 10 日
石綿含有廃棄物に
が確保されるよう改
 - ② 平成 19 年 9 月 7 日
事業系一般廃棄物
たパレットに係る木
 - ③ 平成 21 年 11 月 10 日
無害化処理に係る
管理の技術上の基準
や記録する事項を追
 - ④ 平成 22 年 5 月 19 日
建設廃棄物の処理
場合の事前届出制度
付け、優良産廃処理
棄物処理計画を提出

こ

るこ

10月1日施行

1

るく

した

る

課題

- 1 産業廃棄物については
処理に対する意識の高揚
- 2 再資源化を推進するた
- 3 産業廃棄物の適正処理

と

れ

対処方針

- 1 多量に産業廃棄物を排
助言・指導
- 2 関係機関（九州経済産
- 3 事業者、処理業者、処
- 4 処理業者講習会等を通
- 5 処理業界の健全育成及

し

関連事業・財政援助措置等

- 1 処理業界の健全育成及
補助を実施している。
- 2 産業廃棄物の減量化、
対して、施設整備費補助
また、再資源化物の需

- 【大項目】 III 環境の保全と美しい県土の形成
- 【小項目】 1 循環と共生の社会の実現に向けた施策
- 【具体的な施策】 ③ 一般廃棄物の適正処理の推進
- 【所管課】 廃棄物対策課
(計画指導係、施設第一係)

国土利用計画に掲げる施策

- 一般廃棄物処理施設については、リサイクルセンターや熱回収的な整備を促進する。なお、施設の立地に当たっては、自然環境
- 市町村などにおける広域的なごみ処理のネットワークの構築を以て効率的な処理を推進する。また、市町村の広域的な一般廃棄物処理のサーマルリサイクル（熱回収）として有効なRDF発電を引

現況

広域処理の現況

各市町村等が保有する小規模の焼却施設をできるだけ集約し高とやマテリアルリサイクル施設（原材料として再利用）やサーマとして推進している。

課題

- 1 一般廃棄物処理施設が迷惑施設として受け止められていること
難く、各地で紛争が発生する等、設置が困難な状況になっている
- 2 ダイオキシン対策等に伴い一般廃棄物処理施設の建設費の増大
存の事務組合枠では施設の確保が困難な状況にある。

立地の問題により単独市町又は

対処方針

効率的かつ適正な処理を全県的に確保するため、国の循環型社
み処理の枠組みの見直しを含めた新たな広域的なごみ処理体制の

して、

関連事業・財政援助措置等

(循環型社会形成推進交付金)

	助成率
(1) マテリアルリサイクル推進施設	1/3
(2) エネルギー回収推進施設	1/3
(3) 高効率ごみ発電施設	1/2
(4) 高効率原燃料回収施設	1/2
(5) 有機性廃棄物リサイクル推進施設	1/3
(6) 最終処分場	1/3
(7) 最終処分場再生事業	1/3
(8) エネルギー回収能力増強事業	1/3
(9) 廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業	1/3、1/2
(10) 漂流、漂着ごみ処理施設	1/3
(11) コミュニティ・プラント	1/3
(12) 施設整備に関する計画支援事業	1/3
(13) 廃棄物処理施設における長寿命化計画策定支援事業	1/3

- 【大 項
- 【小 項
- 【具体的な
- 【所 管

Ⅲ
1

美しい

国土利用計

- リフォ
- 環境に配

現況

住宅は、建
環境負荷を与
が求められて
そのような
環境負荷の低
の普及の促進
少なく、リサ
し、県内加工
住まいづくり
当事業を利
れている。

解体時における多量の建設廃棄物の発生など、大きな

示された。

増加し

と

ら

また、「住
する情報提供

課題

住宅施策に
未だ至っていな

き

対処方針

- 長期にわ
- め、長寿命
- 地域産材

トック

関連事業・

- ・福岡県快
- ・住宅情報

- 【大項目】
- 【小項目】
- 【具体的な施策】
- 【所管課】

国土利用計画に拠

○ 地域間の水供給能とする水のネット!

現況

水道の現況（平成2

1 水道事業数

水道用水供	
	6事

2 現在給水人口と

広域圏	総人口 (人)
福岡	2,41
北九州	1,30
筑後	91
筑豊	43
県計	5,06

3 水道普及率の推

総人口(千人)	
給水人口(千人)	
福岡県 (%)	
全 国 (%)	

4 給水量の推移

1日平均給水量(
1日最大給水量(
1人1日平均給水量	
1人1日最大給水量	

課題

1 水道未普及地域

対処方針

- 1 水道事業体にか
- 水道未普及地域の
- 2 水の有効利用を
- を超えた広域的視
- を促進する必要が
- 推進する。

関連事業・財政援

水道水源開発等施設
簡易水道等施設整備
水道広域化施設整備

- 【大項目】 Ⅲ 環境の保全と美しい県土の形成
 【小項目】 1 循環と共生の社会の実現に向けた施策
 【具体的な施策】 ⑥ 循環型農業の確立推進
 【所管課】 畜産課
 (企画環境係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 良質たい肥の生産施設や散布機械の整備などの取組を支援するとともに、耕畜連携による循環型農業の確立を図る。

現況

家畜排せつ物の処理施設等や堆肥の流通促進のため施設機械等の整備を行った。また、良質な堆肥の生産及び流通を促進するため、堆肥化技術及び良質堆肥生産意欲の向上を図る目的でふくおか良質堆肥コンクールを開催し、併せて「堆肥づくり・土づくり」シンポジウムを開催した。

1 関係機械・施設の整備状況

(実施地区)

年度	H19	H20	H21	H22	H23
国庫事業	1	1	1	1	—
県単事業	9	8	7	16	9
リース事業	2	5	7	10	9

2 堆肥コンクール開催及び実証展示ほの設置状況

(箇所)

年度	H19	H20	H21	H22	H23
堆肥コンクール	○	—	○	—	○
実証ほ展示	3	3	3	3	—

注) 堆肥コンクール○：開催、—：未開催(H20年度より隔年開催に変更)

実証ほ展示は実施した箇所数(平成22年度で終了)

課題

- 1 処理施設等の整備による堆肥の品質向上や関係施設機械の整備への支援
- 2 堆肥の流通や利用等への支援

対処方針

- 1 補助事業やリース事業等を活用した処理施設や関連施設機械等の整備
- 2 畜産農家が生産する堆肥情報を作成し、関係機関や耕種農家への堆肥供給情報の提供

関連事業・財政援助措置等

- ・ふくおかの畜産競争強化対策事業(県単ハード)
- ・畜産高度化支援リース事業(畜産環境整備リース事業、たい肥・調整保管リース事業)
- ・畜産経営環境調和推進資金(日本政策金融公庫資金)
- ・畜産経営環境保全推進事業(県単ソフト)

- 【大項目】 Ⅲ 環境の保全と美しい県土の形成
- 【小項目】 1 循環と共生の社会の実現に向けた取組
- 【具体的な施策】 ⑦ 地球温暖化対策の推進
- 【所管課】 環境保全課
(地球温暖化対策係)

国土利用計画に掲げる施策

- 地球温暖化を防止するため、風力、太陽光をはじめとする再生可能エネルギーや木質資源などに由来するバイオマスエネルギーを積極的に導入することをはじめ、「福岡県地球温暖化対策推進計画」(県政報告書)に基づき、省エネ、省資源に向けた取組を進める。

現況

- 平成18年3月に「福岡県地球温暖化対策推進計画」を策定し、地球温暖化防止に向けた取組を進めている。
- 民生の家庭部門と業務部門、運輸部門の自動車について、削減目標の達成に向けた様々な取組を示している。
- 温室効果ガス総排出量(H21年度)はH2年度比9.6%減少(2010年度比10.9%削減)となっている。

区分	対象	削減目標	基準
二酸化炭素排出量	民生部門 家庭	H22年度までに 1世帯当たり排出量を 約10%削減	2,746
	業務	単位床面積当たり 排出量を約8%削減	95.5
	運輸部門	自動車1台当たり 排出量を約13%削減	3,420
温室効果ガス 総排出量		総排出量を基準年度 (H2年度)比で6%削減見込	(H2年度)比 6,122

二酸化炭素排出量の削減目標

課題

- 県民生活に密着する部門での排出量が増加している。1990年度と比較して、県民生活に密着する部門(家庭部門、業務部門、運輸部門)において、排出量が13.6%~26.1%増加している。

合計	26,122
二酸化炭素	20,122
メタン	4,000
一酸化二酸化窒素	2,000
代替フロン(ハイドロフルオロカーボン)	0

対処方針

- 二酸化炭素排出量が増加傾向にある家庭部門、業務部門を重点的に削減策を講じ、普及啓発を実施する。

関連事業・財政援助措置等

- エコライフ応援事業(家庭や職場で地球温暖化防止に取り組む事業者への支援)
- 中小企業省エネ促進事業(相談対応、情報発信、人材育成)
- ふくおか省エネ・節電県民運動(電力需要が増加する夏季の省エネ・節電の取り組みを推進)
- 福岡県環境保全施設等整備資金融資(中小企業のエネルギー効率化に資する設備の導入を支援、年1.3%の利率で融資)

- 【大項目】 III 環境の保全と
- 【小項目】 1 循環と共生の
- 【具体的な施策】 ⑧ 自然エネルギー
- 【所管課】 総合政策課
(エネルギー政策)

国土利用計画に掲げる施策

- 地球温暖化を防止するため、風力、太陽光や木質資源などに由来するバイオマスエネルギーを進めることをはじめ、「福岡県地球温暖化対策推進省エネ、省資源に向けた取組を進める

現況

- 県における、平成22年度末現在の状況。 (国の公表データや、市町村アンケート等による)

再生可能エネルギー 発電の種類	累計 発電量 (kWh)
太陽光発電 住宅用	1,000
太陽光発電 非住宅用	
風力発電	
水力発電	
バイオマス発電	1,000
合計	2,000

*23年度は集計中

課題

- 東日本大震災後、エネルギーの多様化が図られ、地域が果たすべき役割が大きくなってきている。
- このような状況を踏まえ、太陽光や風力など再生可能エネルギーの自給率の向上、災害時の地域のエネルギー供給の確保が課題となっている。

対処方針

- 太陽光発電を始め、風力、中小水力など再生可能エネルギーの導入を進めていくために、地域社会において再生可能エネルギーの普及が県営公園や学校など県有施設に太陽光発電を導入することを目指す。
- また、市町村自ら、あるいは市町村、県民の協力を得て、再生可能エネルギーの導入への支援（導入可能性調査及び設備導入の支援）を行う。
- さらに、民間の活力を活かし、再生可能エネルギーの導入支援システムにより、民間事業者等が再生可能エネルギーの導入（発電量など）等をインターネット上で提供できるようにする。

関連事業・財政援助措置等

- 【大 項
- 【小 項
- 【具体的
- 【所 在

バイオマスエ

国土利用

○ 地球温
や木質資
進するこ
省エネ、

現況

近年、房
る期待が高
このよう
ら搬出され
このため
テムと加工
いる。

と オマス等の

り

う拠点 ック

課題

- 1 林地残材の有効活用
- 2 原料調達コスト及びチップ加工コストの更なる削減
- 3 新たな熱利用者の開拓

対処方針

- 1 森林
- 2 効率
- 3 県、
料供給

け、安

用 搬出を促進する

を利用す 需要者と

関連事業

- ・森林整備
- ・森林・林
- ・地域新エ
- ・新エネルギー

林野(=)

- 【大項目】 III 環境の保全と美しい県土の形成
- 【小項目】 1 循環と共生の社会の実現に向け
- 【具体的な施策】 ⑩ 生物多様性の保全と持続可能な
- 【所管課】 自然環境課
(野生生物係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 人と自然が共生した社会づくりを進めるため、生物多
策を検討・実施する。

現況

全国の生物多様性の現状は、生物の生息・成育地とな
の各生態系において、損失が進んでおり長期的に悪化傾
価報告書より)。

本県も例外ではなく、第1の危機「開発や乱獲」、第
来種の影響」などの要因により、生物多様性の損失は進
大な損失に発展するおそれも指摘されている。

生物多様性基本法(平成20年施行)は、地方自治体
る施策を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かな生物
受できる自然と共生する社会の実現を図ることを求めて

生物多様性は、社会経済活動を支えるだけでなく、人
して地域独自の文化の多様性も支えている。生物多様性
能な発展と県民幸福度の向上に資するものであり、施策

課題

- 1 本県の施策に生物多様性の視点を取り入れ全庁的な施
- 2 関係主体が生物多様性を考慮した取組を円滑に進めら
こなのかといった情報の収集と整理、公開が必要である

対処方針

- 1 生物多様性基本法に基づく法定計画「生物多様性地域
総合的かつ計画的に推進する。
- 2 全庁的かつ組織横断的な取組を推進するため、庁内関
略の内容や保全に向けた施策を検討していく庁内検討会
- 3 生物多様性重要地域や生態系ネットワークを科学的に
計画等の空間計画への反映・調整を行う。
- 4 戦略策定後についても、戦略の着実な推進を図るため
確立や進捗状況の公開などを検討する。

関連事業・財政援助措置等

- 【大
- 【小
- 【具
- 【所

III

と美

国土利

○ 鳥
や生
被害
る。

現況

鳥
てお
人間
こ
び銃
り等
(※

取締

種

年度

H18

H19

H20

H21

H22

H23

課題

- 1 具
- 2 里
る。
- 3 具

対処

- 1 里
鳥普
- 2 形
普及
- 3 有
- 4 作

る。
募集

し

る。

関連

- 1 修
- 2 日
- 3 本

- 【大項目】 III 環境の保全と美しい県土の形成
- 【小項目】 1 循環と共生の社会の実現に向けた施策
- 【具体的な施策】 ⑫ 希少野生動植物の保護と生育・生息環境の保全
- 【所管課】 自然環境課
(野生生物係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 野生動植物が、生態系の重要な構成要素であるだけでなく、自然環境の重要な一部として県民の豊かな生活に欠かすことのできないものであることにかんがみ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存と生育・生息環境の保全を図ることにより良好な自然環境を保全し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与する。

現況

近年、特に高度成長期以降の都市化の進展、里地里山の荒廃、外来種の侵入、地球温暖化の進行などの様々な理由により、多くの野生生物が絶滅の危機に瀕し生物の多様性が損なわれている。そこで、県では、現状を広く社会に知ってもらい、保全への行動を起こしてもらうため、県内の絶滅のおそれのある野生生物をリストアップし、その現状や減少要因などを明らかにした「福岡県レッドデータブック（以下RDB）」を発刊したところである。RDBは、環境指標として、開発における保全対策などに活用されることを想定している。

この度、2001年に刊行した初版RDBを改訂し「福岡県レッドデータブック2011」を発刊したところであるが、10年前との比較として現況を評価することができる。結果として、絶滅危惧種として掲載された種数は、今回改訂の対象となった植物群落、維管束植物、哺乳類、鳥類全てにおいて、絶滅危惧種数は増加しており、生物多様性の損失が進んでいることが判明した。（下表）

	2001版	2011版	増加	2001版からの減種	2011版からの増種	備考
植物群落	70	89	19	2	9	2001版の単一群落を2011版では分割したものである。
植物(維管束)	580	606	26	28	54	
植物(その他)		39	—			2011版から調査を実施
哺乳類	23	24	1	1	2	
鳥類	64	90	26	13	39	

課題

- 1 絶滅の最大の要因のひとつである「開発」において、RDBが有効活用されていない。
 - ①開発系の許認可において行われる生物調査について、現状では、開発事業者による自主調査のみに委ねられており、精度が確保できていない。
 - ②生息が確認された場合においても、事業計画に変更を伴えばコストが発生するため効果的な保全対策がとれていない。
- 2 絶滅危惧種の保全策について、基本的な認識が不足している。（環境影響を縮小するための優先順位「回避・低減・代替」が考慮されていない点など）
- 3 RDBの一般県民への認知度が低い。

対処方針

- 1 希少種の分布を地図情報にデータベース化することで、
 - ① 開発事業者による調査を補完する。
 - ② 計画の前段階において、保全対策を検討することができる。
- 2 工事における配慮について、基本的な考え方を示した配慮指針を策定する。
- 3 RDBの普及版とチラシを作成するとともに、RDBホームページのリニューアルを行い、一般県民への普及を図る。

関連事業・財政援助措置等

- 【大】
- 【小】
- 【具体的】
- 【所】

国土利用

○ 地域の提供や意識

現況

外来生物
 かしその
 物多様性を
 平成17
 響を与える
 としている

- | |
|-----|
| 分類 |
| 哺乳類 |
| 鳥類 |
| 爬虫類 |
| 両生類 |
| 魚類 |
| クモ・ |
| 昆虫類 |
| 植物 |

課題

- 1 すて
- 2 潜伏
なりか
- 3 生態
ど社会

対処方針

- 1 効果
回復度
ていく
- 2 侵入
にはこ
- 3 社会
して外

関連事業

- ・ 特定外
- ・ 外来魚
- ・ 外来魚
- ・ 出前講
- ・ アライ

:美しい

河川や湖沼の

エル

出く

こと

ぐことがきる

る

く。

1

0

の作成

- 【大項目】 III 環境の保全と美しい県土の形成
- 【小項目】 1 循環と共生の社会の実現に向けた施策
- 【具体的な施策】 ⑭ 下水道整備の推進
- 【所管課】 下水道課
(公共下水道係、流域下水道係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 生活環境の改善、河川・海域などの水質保全を図るため、下水道や浄化槽など汚水処理施設の整備を進める。

現況

下水道の整備状況

1 公共下水道

整備都市数	行政人口	下水道処理人口	普及率	整備目標 (H27年) 下水道処理人口普及率
47市町 (政令市含む)	5,049,112人	3,907,199人	77.4%	80.0%

2 流域下水道

箇所数	関連都市数	計画排水区域面積	整備状況
9箇所 (内9箇所供用開始)	29市町 (佐賀県基山町含む)	29,178ha	18,005ha (61.7%)

課題

- 1 下水道の普及促進
- 2 下水汚泥の処理処分対策 (広域処理、資源化等)
- 3 下水道普及に伴う処理水再利用
- 4 高度処理についての検討 (公共用水域の水質保全、富栄養化対策)

対処方針

- 1 福岡県汚水処理構想等による計画的、かつ、効率的な整備推進を図る
- 2 下水汚泥処理処分の諸課題と方針の検討
- 3 下水処理水有効利用の検討
- 4 高度処理に係る諸課題の検討

関連事業・財政援助措置等

1 公共下水道事業

下水道は今やナショナルミニマムとして、都市・農山漁村を問わずその整備は緊急かつ重要な課題となっている。このため、関係市町村が計画的かつ効率的な汚水処理施設整備の推進を図るよう、助言・指導を行っていく。

2 流域下水道事業

下水道事業のうち、流域下水道事業は広域的な水質保全を図ることが妥当な地域に下水処理場や幹線管渠の根幹的施設を県で、枝線管渠等の関連施設を関係市町村で整備する事業である。このことから県と関係市町村が一体となって整備促進を図ることが重要である。

- 【大】
- 【小】
- 【具】
- 【所】

廃棄

美

向

国土利

○ 生
める

る

現況

1 生
つ効
汚水
平
ち浄

とて
くと

こ、
であり、この

2 浄
ため
度も
県

を図っている。

り、こ
らば 県費補助

課題

福岡
回って
る効率

る
る

対処方

平成2
判断し
を活用

関連専

福岡

1 浄

事業等 (市町村

美

型)

- ノ
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9~1
- 11~

- 【大】
- 【小】
- 【具体】
- 【所】

項
項

III

国土利

○ 閉鎖
負荷が
適切が

現況

内湾、
類の蓄積
が、海域

当県内
海の環境
年3月策
の低減、

また、
m³以上
ダム等)
日の平均
、T-P
ている。

4湖沼（油木）

さ あり、

り そ
る

(日
こ

指導を実施

課題

本県の
法人水資
の達成状
閉鎖性
い割合で
また、
当県の閉
要である
また、
が多岐に

全
こよ

(河川142) 海

で環境基

対処方

関係部

関連事

- 【大
- 【小
- 【具
- 【所

国土

○ 土
染

現況

近年
福
クを低
土
定めら
が定め
なお
「ダイ

課題

土
を未
また
スにつ
さら

搬出

る。

を要す
事例 多く

対処方針

工場
また
るとと
なお
ダイ
により
法に基

る。

に努める。

関連

土
による
県で
土
また
国の財

- 【大項目】 Ⅲ 環境の保全と美しい県土の形成
- 【小項目】 2 美しくゆとりある県土形成に向けた施策
- 【具体的な施策】 ① 美しいまちづくりの推進
- 【所管課】 都市計画課
(都市政策係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 福岡県美しいまちづくり基本方針に従い、NPOやまちづくり団体による美しいまちづくりを推進する。また、景観法に基づく景観計画のりを推進する。

現況

我が国は、昭和30年代から昭和40年代半ばにかけての高度成長期を経この間、機能性を重視した都市基盤整備や都市開発を推進してきた。この地域特性や歴史的、文化的な伝統が失われつつあり、まちづくりも画余暇時間の拡大や価値観の多様化、あるいは国際化といった状況の中「心の豊かさ」への関心が高まっている。こうした多様なニーズに応え性的で魅力あふれるまちづくりが求められている。

課題

美しいまちづくりを推進していくために、まちづくりの主役である県醸成を図り、県民運動として盛り上げていく必要がある。
また、快適性やゆとりと潤いといった公共空間への需要の高まりを受け施行された。一方、地域における住民活動は、あらゆる分野でますます民が一体となった個性と魅力あるまちづくりを推進することが必要とな

対処方針

本県では、県民、市町村及び県のパートナーシップによる景観形成をまちづくり条例（平成12年9月）」を美しいまちづくりの一層の推進を大きく改正し、翌年、条例に基づく「美しいまちづくり基本方針」について周辺景観への波及効果を期待するとともに県民の景観に対する意識の醸成道部における景観整備事業を県民協働のもと県内各地で実施している。さらちづくり条例の理念に即した景観整備を行えるよう、対象施設を、美しいまち等へと拡充するなどの景観整備事業制度要綱を改正した。
広域的な景観要素を活かした美しい県土の保全と形成のため、平成16基づいた景観計画策定を進め、平成21年3月には「矢部川流域景観計画」域景観については平成22年10月、京築広域景観については平成23年12月県民の発意と参加による地域の個性を反映した美しいまちづくりを推進意識啓発として景観大会においてまちづくり団体の活動報告や表彰式景観や建築物の募集、まちづくりをテーマとした絵画などを募集していくり活動を支援するために「まちづくり専門家」派遣事業も行っている。今後は、美しいまちづくり条例及び基本方針を柱とし、パートナーシッ、県民と協働し、美しいまちづくりの過程を共有することによって美しい

関連事業・財政援助措置等

- 景観形成を目的として、「景観整備事業」を実施中である。
- ・久留米市「荘島町小森野線（医大通り）景観整備事業」（H4～11、
 - ・福岡市「津屋崎町「福間停車場汐井線景観整備事業」（H5～10、L
 - ・飯塚市「柏木町幸袋線景観整備事業」（H6～8、L=0.4km）完成
 - ・柳川市、三橋町「晴天浜武線景観整備事業」（H6～14、L=1.5km）
 - ・八女市「大島稲富線景観整備事業」（H10～17、L=2.1km）完成

- ・大川市「小保酒見線景観整備事業」(H11~14、L=0.5km)完成
- ・久留米市「本町津福本町線景観整備事業」(H13~17、L=1.2km)完成
- ・久留米市「本町高良内町線景観整備事業」(H15~18、L=0.6km)完成
- ・行橋市「行事西泉線景観整備事業」(H16~21、L=1.3km)完成
- ・遠賀町「松ノ本上別府線景観整備事業」(H17~24、L=1.2km)事業中
- ・苅田町「苅田臨海工業線景観整備事業」(H18~25、L=2.3km)事業中
- ・豊前市「犀川豊前線景観整備事業」(H22~H24、L=3.1km)事業中
- ・柳川市「本町新田大川線景観整備事業」(H22~H24、L=0.4km)事業中
- ・糸島市「波多江泊線景観整備事業」(H22~H25、L=1.4km)計画中
- ・糸島市「玉名八女線景観整備事業」(H22~H24、L=0.2km)計画中
- ・糸島市「南港1号線景観整備事業」(H22~H26、L=3.8km)計画中

- 【大項目】 Ⅲ 環境の保全と美しい県土の形成
- 【小項目】 2 美しくゆとりある県土形成に向けた施策
- 【具体的な施策】 ② 道路空間の整備推進
- 【所管課】 道路維持課
(補修係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 道路交通の安全性、快適性を確保し良好な道路交通環境の保全のため、歩道などへの植栽や、適切な維持管理による道路緑化環境を整備する。また、電線共同溝などの整備を図る。

現況

道路緑化率

(km、%)

	H 2 0		H 2 1		H 2 1		H 2 2	
	実延長	緑化率	実延長	緑化率	実延長	緑化率	実延長	緑化率
福岡県管理道路	3500.6	5.4	3492.8	5.5	3492.8	5.5	3512.1	5.6

(「道路現況表」より)

- (注) 1 緑化率=緑化済み延長/実延長
 2 実延長は道路実延長であり、緑化必要延長ではない。
 3 道路公社及び政令市の管理区間を除く。

課題

- 1 道路景観の向上
- 2 道路環境の改善

対処方針

- 1 植樹帯の設置
- 2 植樹及び維持管理の充実

関連事業・財政援助措置等

主な植樹帯の設置箇所 一般国道 200号、322号、385号、386号、495号等
 主要地方道 福岡東環状線、筑紫野古賀線、久留米筑紫野線等
 一般県道 山田中原福岡線等

- 【大項目】 III 環境の保全と美しい県土の形成
- 【小項目】 2 美しくゆとりある県土形成に向けた施策
- 【具体的な施策】 ③ 街路整備事業の推進
- 【所管課】 公園街路課
(街路係)

国土利用計画に掲げる施策

○道路交通の安全性、快適性を確保し良好な道路交通環境の保全のため、歩道など管理による道路緑化環境を整備する。また、電線共同溝などの整備を図る。

現況

街路事業は、都市構造の骨格を形成するとともに市街地交通の円滑化を図り、理施設収容のための空間を確保し、都市環境の改善を図ることを目的として、整備

(都市計画道路の整備状況)

本県における平成23年3月末現在の都市計画決定路線は、久留米市など43都市が決定されている。(政令市を除く)

都市名	計画決定延長 (km)	改良済延長 (km)	整備
北九州市	695.5	475.0	
福岡市	512.8	397.1	
政令市を除く市町	1,576.3	733.4	
合計	2,784.6	1,605.5	

(平成23年度街路事業費)

事業主体	路線数	事業区間延長 (km)	事業費 (百万円)	備
県	19	18.0	6,727	千代粕
市・町	21	9.2	2,033	東合川
合計	40	27.2	8,760	政令市を除く

課題

街路事業費は用地及び補償費の占める割合が大きいが、家屋を移転する際、により、事業の円滑な実施に支障をきたすことがある。このため、行政機関で十分連携を取り、移転先の確保等生活再建のための措置を図ることが必要である。

対処方針

地元市町や土地開発公社等に用地交渉等を依頼することにより、事業の円滑化を図る。

関連事業・財政援助措置等

〔事業種別〕

街路事業

道路改築、橋梁整備、踏切除却、連続立体交差、交通結節点改善、

(平成22年度より社会資本整備総合交付金、平成23年度より地域自主戦略(知))

- 【大項目】
- 【小項目】
- 【具体的な施策】
- 【所管課】

国土利用計画に掲

○ 優れた自然の風景
目的に合わせて指

現況

自然公園の現況

区	公園名
分	
国立	瀬戸内海
国定	玄海
	耶馬日田 英彦山
	北九州
	小計
県立	太宰府
	筑豊
	筑後川
	矢部川
	脊振雷山
	小計
	合計

自然環境保全地域の

地域名
猪野
大島
鳥屋山
沖ノ島

注：（ ）は特別区

美

ど

課題

- 1 生活様式の多様化、自然保護思想の高まり等の社会経済情勢利用への期待は増大しているものの、自然公園及び自然環境地の利用の規制を伴うため、その指定及び拡張には土地所有要する。
- 2 自然公園の指定及び公園計画の決定から長い年月を経過し社会経済状況の変化から保護及び利用計画の見直しが求められ

の土
り時間を

自

り巻く社

対処方針

1については、自然環境保全の重要性については関係者の項
る。

く考えであ

2については、区域及び公園計画の再検討（全面的な見直し）
立自然公園5について順次実施する。

り

県

県立自然公園の再検討は、平成3年度に矢部川県立自然公園
8年度には筑豊県立自然公園が終了した。

県立自

平成

また、国定公園についても、平成元年度に玄海国定公園、平
耶馬日田英彦山国定公園が終了し、現在、玄海国定公園の点樹

である。

平成4年度に

関連事業・財政援助措置等

- 【大項目】 Ⅲ 環境の保全と美しい県土の形成
- 【小項目】 2 美しくゆとりある県土形成に向けた施策
- 【具体的な施策】 ⑤ 特別緑地保全地区・風致地区の指定の推進
- 【所管課】 公園街路課
(公園緑地係)

国土利用計画に掲げる施策

- 優れた自然の風景地及び自然環境を保全することが特に必要な区域を自然公園や自然環境保全地域など目的に合わせて指定するとともに、適正な維持・管理を行う。

現況

『特別緑地保全地区』

都市計画区域内において良好な自然環境を形成している土地の区域について、建築物の建築、宅地の造成、樹木の伐採等を規制して、良好な都市環境の形成を図っている。

『風致地区』

都市計画区域内において良好な自然環境を形成している景勝地、公園、沿岸、低密度住宅地等を指定している。また、指定地においては、建築物の建築、宅地の造成、樹木の伐採等を規制して、風致の維持を行っている。

特別緑地保全地区の指定状況 (平成22年度末)		
	地区数	面積 (ha)
福岡市	70	116.6
北九州市	17	83.3
春日市	2	3.8
計	89	203.7

風致地区の指定状況 (平成22年度末)		
	地区数	面積 (ha)
福岡市	12	441.3
北九州市	15	12870.7
大牟田市	2	76.4
久留米市	3	245.8
飯塚市	1	2.2
計	33	13,636.4

課題

『特別緑地保全地区』

- 1 市街地及びその周辺では、地価が高いため地区指定が困難。
- 2 地区内での広場整備の要望が高いが、自然環境の保全の面から困難であるので、地区住民への環境保全に関する啓発活動が必要である。

『風致地区』

自然環境の保全について、県民の意識をより高めるため、緑に関する啓発活動が必要である。

対処方針

みどりの月間等のイベントや講習会等を通じて、緑に関する啓発活動の意識を高める。

関連事業・財政援助措置等

社会資本整備総合交付金

- 【大項目】 III 環境の保全と美しい県土の形成
 【小項目】 2 美しくゆとりある県土形成に向けた施策
 【具体的な施策】 ⑥ 自然公園の整備推進
 【所管課】 自然環境課
 (自然公園係)

国土利用計画に掲げる施策

- 優れた自然の風景地及び自然環境を保全することが特に必要な区域を自然公園や自然環境保全地域など目的に合わせて指定するとともに、適正な維持・管理を行う。

現況

自然公園法第16条及び福岡県立自然公園条例第8条の規定により執行認可（協議）した公園事業による公園の利用施設

平成9年度以降に執行認可（協議）した公園事業

自然公園名	公園事業の種類	利用施設の名称	所在地	年度
玄海国定	野営場事業	芥屋キャンプ場	志摩町大字芥屋	21
	園地事業	志賀島園地	福岡市東区大字勝馬	9
	野営場事業	芥屋野営場公衆便所	志摩町大字芥屋	9
	車道事業	県道渡津屋崎線	福津市	9
	駐車場事業	渡半島駐車場	福津市大字渡	16
	園地事業	志賀島園地	福岡市東区大字勝馬	19～20
	野営場事業	渡半島野営場	福津市	17
北九州国定	博物展示施設事業	平尾台博物展示施設	北九州市小倉南区平尾台	9～11
	園地事業	茶ヶ床園地	北九州市小倉南区平尾台	20
	園地事業	河内園地	北九州市八幡東区	21
	園地事業	帆柱森林植物園	北九州市八幡東区	21
	公衆便所事業	福智山便所	直方市	16
耶馬日田英彦山国定	野営場事業	牧の原キャンプ場	築上町	21
	野営場事業	求菩提野営場	豊前市	12～15
	野営場事業	英彦山野営場	添田町大字英彦山	13～14
	園地事業	座主坊園地	豊前市	16
	園地事業	英彦山園地	添田町大字英彦山	16～19
	野営場事業	英彦山野営場	添田町大字英彦山	17～18
太宰府県立自然公園	園地事業	千石峡園地	宮若市	21

課題

公園事業の執行は、公園計画（利用施設計画）に基づいて定められた施設の位置及び施設を管理運営する行為であるが、自然公園指定時に決定された公園計画及び公園事業については、時間の経過及び社会情勢の変化とともにその利用方法や利用形態などの見直しが必要である。

対処方針

公園計画については、県内の国定公園、県立自然公園について順次、検討、点検を行っている。

関連事業・財政援助措置等

- 自然公園等施設整備補助事業（～H16）
 自然環境整備交付金（H17～H23）
 地域自主戦略交付金（H23～）

- 【大項目】 III 環境の保全と美しい県土の形成
- 【小項目】 2 美しくゆとりある県土形成に向けた施策
- 【具体的な施策】 ⑦ 都市公園整備事業の推進
- 【所管課】 公園街路課
(公園緑地係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 市街地における貴重な緑地としての中核施設である都市公園や、優れた自然の風景地であり屋外レクリエーションの場となっている自然公園の整備を推進する。

現況

- 1 都市公園整備状況は平成22年度末で27市28町において5,649箇所4,490haである。
- 2 1人当たりの都市公園面積は、平成22年度末で都市計画区域内9.40㎡である。
- 3 市町の都市公園面積(公園・緑地等)の整備事業については、交付金事業(公共)、市町単独事業により整備を進めている。

都市公園の整備状況 (平成22年度末)			
区分	箇所数	面積 (ha)	
住区基幹公園	街区公園	4744	678.49
	近隣公園	269	494.73
	地区公園	47	259.16
都市基幹公園	総合公園	46	1034.98
	運動公園	21	324.24
特殊公園	風致公園	52	414.75
	動植物公園	4	30.39
	歴史公園	13	13.44
	墓園	6	76.01

区分	箇所数	面積 (ha)
大規模、広域公園	7	427.97
緩衝緑地	9	30.51
国営公園	1	292.0
都市緑地	335	348.76
緑道	75	58.73
広場公園	18	3.24
都市林	2	2.68
計	5649	4490.08

(都市公園の面積の推移)					
年度	H18	H19	H20	H21	H22
都市公園面積	4,235	4,295	4,335	4,402	4,490
都市計画区域人口(千人)	4,775	4,779	4,771	4,775	4,777
1人当たりの公園面積(㎡/人)	8.87	8.99	9.09	9.22	9.40

課題

- 1 都市公園整備市町村の都市公園整備促進を図る必要がある。
- 2 市街地内の公園用地の確保、特に、大震災時の一時避難地となりうる近隣公園以上の公園の確保を図る必要がある。

対処方針

交付金を積極的に活用し、公園整備を促進していく。

関連事業・財政援助措置等

社会資本整備総合交付金

- 【大項目】
- 【小項目】
- 【具体的な施策】
- 【所管課】

美しく
美

国土利用計画に掲げ

○ 県民の森をはじめ、

て え る。

現況

森林空間を自然体験の
する県民の要請は多様化
による森林づくり活動
県では平成18年度から
定管理者制度を導入し、
園の運営に努めている。

「四
民間の能力
クリエーション
ボランティア

課題

近年の自然環境に
しているため、県民の要
可欠であるが、これを

やライフスタイル

対処方針

- 1 森林公園（四王寺県民の森、夜須原記念の森）等を活用し、県民が気軽に自然と緑にふれあう機会を出す。
- 2 森林づくり活動を行うことができ、フィールド情報の提供等を行い、県民の森林づくり活動を支援する。

関連事業・財政援助措置等

【大
【ノ
【身
【月

項
項

III
2 美しくゆたか
⑨
河川

国土

○、
辺

現況

平
的で、
河川
年度から「多

1 「かわまちづく
間を形成する

2 マイタウン・マイ
の事業の
マイタウン・マイ

3
る。

4
と

つ、

河川沿岸の面的街地整備等を一体的に実施し、双方
る。
2へ) = 2.2km

河川 自 が川とみれあえる空間づくりを区

とって住みやすい川づく る。

課題

全

対処

関連

- 【大項目】
- 【小項目】
- 【具体的】
- 【所】

Ⅲ 美しく 美

国土利用

○ 自然環境の充実を

現況

本県の自然環境や社会的な地域の産業

課題

- 1 港湾整備
- 2 豊かで美しい

対処方針

- 1 港湾整備
- 2 自然環境の充実

関連事業・財政援助措置等

555

の

条

る。

び創出

555

- 【大項目】 Ⅲ 環境の保全と美しい
- 【小項目】 2 美しくゆとりある県
- 【具体的な施策】 ⑪ 地区計画の推進
- 【所管課】 都市計画課
(計画係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 良好な市街地環境の形成のため、建築基準法積極的な活用を促進する。

現況

現行の地域地区制度をベースとして、さらに良好な都市環境を創出するため、建築物の用途計画として都市計画決定し、住民の意向に沿った等21市13町で定めている。

地区計画策定状況(市町村)		
市町村名	地域数	地区計
北九州市	89	
福岡市	114	
大牟田市	5	
久留米市	8	
直方市	2	
飯塚市	9	
田川市	1	
八女市	1	
行橋市	1	
中間市	6	
小郡市	4	
筑紫野市	15	
春日市	9	
大野城市	14	
宗像市	16	
太宰府市	3	
糸島市	24	
古賀市	7	
福津市	3	
嘉麻市	1	
宇美町	8	
志免町	1	
須恵町	1	
新宮町	12	
久山町	32	
粕屋町	3	
芦屋町	5	
水巻町	1	
岡垣町	5	
遠賀町	3	
桂川町	1	
荏田町	3	
筑後市	1	
筑前町	1	
合計	409	

課題

地区計画は、社会情勢の変化などに伴い、そ
合した土地利用を目指し定めるものである。そ
が望ましいが、現状では行政主導のものが多く
が課題である。

対処方針

住民のまちづくりへの積極的参加を促すため
また、地区計画の案の申し出制度及び都市計

関連事業・財政援助措置等

- 【大項目】 III 環境の保全と美しい県土の形成
- 【小項目】 2 美しくゆとりある県土形成に向けた施策
- 【具体的な施策】 ⑫ 建築協定の推進
- 【所管課】 建築指導課、都市計画課
(企画係) (都市政策係)

国土利用計画に掲げる施策

- 良好な市街地環境の形成のため、建築基準法、景観法などに基づく建築協定、緑地協定、景観計画等の積極的な活用を促進する。

現況

建築協定は住宅地としての環境や商店街としての利便を高度に維持増進するため、地域住民全員の合意によって自発的に協定がなされれば、第三者をも拘束するという効力を付与する制度。

協定できる内容は、建築物の敷地・位置・構造・用途・形態・意匠・建築設備に関する基準。

宅地分譲を行おうとする場合などは、所有者が1人でも建築協定の認可を受けることができる。この場合、宅地譲受人はこの協定を守らなければならない。

建築協定締結地区 (H19～23年度)	認可	期間	面積 ha	用途地域	備考
春日原東町地区建築協定	平成19年4月18日	10年	1.9	1住/近商	
杜の宮住宅開発地区建築協定	平成19年8月31日	10年	10.5	1住/1低	
太宰府市宰都建築協定	平成20年6月6日	10年	1.2	2住	
大城四丁目地区建築協定	平成22年3月31日	10年	0.6	1中高/準工	
美しが丘A地区建築協定	平成22年7月12日	10年	3.1	1低	
美しが丘C地区建築協定	平成22年11月16日	10年	1.1	1住	
新宮町湊坂団地第四建築協定	平成23年8月18日	10年	0.3	1低/1住	

※北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市が認可している建築協定は上表には含まれない。

課題

この制度は比較的簡単な手続きで良好な環境のまちづくりが期待できる有効な手法であり、協定地区数も徐々に増えてきたが、「建築協定条例」を制定している市町村は24と少ない。

対処方針

市町村及び住民の要請に即応して、説明会の開催、各関係機関の調整・指導など制度の普及を推進する。

関連事業・財政援助措置等

福岡県まちづくり専門家派遣制度 (都市計画課)

- 【大項目】 III 環境の保全と美しい県土の形成
- 【小項目】 2 美しいゆとりある県土形成に向けた施策
- 【具体的な施策】 ⑬ 緑地協定の推進
- 【所管課】 公園街路課
(公園緑地係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 良好な市街地環境の形成のため、建築基準法、景観法などに基づく建築協定、緑化協定、景観計画等の積極的な活用を促進する。

現況

緑地協定には次の二つのタイプがある。

- ① 既成の市街地で既にコミュニティが形成されている場合、一定区域内の土地所有者全員の合意のもとに、樹木の種類及びその他緑化に関する事項について協定するもの（第45条）
- ② 一事業者が新市街地を開発する場合に、あらかじめ緑地協定の内容を定め、住民が新たに住み着いていく過程において条件的に拘束するもの（第54条）

緑地協定締結状況				
(平成22年度末現在)				
	区域数	区域面積 (ha)	都市計画 区域面積 (ha)	都市計画 区域人口 (万人)
福岡市	19	72.0	33,988	144.2
春日市	5	7.3	1,415	10.9
宗像市	2	8.0	7,682	8.5
古賀市	1	14.5	2,220	4.8
新宮町	8	40.7	1,766	2.4
久留米市	9	15.5	16,127	26.9
北九州市	39	179.0	48,865	97.3
岡垣町	2	19.2	4,851	3.3
柳川市	2	1.4	7,690	7.2
福津市	1	4.1	3,471	5.3
糸島市	4	7.7	15,721	9.9
福岡県合計	92	369.4	143,796	320.7

課題

- 1 長期的展望のもとに、行政と住民が一体となった緑づくりのため、総合的な緑化構想の策定が必要である。
- 2 地区住民への緑豊かな生活環境を創るための啓発活動が必要である。

対処方針

緑地制度を広く周知を図るために、市町村等との協働により講習会等による広報・啓発により実施し、住民の積極的な参加によって地域の緑化を図っていく。

関連事業・財政援助措置等

- 【大項目】 Ⅲ 環境の保全と美しい県土の形成
- 【小項目】 2 美しいゆとりある県土形成に向けた施策
- 【具体的な施策】 ⑭ 生産緑地制度の活用推進
- 【所管課】 公園街路課
(公園緑地係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 市街化区域内農地について、緑地保全の必要がある場合には、

現況

近年の急激な都市化により、都市における緑とオープンスペース、都市公園の整備とあわせて民有の緑地の保全が必要である。福岡県においては、都市計画法に基づき、風致地区、特別緑地保全地区について平成22年度末現在、福岡市において7地区2,101ha

生産緑地地区の指定(全国)		
(平成22年度末現在)		
	都市数	地区数
茨城県	8	3
埼玉県	36	7,1
千葉県	22	4,3
東京都	27	12,0
神奈川県	19	9,4
長野県	1	
石川県	1	
静岡県	2	1,6
愛知県	31	9,2
三重県	2	1,1
京都府	9	3,0
大阪府	34	10,0
兵庫県	8	2,8
奈良県	12	3,2
和歌山県	1	1
宮崎県	1	
福岡県	1	
全国合計	215	64,7

課題

環境機能及び多目的保留地機能を有する農地の計画的な保全を図る。

主旨を啓発す

対処方針

引き続き、市町村に対して、生産緑地地区の指定を講習会等によ

き、い

関連事業・財政援助措置等

社会資本整備総合交付金

- 【大項目】 Ⅲ 環境の
- 【小項目】 2 美しく
- 【具体的な施策】 ⑮ 住環境
- 【所管課】 住宅計画課
(住環境整

国土利用計画に掲げる施策

○ 生活道路などが未整備であるとする住宅地においては、住居環境づくりを促進する。

現況

現在、県内において、生活道路境整備のために、街なみ環境整備

○街なみ環境整備事業

生活道路等の地区施設が未整備する区域において、住民参加によるため、道路美装化、電線地

地区名	市町名	
秋月	朝倉市	H
福島	八女市	H
黒木	八女市	H
原町	宗像市	H
吉井	うきは市	H
新川田竈	うきは市	H
太宰府	太宰府市	H

課題

- ①良好な住環境を形成するために
- ②地元住民の合意形成が図られないに対する理解が必要。
- ③街なみ環境整備事業の事業主体

対処方針

- ①②については、地元住民のまちの事業手法や費用などの各種情報
- ③については、事業の制度拡充等負担の軽減に繋がる取り組みを行

関連事業・財政援助措置等

- ・社会資本整備総合交付金（国・

【大項目】Ⅲ 環境の保全と美しい国土の形成
 【小項目】2 美しくゆとりある国土形成に向けた施策
 【具体的な施策】⑯ 環境に配慮したクリーク整備の推進
 【所管課】農村森林整備課
 (農地保全係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 生態系保全や景観形成などの農業が有する多面的機能の維持増進を図るため、水路、農道、ため池などの農業用施設の環境に配慮した整備・保全を促進する。

現況

筑後川下流域のクリークは、農業用水の貯水・送水や地域の排水路として重要な役割を果たすとともに、貯水位を田面から下げて管理することにより、大雨時の洪水調整機能も有している。しかし、地域の混住化の進展等によって、排水形態が大きく変化し、クリークの洪水調整機能を超える状況が発生しており、湛水被害を防止するためには、有明海の干潮時に急速な排水を行うことから、クリークの法面等が崩壊し、クリークの洪水調節機能の低下が生じている。

クリークの整備状況 (km)

H18まで	19	20	21	22	23	計
72.1	10.8	10.8	12.3	2.2	10.3	128.5

課題

クリークの法面や隣接する農地の浸食被害・崩壊、これに起因する防災機能が低下したクリークが多くある。
 また、クリーク内には、多くの動植物が生息している。

対処方針

市町村と協議しながら緊急性の高い施設から整備に取り組む。この際、動植物の生息空間として確保できるような必要な対策を講じる。

関連事業・財政援助措置等

事業名	内 容	事業主体	財政支援措置等 (%)		
			国	県	地元
クリーク防災機能 保全対策事業	大規模 受益面積1,000ha以上	県	55	40	5
	小規模 受益面積200ha以上	県	50	40	10
クリーク整備事業 (小規模クリーク)	上記事業の実施要件に満たないクリークで、整備することによって、国庫補助事業と一体となって効果を発現するもの	県	—	75	25

- 【大項目】 III 環境の保全と美しい県土の形成
- 【小項目】 2 美しくゆとりある県土形成に向けた施策
- 【具体的な施策】 ⑰ 環境に配慮したため池整備の推進
- 【所管課】 農村森林整備課
(農地保全係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 生態系保全や景観形成などの農業が有する多面的機能の維持増進を図るため、水路、農道、ため池などの農業用施設の環境に配慮した整備・保全を促進する。

現況

ため池は、本県農業にとって用水確保に重要な役割を果たしているものの、その築造は古く取水機能が低下しているものや、危険度が高まったものが多く存在している。また、近年においては、ため池の下流域が宅地化するなど、災害防止対策の重要性が高まっている。

ため池の整備状況 (か所)

H18まで	19	20	21	22	23	計
428	14	7	6	15	7	477

課題

老朽化により漏水等で支障をきたしているものや防災上の機能が不足しているもの等が多くある。また、ため池には、多様な動植物が生息しており、貴重な水辺空間となっている。

対処方針

市町村と協議しながら緊急性の高い施設から整備改修に取り組む。この際、希少な動植物等に配慮した整備を進める。

関連事業・財政援助措置等

関連事業	内 容	事業主体	財政援助措置等 (%)		
			国	県	地元
県営ため池等整備事業	大規模 堤高 $\geq 10\text{m}$ 又は貯水量 $\geq 10\text{万m}^3$ 総事業費8,000万円以上	県	55	25	20
	小規模 貯水量 $\geq 千\text{m}^3$ 以上 総事業費800万円以上		50	30	
団体営ため池等整備事業	受益面積10ha未満 総事業費800万円以上 貯水量 $千\text{m}^3$ 以上	団体	50	10	40
農村環境整備事業	上記基準を下回るため池の改修工事	〃	—	50	50

- 【大項目】Ⅲ 環境の保全と美しい県土の形成
- 【小項目】2 美しくゆとりある県土形成に向けた施策
- 【具体的な施策】⑱ 文化財を活かした景観形成
- 【所管課】文化財保護課
(文化財保護係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づき、歴史的・文化的風土の保存、文化財の保護推進する。

現況

①史跡

発掘調査等による総合的な調査の成果に基づき、多くの史跡が保存されてきた。指定を受けたものは貝塚・古墳等の埋葬施設・装飾古墳・生産遺跡・城跡・官衙跡・寺院跡・寺社境内地などがあり、その内容や性格や地域によって異なり多様である。

②伝統的建造物群保存地区

福岡県ではうきは市筑後吉井伝統的建造物群保存地区をはじめとし、計4地区が国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。県内にはその他にも江戸時代の各街道に沿って形成される宿場等の町並み、明治以降の近隣で発展した都市には各種の近代化遺産、洋風建築などから構成される地域固有の伝統的建造物群が残される。

③文化的景観

伝統的産業及び風土とが、相互の深い関わりの中で育んできた地域固有の風景が各地に残される。溪流に沿われる集落と、狭い谷間に石垣を積んだ棚田が連なる農村の風景、茶畑がなだらかな丘陵地に広がる山間部の入江に浮かぶ養殖筏と自然環境が織りなす海辺の風景など、多様かつ個性的な文化的景観が県内各地に点在する。

課題

①史跡

史跡は土地に刻まれた歴史性を文化財の観点から調査評価し指定する制度であるため、文化財の保存だけでなくその土地に展開する歴史的景観を保全するという重要な役割を担っている。特に大宰府関連史跡のように指定が広大な場合、都市の景観に与える影響は大きく、良好な景観の形成には史跡の適切な保存管理と継続的な整備が重要な課題としてあげられる。

②伝統的建造物群保存地区

町並み・集落を対象とした文化財調査が実施されながら、地元住民の合意形成が得られず、保存に至らなかった伝統的建造物群が少なからず存在する。一方、歴史的な景観と文化財としての価値を有しながら、いまだ調査されていない町並み・集落も数多くある。これら条例等により保存の措置が図られていない町並み・集落について、老朽化した伝統的建造物の取り壊しが進み、歴史的景観の空洞化が進んでいる。

③文化的景観

県内には、文化財としての価値が認められる農林水産業等に係る景観地が数多く存在しているが、いまだ重要な景観の選定はなく、加えて制度の歴史が浅いことと文化的景観に対する認識が十分に浸透していないことも課題、調査の進捗状況は芳しくない。山間部に展開する棚田は耕作放棄が進行しており、伝統的産業にかかわる景観が失われつつある。

対処方針

①史跡

良好な史跡景観を形成するためには、草刈、清掃を始めとする日常管理の継続的な実施と、現状変更の適切による土地開発の抑制、さらには市町村による史跡の保存整備の積極的な実施などが求められる。

②伝統的建造物群保存地区

既に国の選定を受けた伝統的建造物群保存地区については、保存計画に基づく修理・修景を継続的に実施すると、未調査の伝統的建造物群については、町並み・集落の文化財調査を実施し、評価を固めた後、然るべき措置を図ることが望まれる。

③文化的景観

既に文化的景観の調査を実施した地域については、文化的景観地区を含めた景観計画を策定し、関係機関と連携を図った後、重要文化的景観の選定を受けることが望まれる。

また、県内各地に点在する伝統産業に関連する景観地については、調査を実施することにより、文化財としての価値を固める必要がある。

関連事業・財政援助措置等

- 【大】
- 【小】
- 【具】
- 【所】

	項	目	の	美	し		
国土利 ○ 良 とも にお							
現況 環 への であ 国 平成 ても、 環境 12月 法 おう その 影響	手					実 ること	り
最近							
課題 1 ス 2 結						る	
対処方 1 め 2 の			え	る			さ
関連事							

てきたところである。

- 【大項目】 IV 土地の有効利用の促進
- 【小項目】 1 都市部の整備に関する施策
- 【具体的な施策】 ① 都市計画法による開発許可制度の適正な運用
- 【所管課】 都市計画課
(開発第一係、開発第二係)

国土利用計画に掲げる施策

- 都市計画法に基づく開発許可制度の適正な運用により、良好な宅地を整備するとともに序な拡散を防止する。

現況

開発許可制度

建築物の建築等を目的とした開発を行おうとする者は、あらかじめ知事（政令指定都市）では当該市長）の許可を受けなければならない（市街化区域内の1,000㎡未満のもの、非線内又は準都市計画区域の3,000㎡未満のもの、都市計画区域外の1ha未満のもの他、別をを除く。）。

開発許可の状況

県全体	19	20	21	22	23			
						福岡	筑後	筑
件数	430	421	312	373	411	188	119	
うち住宅地	303	295	214	267	285	123	96	
面積(ha)	201.15	240.52	157.17	162.99	168.63	71.69	21.80	24.
うち住宅地	80.80	89.59	48.83	72.92	91.81	41.92	10.65	6.

課題

- 1 地区レベルの道路整備計画あるいは地区計画等の活用など、上位計画との整合性のある導する。
- 2 開発行為の質的向上を図るため、開発行為に携わる民間技術者に対し啓発育成策を講じる。

対処方針

- 1 市町村担当者研修会の実施・充実によるまちづくりに対する考え方の啓発
- 2 都市計画法第34条各号・第43条の厳格な運用及び違反物件に対する厳格な対処

関連事業・財政援助措置等

税制上の優遇措置

- 1 開発許可を受けて造成された宅地に対する租税特別措置法による重課税免除
- 2 優良宅地の認定を受けて造成された宅地に対する租税特別措置法による重課税免除

- 【大項目】 IV 土
- 【小項目】 1 都
- 【具体的な施策】 ② 大
- 【所管課】 都市計

国土利用計画に掲げる施

○ 都市構造に影響のある大
「拠点」及び「拠点」に誘導し
携しながら集約型の都市構

現況

福岡県では、これまでの都
魅力を失いつつある都市が増
公益施設の郊外立地も進んで
少子・高齢化の進展や地球
まれるなか、これまでのよう
・自動車に乗らない学生や
・自動車交通に依存した、
・新たなインフラ投資や維
まな弊害が生じることが

課題

持続可能な県土づくりを実
点に集積する集約型都市構造

対処方針

都市構造に影響を及ぼす
地の影響が市町村の範囲内
市機能の集積を図るため、
導することとしている。具
とともに、都市計画変更にか
位置づけをおこなった。こ
の転換を図るものとする。
○「広域拠点」における土地
広域拠点は、広域的で多
広域拠点においては、原則
地域等の用途地域あるいは
○「拠点」における土地利
拠点は、身近な地域にお
に留まる程度の大規模集
拠点においては、原則と
とし、用途地域、地区計画
○「拠点以外の地域」にお
拠点を拠点以外の地域は、大規
応じて、用途地域、地区計

関連事業・財政援助措置

原則として

ら、

ら、

商業

きる

り、

- 【大項目】 IV 土地の有効利用の促進
- 【小項目】 1 都市部の整備に関する施策
- 【具体的な施策】 ③ 土地区画整理事業の促進
- 【所管課】 都市計画課
(市街地整備係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 安全で快適な居住環境の創出、健全な市街地の形成を図るため、土地区画整理事業を促進する。

現況

県内の土地区画整理事業を施行者別完了面積の推移で見ると組合の伸びが著しい。

平成24年3月末の施行地区と面積は346地区、14,511ha、うち施行済みのもの321地区、13,690ha、施行中のもの25地区、820haである。

平成24年3月31日現在

土地区画整理実施状況

(ha)

施行区分 地域	総 数		個人共同		組 合		公共団体		都市再生機構		行政庁	
	地区数	面積	地区数	面積	地区数	面積	地区数	面積	地区数	面積	地区数	面積
福岡都市圏	178	7,234.5	35	315.0	107	3,485.9	22	2,210.3	13	894.6	1	328.7
筑後都市圏	40	1,524.1	7	28.7	20	663.7	11	395.1	—	—	2	436.6
筑豊都市圏	8	87.6	—	—	7	84.6	—	3.0	—	—	—	—
北九州都市圏	120	5,664.8	4	12.0	82	2,792.7	27	2,254.1	2	151.1	5	454.9
合 計	346	14,511.0	46	355.7	216	7,026.9	61	4,862.5	15	1,045.7	8	1,220.2

土地区画整理実施状況（施行済）

(ha)

施行区分 地域	総 数		個人共同		組 合		公共団体		都市再生機構		行政庁	
	地区数	面積	地区数	面積	地区数	面積	地区数	面積	地区数	面積	地区数	面積
福岡都市圏	160	6,688.1	32	309.9	99	3,338.1	17	1,990.6	11	720.8	1	328.7
筑後都市圏	38	1,489.1	7	28.7	20	663.7	9	360.1	0	0.0	2	436.6
筑豊都市圏	7	84.6	0	0.0	7	84.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0
北九州都市圏	116	5,428.5	4	12.0	82	2,792.7	23	2,017.8	2	151.1	5	454.9
合 計	321	13,690.3	43	350.6	208	6,879.1	49	4,368.5	13	871.9	8	1,220.2

土地区画整理実施状況（施行中）

(ha)

施行区分 地域	総 数		個人共同		組 合		公共団体		都市再生機構		行政庁	
	地区数	面積	地区数	面積	地区数	面積	地区数	面積	地区数	面積	地区数	面積
福岡都市圏	18	546.4	3	5.1	8	147.8	5	219.7	2	173.8	—	—
筑後都市圏	2	35.0	0	0	0	0	2	35.0	0	0	—	—
筑豊都市圏	1	3.0	0	0	0	0	1	3.0	0	0	—	—
北九州都市圏	4	236.3	0	0	0	0	4	236.3	0	0	—	—
合 計	25	820.7	3	5.1	8	147.8	12	494.0	2	173.8	—	—

主な土地区画整理事業（施行中のもの）の概要

(ha)

土 地 区 画 整 理 名	市（区）市町	施 行 者	施 行 年 度	施 行 面 積
柳川駅東部	柳川市	市	14～27	26.3
乙金第二	大野城市	〃	18～26	41.5
行橋駅西口	行橋市	〃	4～24	43.5
筑紫駅西口	筑紫野市	〃	9～29	32.5
沖田	新宮町	組 合	17～24	30.6

課題

事業を積極的に推進していくため、公的機関の助成措置の拡充を図る必要がある。

対処方針

低利貸付金、組合貸付金制度等の積極的活用を図る。

関連事業・財政援助措置等

- 【大項目】 IV 土地の有効利用の促進
 【小項目】 1 都市部の整備に関する施策
 【具体的な施策】 ④ 市街地再開発事業の促進
 【所管課】 都市計画課
 (市街地整備係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 細分化された宅地の統合や公共施設の整備と有効なオープンスペースの確保を一体的・総合的に行うため、市街地再開発事業を促進する。

現況

既成市街地で低層建物が密集し、生活環境が悪化した地区において、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため計画的な再開発事業を実施している。
 未施行地区においては、事業実施に向け関係権利者等と協議、調整を重ねている。

市街地再開発事業実施状況

(H24. 3. 31)

地域	都市名	地区名	面積(ha)	事業主体	事業種別	備考
福岡地域	福岡市	渡辺通	2.2	市	1種	S54. 2完了
	〃	西新	1.1	〃	〃	S56. 5 〃
	〃	高宮	1.9	〃	〃	S63. 9 〃
	〃	千代	1.3	〃	〃	S63. 7 〃
	〃	下川端	2.8	組合	〃	H10. 12 〃
	〃	天神	1.2	市	〃	H 9. 3 〃
	〃	住吉一丁目	4.2	個人	〃	H 8. 4 〃
	〃	下川端東	0.8	組合	〃	H11. 2 〃
		薬院大通り西	0.4	都市基盤整備公団	〃	H17. 8 〃
筑後地域	久留米市	西鉄久留米駅東口	1.6	市	〃	S58. 8 〃
	〃	六ツ門第1	0.7	組合	〃	S59. 12 〃
	〃	JR久留米駅前第一街区	0.7	組合	〃	H22. 1 〃
北九州地域	北九州市	黒崎駅東	2.4	〃	〃	S54. 9 〃
	〃	折尾駅前	0.8	市	〃	S60. 8 〃
	〃	馬借	0.6	個人	〃	S59. 11 〃 (第1街区0.26ha)
	〃			〃	〃	H 1. 1 〃 (第2街区0.34ha)
	〃	小倉駅前東	1.8	組合	〃	H 5. 10 〃
	〃	西小倉駅前第一	0.5	〃	〃	H23. 2 〃
	〃	紫川馬借	0.4	個人	〃	H 9. 6完了
	〃	黒崎駅西	1.9	組合	〃	H14. 1 〃
	〃	若松A	2.1	〃	〃	H12. 3 〃
	〃	室町一丁目	3.6	〃	〃	H18. 3 〃
	〃	八幡駅前	2.7	〃	〃	H17. 2 〃
		小倉駅南口東	0.6	〃	〃	未施行
筑豊地域	飯塚市	吉原町	1.0	〃	〃	H15. 11 〃

課題

- 1 関係権利者間の合意形成
- 2 地方都市における事業の採算性

対処方針

初動期において適切な助言指導を行い、権利者間の合意形成の困難性を打開する必要がある。

関連事業・財政援助措置等

市街地再開発事業費補助 (国1/3・県1/6・市1/6)

- 【大項目】 IV 土地の有効利用の促進
 【小項目】 1 都市部の整備に関する施策
 【具体的な施策】 ⑤ 商店街活性化の取組支援
 【所管課】 中小企業振興課
 (商業振興係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 中心市街地における集客力向上のため、商店街の空き店舗活用事業、共同施設の整備など、まちづくりと一体となった商店街の活性化に向けた取組を支援する。

現況

消費者等の安全・安心の確保を図り、あわせて商店街の顧客吸引力を増進するため、また、消費者等にとって便利かつ快適なものであって、地域コミュニティの形成にも寄与するための施設の整備を促進する。

商業基盤施設の整備状況			補助額 (千円)
<19年度>			
新天町商店街商業 (協)	(福岡市)	アーケード、カラー舗装	26,447
上川端商店街 (振)	(福岡市)	アーケード、カラー舗装	6,290
魚町商店街 (振)	(北九州市)	アーケード	10,000
田主丸商工会	(久留米市)	街路灯	2,012
<20年度>			
なし			
<21年度>			
魚町商店街 (振)、魚町一丁目商店街 (振)	(北九州市)	アーケード	8,759
魚町商店街 (振)	(北九州市)	多目的共同施設	9,905
鳥町食道街組合	(北九州市)	アーケード	4,000
旦過市場商店街	(北九州市)	多機能トイレ	2,000
<22年度>			
小倉中央銀座商店街 (協)	(北九州市)	カラー舗装	10,360
(協) 大里商店連合会	(北九州市)	街路灯	319
<23年度>			
京町2丁目商店街	(北九州市)	アーケード改修、LED化	3,640
京町銀天街 (協)	(北九州市)	雨水排水施設	600
小原市場組合	(北九州市)	トイレ設置	1,326
八幡中央区商店街	(北九州市)	アーケード、防犯カメラ	361
祇園商店街 (協)	(北九州市)	トイレ改修	3,780
川端中央商店街	(福岡市)	アーケード照明LED化	272
飯塚東町商店街	(飯塚市)	アーケード内放送設備	900
大川商店街 (協)	(大川市)	空き店舗活用	175
ほとめき通り商店街	(久留米市)	防犯カメラ	856

課題

施策を活用するためには一定の自己負担財源が必要であり、財政基盤の弱い商店街が商業基盤整備事業を実施することが困難である。

対処方針

施策のPR (制度、メリット等) を行い、高度化資金の活用と組み合わせるなどにより、事業の推進を図る。

関連事業・財政援助措置等

- (財政援助措置) 中小商業活力向上事業
 戦略的中心市街地商業等活性化支援事業
 行きたくなる商店街づくり事業
 中小企業基盤整備機構高度化融資
 市中銀行借入に関する信用保証の特例
 施設整備に対する税制措置
- (関連事業) 商店街等が行うソフト事業 (空き店舗対策、集客イベント等) に対する補助
 出向く商店街事業 (出張商店街、宅配サービス等) に対する補助

- 【大項目】 IV 土地の有効利用の促進
- 【小項目】 1 都市部の整備に関する施策
- 【具体的な施策】 ⑥ 街なか居住の促進
- 【所管課】 住宅計画課
(計画係、民間住宅係)

国土利用計画に掲げる施策

- 子育て支援施設、福祉施設、店舗などの賑わい施設を併設した住宅など優良な街なか住宅の供給促進や、街なかにある空き家の有効活用並びに公共施設の街なかへの立地誘導とユニバーサルデザイン化を図ることにより、街なか居住を促進する。

現況

街なかでは居住人口の減少やコミュニティの崩壊などの問題が発生し、中心市街地としての機能の維持が困難となっている。

また、人口増加時期に開発された郊外のベッドタウンにおいては、地域全体の高齢化が進行し、地域活の停滞など種々の課題が生じはじめている。

街なか再生の重要な施策の一つとして、街なか居住の場としての魅力を取り戻し、街なかに住む人を増す「街なか居住推進」が求められており、街なか再生に向け、街なかのコミュニティやにぎわいを創出する居住環境の整備促進や街なか住宅の質の向上、街なかへの住み替え支援などに取り組んでいる。

高齢者世帯の中には、家族構成の変化や加齢による身体能力の低下などから、より利便性の高い街なかの住み替えを希望する人もいる。

○地域住民によるまちづくり活動支援事業

(1) 街なか居住ワークショップの実績 (H18～H23)

飯塚市(10回)、久留米市(7回)、大牟田市(2回)、直方市(2回)、前原市(4回)、柳川市(3回)、福岡県(1回)

(2) 街なか居住プラン支援実績

H18: 久留米市、飯塚市建築士会 H19: 直方市、西日本鉄道(株) H20: 西日本鉄道(株)
H22: 久留米市

○にぎわい施設整備支援事業

・認定実績 H19: 1件 H20: 1件 H21: 2件

○あんしん住替え情報バンク実績

・成約件数 285件 (平成16年から平成24年3月末時点)

*平成24年3月末で事業終了

課題

商業機能や居住機能などの郊外化が進み、街なかの活力が低下している。このため、都市施策、商業施策とともに、街なかに人が住み、活力あるコミュニティが形成される住宅施策としての「街なか居住の推進」が求められている。

また、郊外の一戸建て住宅団地から生活に便利な都心に移り住みたいという高齢者のニーズと、都心部の狭い共同住宅から庭付きの広い住宅に移り住みたい若年世帯のニーズがある。今後、高齢化の進展に伴いこうしたニーズが高まってくることが予想され、また、住宅ストックの有効活用の観点からも、「あんしん住み替え情報バンク」の取り組みを県内市町村に拡充していく必要がある。

対処方針

(街なか再生・居住ビジョンの共有)

ワークショップの開催を通して、地域住民、商店主、住宅関連業者等や公共団体との間で、まちづくりビジョンを共有し、必要に応じて関連事業等の活用を図る。

(地域バンクの設置と住み替え支援)

県は、「地域バンク」の取り組みを支援し、その取り組みの成果を他の地域に情報提供することにより県内に取り組みを広げる。

関連事業・財政援助措置等

- ・社会資本整備総合交付金(国・地方公共団体)
- ・地域住民によるまちづくり活動支援事業(県)(平成24年3月末で事業終了)
- ・にぎわい施設整備支援事業(県)(平成24年3月末で事業終了)

- 【大】
- 【小】
- 【具体】
- 【所】

】
】
】
】

ン

要

国土利

○良

どを

現況

- 「量
- 画を
- 県計
- 会に
- 長期
- H21.6.4に於
- 住ま
- 住宅
- 地域
- 福岡
- 「あ
- 住宅
- の展
- 住宅
- 情報

ック

産。

そ

課題

- 住宅
- スト
- 施しなけれ

るこ

対処方針

- 良質
- ミスト
- 及を
- の形
- また
- 必要
- フ

き

う

関連事

- 社会
- 長期
- 長期
- 長期
- 地域
- 福岡
- 住宅

【大項目】 IV 土地
 【小項目】 1 都市
 【具体的な施策】 ⑧ 既存
 【所管課】 住宅計画
 (計画係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 街なか居住の促進や郊外
 既存住宅の流通促進に取り

現況

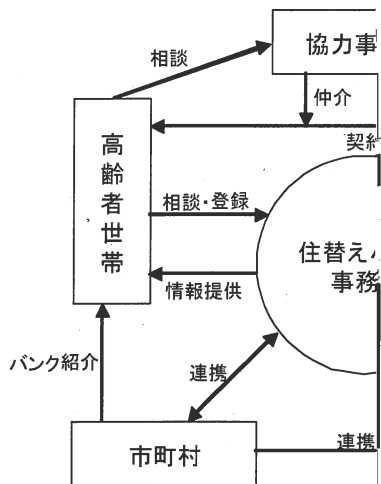
我が国の既存住宅の流通量は
 にある。新築住宅にこだわらない
 望まれている。

平成18年度に策定した「福岡
 ており、平成27年までに既存住宅

平成15年度にストック重視・リ
 リフォーム市場の活性化を図り、
 会」を設置し、既存住宅の流通

また、「住宅市場活性化協議会」
 開始している「福岡県あんしん住
 存住宅の活用による循環型社会

※福岡県あんしん住替え情報



課題

住宅の量的充足、地球環境問題
 が長期的に有効に活用され、社会

対処方針

住宅資産の活用による円滑な住
 安心して住宅が取得できるよう

関連事業・財政援助措置等

- ・住宅市場活性化協議会
- ・福岡県あんしん住替え情報バン
- ・住宅流通促進事業

- 【大項目】 IV
- 【小項目】
- 【具体的な施策】
- 【所管課】

国土利用計画に掲

- 郊外住宅団地の再
リアフリーリフォー

現況

- 人口・世帯減少社
情勢の著しい変化
- 住宅規模と世帯の
地のオールドタウ
- これらを背景とし
拠点「あんしん住
実績（H16.10～
- 地域バンク設立モ
- 郊外住宅団地が存
- 市町村への出張柜
- 住生活月間などの

課題

- 地域に根ざした情
ができる相談体制
外住宅団地の再生

対処方針

- 地域バンク設立モ
施してきた事例な
普及に努めていく

関連事業・財政援

- 社会資本整備総合
- 地域優良賃貸住宅

町村	度	る地域コミュニティの活動や住宅のバ
少	居住ニーズの多様化など社会経済	団
マツチや人口	る	コミュニティ
」	(H16	件
9～120	「1	
よ		
バンクで相		
		ツク
もとに「地域		付する支援を策
	等	

- 【大項目】 IV 土地の有効
- 【小項目】 2 農山漁村部
- 【具体的な施策】 ① 農業振興地
- 【所管課】 水田農業振興課
(農業振興地域)

国土利用計画に掲げる施策

○ 農業振興地域制度や農地転用許可制利用を促進する。

現況

県は、「農業振興地域整備基本方針」として、55市町村（春日市、大野城市）を指定している。

これらの市町村では、「農業振興地域」を定め、優良農地の確保と地域農業の振興を図っている。なお、農用地区域の農用地については、漸減傾向が続いている。

農業振興地域・農用地区域の面積推移

年度	農業振興地域	
	面積(㎡)	農用地(㎡)
H20	240,018	97,000
H21	239,959	97,000
H22	239,921	97,000
H23	239,818.0	96,000
H24	239,735.3	95,000
福岡	41,241.6	14,000
朝倉	52,557.7	24,000
八幡	9,817.9	4,000
飯塚	44,262.4	13,000
筑後	63,609.0	26,000
行橋	28,246.7	11,000

課題

- ① 市町村農業振興地域整備計画にないケースや、合併市町村において、農用地の確保等を目的として、農用地の確保を図るため、新制度のもと改めて適正な農用地の確保を図る。

対処方針

- ① 県は「農業振興地域整備基本方針」に基づき、市町村の「農業振興地域整備計画」の見直しを促す。
- ② 法改正に伴う新たな農振制度の運用により、農用地の確保に努めていく。

関連事業・財政援助措置等

- 【大項目】 IV 土地の有効利用の促進
- 【小項目】 2. 農山漁村部の整備に関する施策
- 【具体的な施策】 ② ほ場整備事業の推進
- 【所管課】 農村森林整備課、農山漁村振興課
(基盤整備係) (計画調整係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 食料の生産力向上のため、ほ場整備事業や農業経営基盤強化促進事業などを実施し、意欲ある担い手への農作業の集約化を促進する。また、集落営農組織は農業生産法人へ誘導し、特定農業法人へと発展させるなど法人化を図る。

現況

国際化の進展や担い手の減少に対応するため、営農の効率化、生産コストの大幅な低減をめざした、ほ場の大区画化や水田の汎用化を促進するとともに、営農条件等の不利な中山間地域にあった整備を推進する。

ほ場整備の状況

(ha)

目標面積	H17まで	18	19	20	21	22	23	計
53,500	42,596	155	139	144	149	158	110	43,451

課題

農地の利用集積による経営規模の拡大や、担い手等の育成確保等を促進するためのソフト事業が展開されており、ハード事業の推進と併せ、その目標達成に向けた取り組みの強化が必要である。

対処方針

- 1 農地の利用集積に向けた関係機関の連携を強化し、担い手等への円滑な集積が進むような支援体制を整備する
- 2 国際化の進展に立ち遅れないため、関係機関との連携を更に強化するとともに、地元農家、市町村等と調整しながら樹立した地域性を加味した営農計画に即したほ場整備を推進する。

関連事業・財政援助措置等

事業名

- ・経営体育成基盤整備事業
- ・経営生産対策促進事業
- ・経営体育成促進事業
- ・県営中山間地域農村活性化総合整備事業
- ・農地環境整備事業

- 【大項目
- 【小項目
- 【具体的な施策
- 【所管課

③

国土利用計画に
農業経営規模の拡大
手の育成、確保等

向上、

現況

農業経営基盤
また、農地保
の成果を上げ

自立のため重要
らっせん事業

利用権の設定、

の状況

年 度	利 用 権	
	市町 村数	面
19	63	21,68
20	63	22,74
21	57	21,17
22	57	21,70
23	57	20,99

農 地

(資料) 水田農業振興
(注) 1 「利用権の設
2 設定率は、
3 新規貸付は

未)

課題

- 1 各々の農地流
- 2 農地法等改正
化団体による農

対処方針

担い手への農
保されるよう、
図っている。
また、国の関
今後も、これら

に向けて、市町

とで、当該事

関連事業・財政

事業等の名称
水田農業経営力強 化事業 (23年度新規事業

事業等の実績

- 【大項目】 IV 土地の有効利用の促進
- 【小項目】 2 農山漁村部の整備に関する施策
- 【具体的な施策】 ④ 農業水利施設の整備推進
- 【所管課】 農村森林整備課、農山漁村振興課
(基盤整備係、農村整備係) (計画調整係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 農地・水保全管理支払交付金や中山間地域等直接支払制度を活用し、農地や農業用水路などの農業生産基盤の維持・保全や農業の持つ多面的機能の健全な発揮に向けた取組を支援する。

現況

頭首工や用排水機場、幹旋水路等の基幹水利施設の整備を実施し、安定的で効率的な農業用水の確保や排水改良など、農業生産の基礎となる水利条件の整備を実施してきた。

農業用排水路等の整備状況 (k m)

区分	採択事業量	H17まで	18	19	20	21	22	23	計
県営 かんがい排水	S12~H23 415	406	3	4	1	1	0	0	415
※ 団体営 かんがい排水	S27~H9 155	155	0	0	0	0	0	0	155
計	570	561	3	4	1	1	0	0	570

※H10より団体営基盤整備促進事業に編入され、さらにH19より農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の事業メニューとして編入された。

課題

今後、県営かんがい排水事業等で整備した農業水利施設の多くは老朽化が進み更新時期を迎えることが予想される。これらの施設は、上記の施策で支援している地域による農業水利施設の維持・保全の取組みだけでは十分な対応ができない。そのため、これらの施設を効率的かつ経済的に維持更新していくような取組みが必要となる。

対処方針

- 1 農業用水を安定的に確保するため、水利施設の整備を図るとともに、水田汎用化のための排水施設の整備を積極的に図る。
- 2 適切な機能診断に基づく機能保全計画を策定し、機能保全対策工事の実施等により、施設の長寿命化を図る。

関連事業・財政援助措置等

事業名

- 県営かんがい排水事業 県 営
- 基幹水利施設ストックマネジメント事業 県 営
- 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 その他

- 【大項目】 IV 土地の有効利用の促進
- 【小項目】 2 農山漁村部の整備に関する施策
- 【具体的な施策】 ⑤ 農道整備事業の推進
- 【所管課】 農村森林整備課
(農村整備係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 農地・水・環境保全向上対策や中山間地域等直接支払制度を活用し、農地や農業用水路などの農業生産基盤の維持・保全や農業の持つ多面的機能の健全な発揮に向けた取組を支援する。

現況

トラクター及びコンバイン等の農業用機械の効率的活用を図り生産性の向上に資するため、地域の実情に応じて基幹農道、支線農道及び耕作道を総合的に整備する。

また、農作物の荷痛み防止、砂塵による作物の生育障害防止や快適な営農活動を行うため、農道舗装を推進する。

農道整備の状況

(km)

区分	採択事業量	H18まで	19	20	21	22	23	計
県営 農道整備	S45～ 538	521	9	1	3	1	—	535
※団体営 農道整備	S27～H9 466	466	—	—	—	—	—	466
計	1,004	987	9	1	3	1	—	1,001

(資料) 農村森林整備課調べ。

※H19より農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の事業メニューとして編入された。

課題

農道は、農業の機械化及び農産物流通の合理化に直接的に寄与するものであり、今後積極的に整備を進める必要がある。

対処方針

農道舗装を中心とした県営及び農山漁村活性化プロジェクト支援交付金等の各種農道整備事業を積極的に推進する。

関連事業・財政援助措置等

事業名

広域営農団地農道整備事業

一般農道整備事業

基幹(農林漁業用揮発油税財源身替)農道整備事業

県 営

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

団体営

- 【大項目】 IV 土地の有効利用の促進
- 【小項目】 2 農山漁村部の整備に関する施策
- 【具体的な施策】 ⑥ 農作業の集約化・法人化の促進
- 【所管課】 水田農業振興課
(農村集落係)

国土利用計画に掲げる施策

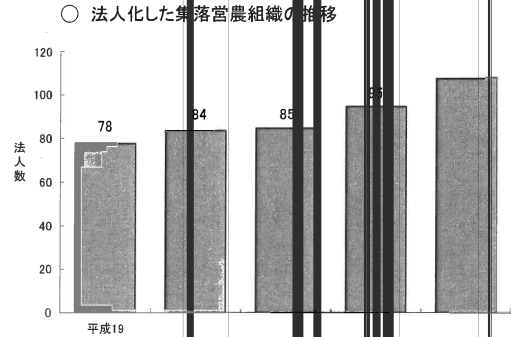
○ 土地の有効利用を促進するために、農山村部における農作業の集約化、法人化を促進する。

現況

平成17年に588組織あった集落営農組織は、平成19年より始まった水田経営所得安定対策への加入を契機に再編が進み、対策開始時には463組織(うち法人は78法人)となった。

平成23年度末現在、集落営農組織から法人化したものは108法人となっている。

平成24年3月策定の福岡県農業・農村振興基本計画では、持続性のある担い手となる個別大規模農家及び法人化された集落営農組織に農地を集約化することとしており、この担い手が水田面積の60%を担う生産構造を目指している。



課題

集落営農組織は水田経営所得安定対策に加入し法人化に向け取り組んできたが不十分なまま設立された組織があることや、22年度から農業者戸別所得補償政策の対象が全ての販売農家とされたことから、組織の法人化への意欲が低下している。

また、農地管理を目的とする組織もあり、営農組織として存続するためには急務である。

対処方針

県では、これら経営基盤の弱い集落営農組織を持続性のある担い手に発展させるため、構成や機械装備の状況、オペレーター確保状況など組織体制や経理の運営状況に基づき普及指導センターや市町村、JAなどが連携して指導を行ってきた。

また、法人化した集落営農組織や、経営基盤が確立した集落営農組織に対し、JAなどで構成されている地域担い手・産地育成総合支援協議会の活動を通じた法人化に向けた取組を支援してきたところである。

23年度からは、水田農業経営力強化事業を実施し、持続性のある担い手である個別大規模農家や法人化した集落営農組織が中心となる生産構造の実現のため、個別経営体や組織経営体の経営の構造改善を進めている。

農業委員会
等と

関連事業・財政援助措置等

事業等の名称	事業等の内容	事業主体	事業等の実施
水田農業経営力強化事業 (23年度新規事業)	低コスト化や園芸品目の導入による経営の複合化などにより経営体の経営基盤の強化のための必要経費を交付。また、農地の借入により経営規模拡大した場合、拡大面積に応じて加算金を交付。	個別経営体 組織経営体 県	・経営体 ・経営体

- 【大項目】 IV 土地の有効利用
- 【小項目】 2 農山漁村部の
- 【具体的な施策】 ⑦ 耕作放棄地の
- 【所管課】 農山漁村振興課
(中山間地域振

国土利用計画に掲げる施策

○ 耕作放棄地については、農作業の集や観光農園などへの有効利用も促進するなど、条件不利地域の各種振興策など荒廃森林の発生を防止する。

現況

耕作放棄地とは、「農林業センサスに耕作する意思がない土地」と定義されている。不足及び傾斜地など生産条件が悪いこと。本県の耕作放棄地は、平成22年現在福岡都市圏など人口が急激に増加して

(参考) 耕作放棄地率の推移 (農林業センサス 経営耕地①)

	耕作放棄地率
1985 (S60)	97.36
1990 (H2)	90.62
1995 (H7)	82.83
2000 (H12)	77.63
2005 (H17)	72.34
2010 (H22)	60.34
増△減 (5年間)	△11.99

課題

都市周辺の耕作放棄地の増加は、後継られない。
また、中山間地域の耕作放棄地の増加が見つかからないことが考えられる。
そのため、耕作放棄地という低・未利用と国土保全、環境の保全、景観の保持

対処方針

耕作放棄地解消に向け、農地の引き受け

関連事業・財政援助措置等

耕作放棄地再生利用緊急対策交付金 (H

- 【大】
- 【小】
- 【具】
- 【所】

項

Ⅳ

中山間地域の

国土

○ 未
や
など、条件不
荒廃

る。

現況

本
法（
過疎
ている
高齢者
の他、
この

町1村

課題

過疎
位な
域の
え困
その

の課題となっている。

対処

- 1 端特
- 2 市
- 3 結整
- 4 大品
- 5 す体

ター

関連

- 1
- 2
- 3 地
- 4
- 5 税

- 【大項目】 IV 土地の有効利
- 【小項目】 2 農山漁村部の
- 【具体的な施策】 ⑨ 農村集落環境
- 【所管課】 農村森林整備課
(農村整備係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 農地・水・環境保全向上対策や中山間地域の維持・保全や農業の持つ多面的機能

基

現況

近年の多様化、高度化する食糧需要に対応する生産環境の基盤となる諸施設を整備改善し

生

る。

農村集落環境整備事業における土地改良

(ha)

区分	採択面積	H18まで	
県営			
土地改良	1,801	1,651	765
団体営			
土地改良	1,277	1,254	277
計	3,078	2,905	1,042

1,042

課題

国、県の財政事情及び農業をとりまく生産環境基盤の改善を今後とも積極的に進

生

対処方針

農業をとりまく厳しい情勢の中、より一層の生産環境の整備(国、県、市町村)についても推進を図る。

業
む

備

関連事業・財政援助措置等

事業名

中山間地域農村活性化総合整備

県営農村総合整備事業

県営

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

農業集落排水事業

団体営

- 【大項目】 IV 土地の有効利用の促進
- 【小項目】 2 農山漁村部の整備に関する施策
- 【具体的な施策】 ⑩ 農地・水・環境保全向上事業
- 【所管課】 水田農業振興課
(農村集落係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 農地・水・環境保全向上対策や中山間地域等直接支払基盤の維持・保全や農業の持つ多面的機能の健全な発

現況

水田農業では用水路の維持管理が不可欠であり、これまで高齢化や混住化により、その機能を発揮することが困難に
一方、高齢化の進行を踏まえ、水田農業を持続させるた
を進めるなど、農業構造の改善が必要であるが、少数の担
り、引き続き集落機能として維持していくことが必要とな
このため、適切な保全活動を行う一定の地域において、
した活動組織を設置し、草刈りや溝さらえ等を行う共同活
また、農地周辺の老朽化が進んでいる水路や農道等の補
とする向上活動に対しても支援している。

る。

○取組状況

年度	①農振農用地 (ha)	②交付対象
19	76,290	27,4
20	75,594	29,4
21	75,370	29,4
22	75,056	29,4
23	74,770	30,0

課題

当事業は、2期対策としてH24～28までの5年間継続され
おいては、地域のリーダーの確保や共同活動に参加する人
る。農業者だけでなく地域住民や都市住民を含めた多様な
管理を行うため、活動体制の維持・強化が課題である。

対処方針

今後も農地・農業用水等の保全管理や農村環境の保全を
おける取組体制を維持するため、国へ当事業の継続要望を

取組
てい。

と

関連事業・財政援助措置等

農地・水保全管理支払事業（県、市町村の負担について

な

- 【大項目】 IV 土地の有効利用
- 【小項目】 2 農山漁村部
- 【具体的な施策】 ⑪ 中山間地域
- 【所管課】 農山漁村振興課
(中山間地域振)

国土利用計画に掲げる施策

○ 農地・水・環境保全向上対策や中基盤の維持・保全や農業の持つ多面的

現況

中山間地域は流域の上流部に位置す止、土壌浸食や土砂崩壊防止などの多な暮らしを守っている。中山間地域等その多面的機能を確保する観点から、るため、農業者等に対し交付金を交付
第1期対策（平成12年度～16年度）
ナー制度等による景観維持、③農業生
第2期対策（平成17年度～21年度）で
くことができる体制整備に向けた積極
進を行った。第3期対策（平成22年度
直しを行っている。

本県での取組は、平成23年度現在3
いて、10,571名の農業者等が参加して
動の継続・自立に向けた取組が行われ

[中山間地域等直接支払事業の取組の

項目	第一期対策		
	12年度	13年度	14年度
協定数	776	873	882
協定参加者数(人)	11,572	13,450	13,910
協定面積(ha)	5,524	6,689	6,867
交付金額(百万円)	796	946	970

課題

中山間地域等において、農業生産の
続と推進。

今後

対処方針

市町村を通じた説明会の実施、県ホ
じて、農業生産活動の継続に向けた積

関連事業・財政援助措置等

中山間地域等直接支払事業（県、市町

る

【大項目】 IV 土
 【小項目】 2 農
 【具体的な施策】 ⑫ 林
 【所管課】 農村系
 (林道)

国土利用計画に掲げる

○ 自然環境の保全に配慮し

現況

本県の森林は、人工林資源
 林業生産性が低いため、必要
 の過疎化も進行している。

林道は、森林の適正な整備
 、自然環境の保全に配慮しつ

山村地域

林道事業計画及び実績（平

（現在）

区分	民有 総面積
流域名	
総数	194,
筑後・矢部川流域	61,
福岡流域	40,
遠賀川流域	92,

(注) 1 既開設林道延長は、平
 及び認定による林道の増
 2 林道現況延長（認定）
 3 民有林総面積は、平成
 4 既開設林道は、繰越分
 (資料) 福岡県林業統計要覧

課題

- 1 効率的な路網整備によ
- 2 林道・作業道整備の加
- 3 既設林道等の機能向上

対処方針

- 1 森林施業の集約化に資
- 2 新工法の採用や林道規
- 3 改良、舗装事業を推進

を。

関連事業・財政援助措置

- ① 森林環境保全整備事業
- ② 道整備交付金（内閣府）
- ③ 地域自主戦略交付金（
- ④ 農山漁村地域整備交付
- ⑤ ふるさと林道緊急整備

る。

- 【大項目】 IV 土地の有効利用の促進
 【小項目】 2 農山漁村部の整備に関する施策
 【具体的な施策】 ⑬ 漁村集落環境整備事業の推進
 【所管課】 水産振興課
 (漁港整備係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 漁村の生活環境や労働環境の改善を図るため、漁港や共同利用施設などを整備するとともに、都市生活者や異業種との交流を行い、漁村の活性化を促進する。

現況

漁業集落環境整備事業年次別推移

漁港名	種別	市町村名	事業概要	要
相島	1	新宮町	排水終末処理場 (S55~57、H7)	
鐘崎	2	玄海町 (現 宗像市)	污水管布設 (S55~57) 雨水排水溝 (S56~57) 排水終末処理場 (S59、H8~10)	運動施設整備 (H7) 緑地 (H8)
弘	1	福岡市	道路 (S56~57) 污水管布設 (S57~59) 排水終末処理場 (S58~59)	
大島	2	大島村 (現 宗像市)	護岸用地 (S60) 污水管布設 (S61~62、H11) 中枢ポンプ場 (S62、H12)	排水終末処理場 (S62、H12) 防火水槽 (S62~63) 管理棟・管路工 (S63)
福吉	1	二丈町 (現 糸島市)	護岸ブロック (S63~H2) 用地造成 (H元~2) 消波工 (H3~4)	道路整備・用地整備 (H6)
姫島	1	志摩町 (現 糸島市)	排水池 (S63~H元)	排水施設 (S63~H2)
西浦	2	福岡市	排水施設 (H2~6) 道路 (H3~4) 処理施設 (H6)	
唐泊	2	福岡市	排水施設 (H5~8) 用地護岸 (H6) 污水管布設 (H9~10)	排水終末処理場 (H9~10) 道路護岸 (H10) 緑地・広場 (H10)
玄界	2	福岡市	用地護岸 (H6~9) 排水施設 (H8) 污水管布設 (H9~10) (H18~H19)	排水終末処理場 (H9~12)
藍島	2	北九州市	排水施設 (H7~11) 処理施設 (H11~12)	緑地広場 (H7~8)
脇田	1	北九州市	道路工 (H10~18) 公園施設 (H9~23)	親水施設 (H7~18)
地島	1	玄海町 (現 宗像市)	污水管布設 (H10~11) 排水終末処理場 (H12)	
波津	2	岡垣町	処理施設 (H11~12)	污水管布設 (H13~H17)

小 呂 島	4	福 岡 市	処理施設 (H12~15)
馬 島	1	北 九 州 市	飲雑用水施設 (H13~15) 汚水管布設 (H15)
脇 之 浦	1	北 九 州 市	道路 (H14~)

課題

著しく立ち後れている漁港集落の環境を改善し、生産と生活の両面にわたり、均衡ある漁村の整備を図る。

対処方針

漁業集落道、水産飲雑用水施設、排水施設、防災安全施設、環境改善施設のための用地等の整備を行う。

関連事業・財政援助措置等

- 1 事業名 第3次漁港漁場整備長期計画 [第3次] (H24~28年度)
- 2 事業主体 県及び市町村

- 【大項目】 IV 土地の有効利用の促進
- 【小項目】 2 農山漁村部の整備に関する施
- 【具体的な施策】 ⑭ 水産基盤整備事業の推進
- 【所管課】 水産振興課
(漁場整備係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 漁村の生活環境や労働環境の改善を図るため、漁業者や異業種との交流を行い、漁村の活性化を促進する。

どを整 る、

現況

沿岸漁場の整備：漁港漁場整備法（H13以前は沿岸漁場の整備を図り、もって水産業の安定的な発展と水産物の

にに基づき

対 象 事 業	合 計
	(箇所数) 事業費
第4次沿岸漁場 整備開発事業実績 (H6～13)	(214) 22,838,751
水産基盤整備事業実績 (H14～23)	(180) 26,115,543
魚 礁 設 置	(48) 2,779,698
増 殖 場 造 成	(29) 3,983,616
沿 岸 漁 場 保 全	(103) 19,352,229

11,

課題

- 1 水産資源の保護、増殖を目的とした漁業管理ソフト事業と
- 2 財政事情による事業進捗の遅れ。
- 3 ハード・ソフト両面での新規技術の開発。

対処方針

- 1 漁場整備の役割を明確にし、資源管理型漁業との連
- 2 資源の増殖や漁場環境の保全等の事業を優先的に推
- 3 研究機関（県・国）及び民間企業と連携し、新技術

関連事業・財政援助措置等

- 1 水産基盤整備事業（H13以前は沿岸漁場整備開
- 2 有明海及び八代海を再生するための特別措置に関

- 【大 項
- 【小 項
- 【具体的な
- 【所 管

IV

国土利用計

○ 産業用地
適地の指定

工業

る。また、工場

現況

本県の産業
受け皿造りのた

ら、

(表 1)

地域
福岡
筑後
筑豊
北九州
県

資料：平成

(表 2)

地域	地 域
福岡	地 域
筑後	
筑豊	
北九州	
県	

資料：平成

1,

1

1

41
40

1,

410

2, 030

課題

- 1 自動車産
受け皿づく
- 2 農村地域
- 3 企業の遊

対処方針

- 1 産業の適
- 2 「福岡県」
政策を推進する。

関連事業・

工場用地基

- 【大項目】 IV 土地の有効利用の促進
- 【小項目】 3 産業用地の整備に関する施策
- 【具体的な施策】 ② 工場適地等の指定及び農村地域工業等導入
- 【所管課】 企業立地課、都市計画課
(立地計画係) (計画係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 産業用地を確保するため、市町村などと連携し、工業団地の新規開場適地の指定や農村地域工業等導入地区の設定、工業地域の指定による

現況

工場適地の指定や農村地域工業等導入地区の設定等により、計画的な

- (1) 工場適地 (根拠法：工業立地法)
土地の状況、用排水、輸送施設等の実態を調査し、経済産業省が
れた適地。
- (2) 農村地域工業等導入地区 (根拠法：農村地域工業等導入促進法)
農業従事者の就労の安定と農業構造の改善を目的に策定された農
て定められた工業等導入地区。

工場適地の状況 (H23. 12) (ha)

地 域	工場適地	立地未決定
福岡地域	53.3	15.3
筑後地域	234.5	95.6
筑豊地域	164.9	87.8
北九州地域	992.1	301.6
計	1,444.8	500.3

(資料) 工場適地調査

過去10年 (H14~23) の累計企業立地状況 (ha)

	総 数	団地内立地
件 数	513	230 (44.8%)
面 積	695.1	401.6 (57.8%)

(資料) 工場立地動向調査

農村地域工業等導入地区 (H20. 3末) (ha)

地区数	地区面積	工場用地		
		導入済	分譲可能	
63	935.6	697.3	632.7	64.6

(資料) 農村地域工業等導入地区管理基本調査

用途集
市町名
福岡市
大野城
春日市
志免町
粕屋町
古賀市
新宮町
久山町
篠栗町
筑紫野
大宰府
那珂川
福津市
宗像市
糸島市
久留米
小郡市
大牟田
みやま
北九州
中間市
珂田町
須恵町
宇美町
筑前町
朝倉市
八女市
大川市
筑後市
柳川市
大刀洗
飯塚市
直方市
宮若市
田川市
鞍手町
桂川町
芦屋町
水巻町
速見町
行橋市
豊前市
古賀町

課題

工場適地の指定制度や農村地域工業等導入促進制度は、工場立地の言
これらの制度の趣旨を踏まえ、土地利用調整や関連基盤等の整備を進
るとともに、計画的かつ組織的に企業の導入を図っていく必要がある。

対処方針

「福岡県国土利用計画 (第4次)」等を前提としつつ、地域の特性を
これに沿った関連基盤等の整備を進めるとともに、地元市町村と連携を
場適地や農村地域工業等導入地区への企業導入を図っていく。

関連事業・財政援助措置等

- 1 譲渡所得に対する課税の特例 (800万円の特別控除) 等の優遇措置
- 2 各種助成措置
企業立地促進交付金
企業立地促進融資

- 【大項目】 IV 土地の有効利用の促進
- 【小項目】 3 産業用地の整備に関する施策
- 【具体的な施策】 ③ 工場立地法の適正な運用
- 【所管課】 企業立地課
(立地計画係)

国土利用計画に掲げる施策

- 工場の適正立地を図るため、工場立地法に基づき特定工場の届出に関する審査及び助言指導、現地調査を行う。

現況

一定規模以上の工場（特定工場）を新設又は変更しようとする場合、市所在の工場は市長に、町村所在の工場は知事に届け出なければならない。この際、施設面積、緑地、環境施設の面積は一定の規制を受ける。

工場立地が周辺地域の環境との調和を図りつつ適正に行われるため、特定工場の届出に関する審査及び助言指導、必要に応じた現地調査を行っている。

届出の状況 (件数)

	H19	H120	H21	H22	H23
新設届出	13	7	8	3	7
変更届出	47	25	14	16	28
勧告・変更命令	0	0	0	0	0

課題

- 1 工場立地法に関する専門書が少なく、かつ現在では入手困難であることから、届出者が法律に関する情報を得るのが難しい。
- 2 適正な工場立地を推進するため、市町村の企業誘致担当者が、工場立地法の基本的知識を有しておくことが望ましい。

対処方針

- 1 事前相談による対応のほか、法の内容・届出に関する注意点・様式記載例等を記載した「工場立地法届出の手引き」を作成し、県HPに掲載する。
- 2 市町村企業誘致担当者研修会を実施し、市町村担当者への工場立地法の制度周知を推進する。

関連事業・財政援助措置等

- 【大項目】 V 総合的な取り組み
- 【小項目】 1 土地関連法令の適切な運用
- 【具体的な施策】 ① 総合的な土地利用調整機能の強化推進
- 【所管課】 総合政策課
(土地対策係)

国土利用計画に掲げる施策

- 土地基本法、国土利用計画法及びこれらに関連する土地利用関係法令などの適切な運用と、これに基づく土地利用計画の充実や諸制度間の総合的な調整の強化により、計画的かつ適正な土地利用の確保を図る。

現況

計画的かつ適正な土地利用の確保を図るには、行政各部門における横断的な連絡調整を緊密に行う必要がある。そのため、昭和50年11月から、土地利用に係る施策等の調整及び調査研究等を所掌する福岡県土地利用調整会議を設置している。

同会議は関係部長等を委員とするものであり、その下に関係課長を幹事とする幹事会、さらに担当者で構成する研究班会議を置き、土地利用に関する関係課間の連携体制の強化を図っている。

[土地利用調整会議所掌事務]

- ① 大規模な住宅団地、工業団地、流通業務施設、レクリエーション施設等県土利用に大きな影響を及ぼす土地利用転換計画及び立地計画の調整に関する事。
- ② 県土利用に大きな影響を及ぼす土地利用計画の策定及び変更の調整に関する事。
- ③ 福岡県国土利用計画及び福岡県土地利用基本計画の管理運営に関する事。
- ④ ①～③に定めるもののほか県土利用に係る施策等の調整及び調査研究に関する事。

課題

土地利用調整会議における調整は、主として開発事業計画の公的諸計画との適合性や立地の適否等の視点から行うこととしているが、人口減少等に伴う土地需要の減退など、土地利用をめぐる前提が大きく変化している。そのため、横断的な連絡調整を行う案件が少なく、土地利用調整会議の積極的な活用ができていない。

対処方針

土地利用調整会議において調整を行う必要がある場合は、当該案件を所管する課が提案することとされており、各所管課の必要に応じて同会議を積極的に活用することを促すことにより、県土利用に係る各種施策に関する課題について調整を図る。

関連事業・財政援助措置等

- 【大項目】 V 総合的な取り組み
- 【小項目】 1 土地関連法令の適切な運用
- 【具体的な施策】 ② 地価動向の的確な把握
- 【所管課】 総合政策課
(土地対策係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 地価動向の的確な把握、土地取引の規制に関する措置及び注視区域や監視区域制度の適用など国土利用計画法等の適正な運用により、適正な地価の形成に努める。

現況

地価動向の的確な把握のため、国土利用計画法等に基づき以下の調査を実施し、調査結果等について県公報、HP等で周知している。

○地価調査

国土利用計画法施行令第9条の規定に基づき、知事が選定した基準地について、毎年7月1日を基準日として、その正常な価格を公告する制度であり、地価公示の標準地とともに、一般の土地取引価格に対する指標を与えることを目的としている。なお、この調査の対象地域は、地価公示の対象地域とは異なり、都市計画区域内に限らず、県内の全市町村を対象として行われており、平成24年度には、県内の922地点(林地12地点を含む)において調査を実施した。

○地価公示

地価公示法に基づいて国土交通省土地鑑定委員会が、都市計画区域内の標準地について、毎年1月1日を基準日として、その正常な価格を公示する制度であり、一般の土地取引価格に対する指標や公共事業の用に供する土地を取得する場合の補償金額の算定の指標に利用されることにより、適正な地価の形成に寄与することを目的としている。平成24年には、本県の913地点について調査が実施された。

なお、地価はバブル崩壊以後概ね下落基調で推移しており、平成7年以降は注視区域や監視区域等の指定は行っていない。

土地取引規制制度について

	右3区域以外の地域 (事後届出制)	注視区域 (事前届出制)	監視区域 (事前届出制)	規制区域 (許可制)
区域 指定 要件	なし (右3区域以外の地域)	<ul style="list-style-type: none"> ・地価の社会的経済的に相当な程度を超えた上昇又はそのおそれ ・適正かつ合理的な土地利用の確保に支障を生ずるおそれ 	<ul style="list-style-type: none"> ・地価の急激な上昇又はそのおそれ ・適正かつ合理的な土地利用の確保が困難となるおそれ 	<ul style="list-style-type: none"> ・投機的取引の相当範囲にわたる集中又はそのおそれ及び地価の急激な上昇又はそのおそれ(都市計画区域)等

課題

地価の適正な形成

対処方針

- 1 地価動向の的確な把握と地価形成(変動)要因の分析
- 2 地価公示及び地価調査制度の周知徹底

関連事業・財政援助措置等

- 【大 項
- 【小 項
- 【具体的な加
- 【所 管

の実

国土利用計

○ 市町村計
計画策定を

を進める。

現況

国土利用
つ、地域の
均衡ある発
る。全国計
市町村計

さ

- ① 国土の利用
 - ② 国土の利用
 - ③ ②に掲げ
- からなる。
県内60市

を策定している。

課題

市町村計
ものではない
しかし、
が下からの利
は高く、未
がある。

義務付けられた

て、

、市町村計画の
さ

対処方針

毎年度開催する国土利用計画法市町村事務担当者説明会の場を活用し、市町村計画の意義や活用計画法に
ついての浸透を図り、また、策定検討段階にある市町村に対しては、先行して策定した事例等について積
極的に情報提供することで、計画策定を促進する。

関連事業・財政援助措置等

【大項目】 V 総合的な取り組み
 【小項目】 2 土地利用計画等の整備・
 【具体的な施策】 ② 土地利用基本計画の管理
 【所管課】 総合政策課
 (土地対策係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 土地利用基本計画の適正な管理を行うことにより、画に対する先行性、上位性を確保し、総合調整機能無秩序な開発を防止するために、土地利用基本計画適切かつ合理的な土地利用を推進する。

現況

土地利用基本計画は、国土利用計画（全国計画）の方向付けをする地域区分と土地利用の調整の方針等を都道府県の区域を対象として、土地利用の総合調整機能の総合調整機能を果たすと同時に、開発行為し、土地利用計画体系の上位計画として位置付けられ、福岡県土地利用基本計画は、昭和50年9月の第1次土地利用計画の総合調整の結果、毎年度の変更を行い

し、即地的に国土利用の調整を行うことにより、各種の土地利用の基準としての機能を果たす。改定を経ず、その後も各種

課題

土地利用基本計画が、個別規制法に基づく諸計画の運用と土地利用基本計画の内容があらかじめ

生、さ ため

対処方針

土地利用基本計画は、個別規制法に基づく諸計画であり、計画の変更が個別規制法からの要請によるものである土地利用の方向性について検討を行い、総合調整における判断材料として、個別規制法による土地利用動向調査を毎年度実施することにより、設の整備・開発等の土地利用の現況と動向を総合的に検討し、このように土地利用基本計画の適正な管理を通じ、法や個別事業が、これを考慮して実施されるよう。の土地取引については国土利用計画法による土地取引制

引用 土地利用

関連事業・財政援助措置等

- 【大】
- 【小】
- 【具】
- 【所】

国土
○ 土
産
行
ど
用
地
と

現況
遊
は届
て、
自発
地取
積極

昭和

区
市
その
そ

(注) 現況は昭和31年12月3日現在
「団地の土地」及び「未利用地」

昭和

区
市
その
そ

(注)

課題
条件

る

土地利用

る

対処
国土

く

をり

る。

関連

目
利
用
地

- 【大項目】 V 総合的な取り組み
- 【小項目】 3 土地利用転換の適正化
- 【具体的な施策】 ② 農地法による転用許可
- 【所管課】 水田農業振興課
(農地係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 農用地の利用転換を行う場合には、食料生産の環境などに及ぼす影響に留意し、非農業的土地利優良農用地が確保されるよう十分考慮する。

現況

平成16年以降、農地の転用面積は、ほぼ横

〔農地転用の状況〕

		16	17
法4・5条許可	田	196.3	208.
	畑	73.5	77.
	計	269.8	285.
法4・5条届出	田	68.1	70.
	畑	29.9	25.
	計	97.9	95.
法4・5条以外	田	80.9	87.
	畑	31.3	38.
	計	112.2	126.
合計		479.9	507.

(資料) 土地管理情報収集分析調

課題

- 1 ほ場整備事業など農業上の公共投資が行われ強い。
- 2 産業廃棄物等をめぐる紛争や違反転用が見ら
- 3 農地改良の名目で、建設残土を処分するため

対処方針

- 1 他に適当な土地がないか等を十分に検討し、
- 2 転用許可に際しては、より一層の慎重な審査調整を緊密に行い、紛争及び違反転用の予防に速かつ継続的な指導を行う。
- 3 農地改良を目的とした一時転用にあたっては、おりに事業が実施されるよう農業委員会と協力

関連事業・財政援助措置等

目

る。

る。

青を行うられる。

委員会との連絡

- 【大項目】 V 総合的な取り組み
- 【小項目】 3 土地利用転換の適正化
- 【具体的な施策】 ③ 森林法による開発許可制度の適
- 【所管課】 農山漁村振興課
(森林保全係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 森林の利用転換を行う場合には、国土の保全、自然環を十分考慮して、周辺の土地利用との調整を図る。また配慮しつつ、周辺の土地利用との調整を図る。

現況

森林の有する公益的機能に配慮し、森林の適正な利用で森林法に基づく林地開発許可制度で対処している。

1 林地開発許可等の状況 (単位 ha)

区分年度	総数	内訳	
		開発許可	連絡調
H18	204	92	112
19	72	41	31
20	106	52	54
21	44	34	10
22	160	149	11
23	51	32	19

2 転用目的別林地開発の状況

区分年度	総数	内		
		工場・事業場	住宅	ゴルフ場
H18	204	34	11	0
19	72	3	19	0
20	106	5	11	0
21	54	2	3	0
22	160	12	0	0
23	51	4	6	0

課題

1 ha以下の許可対象外の林地開発行為に対しても拡大林地開発に伴う残置森林等については、適正な管理が継

対処方針

- 1 1ha以下の開発についても、森林法に基づく伐採届出が土地利用が図られるよう指導を強化していく。
- 2 残置森林等は、適正な維持管理のため、原則として「残置森林等の管理に関する誓約書」を

関連事業・財政援助措置等

- 【大項目】 V 総合的な取り組み
 【小項目】 3 土地利用転換の適正化
 【具体的な施策】 ④ 福岡県環境保全に関する条例による開発届・許可制度の適正な運用
 【所管課】 自然環境課
 (環境影響審査係)

国土利用計画に掲げる施策

○ 大規模な土地利用の転換については、その影響が広範であるため、周辺地域をも含めて事前に十分な調査を行い、県土の保全と安全性の確保、環境の保全などに配慮しつつ、適正な土地利用の確保を図る。また、地域住民の意向など地域の実情を踏まえた適切な対応を図るとともに、市町村の基本構想などの地域づくりの総合的な計画、公共用施設の整備や公共サービスの供給計画などとの整合を図る。

現況

福岡県環境保全に関する条例に基づき、自然環境の保全の観点から宅地の造成等の開発事業のうち開発規模が3ha以上のものについては届出制とし、また、生活環境の保全に著しい支障を生じないように、ゴルフ場造成(3ha以上)及び住宅団地造成(5ha以上)等の開発については許可制としている。

届出・許可等状況

		年度								
区分		19	20	21	22	23	福岡	筑後	筑豊	北九州
届出・通知	宅地の造成	13	12	2	2	3	2	1	0	0
	土石の採取	2	6	2	5	5	2	0	2	1
	水面の埋立	0	0	0	0	0	0	0	0	0
許可・協議	ゴルフ場(3ha以上)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	住宅団地(5ha以上)	4	4(1)	3(1)	2(1)	2(1)	1	0	1(1)	0
	工場の設置	2	3	1	2	1	0	1	0	0
	水面の埋立	0	0	0	0	0	0	0	0	0

()内は変更で内数

課題

大規模な開発の実施にあつては、自然環境の保全、災害の防止、水資源の確保等、環境への影響を最小限にとどめ、また、地域の総合的な計画等との整合の取れた事業となるよう、事業者へ求めていく必要がある。

対処方針

届出・許可等の対象となる事業については、「開発事業に対する環境保全対策要綱」に基づき、事業者は簡易な環境影響評価を実施することとしている。

各種開発に関わる部局及び市町村との連携を強化し、環境への負荷を低減するよう、的確な指導、審査を行う。

なお、同要綱により、原則としてゴルフ場の新規開発の抑制を求めている。

関連事業・財政援助措置等

【大項目】 V 総合計画
 【小項目】 4 県土利用計画
 【具体的な施策】 ① 土地政策
 【所管課】 総合政策課
 (土地政策課)

国土利用計画に掲げる施策

○ 県土の科学的かつ総合的な調査など県土に関する基礎的な調査を実施し、整備した土地情報を整備し、広く

調査を実施するため
 行うとともに

調査

現況

県土について科学的かつ総合的であり、取りまとめた調査に向けた情報提供を行っている

て

県民

土地に関する調査の概要

- 土地取引規制基礎調査
- 土地利用動向調査
- 土地基本調査
- 地価公示・地価調査

調査実施状況

課題

土地に関する施策を的確に実施するため、科学的な調査データの収集・整備した上で、科学的な調査を実施し、また、県民に対しても、調査の利便性を高める必要がある。

調査

対処方針

引き続き土地に関する調査を実施し、ホームページ上に集約した「土地政策」ページにつなげる。

関連事業・財政援助措置等

- 【大項目】 V 総合的な取組
- 【小項目】 4 県土に関する取組
- 【具体的な施策】 ② 国土調査の推進
- 【所管課】 農山漁村振興課
(中山間地域振興)

国土利用計画に掲げる施策

○ 県土の科学的かつ総合的な把握を一
 など県土に関する基礎的な調査を推進
 した土地情報を整備し、広く県民向け

現況

本県の総面積は4,979 k㎡であるが、
 である。平成23年度までに実施した面
 また、市町村別にみると調査完了35、

- ・完了市町村（35市町村）
 八女市・筑後市・豊前市・中間市・
 うきは市・朝倉市・嘉麻市・那珂川
 水巻町・岡垣町・遠賀町・鞍手町・
 吉富町・上毛町・築上町
- ・実施市町村（14市町村）
 北九州市・福岡市・田川市・柳川市
 大任町・赤村・みやこ町
- ・休止市町村（10市町）
 大牟田市・久留米市・直方市・飯塚市・
 大川市・大野城町・大野町・
 大野原町・大野原町
- ・未着手市町村（1町）
 新宮町

川町	田町	志免町	香春	みやま	香春	米田町	川崎町	湯
----	----	-----	----	-----	----	-----	-----	---

課題

- 都市部における調査が権利関係の錯
 ・財政的、人的問題により、未着手・

対処方針

- ・一筆地調査の外注化の制度を活用す
 基本調査」により設置した基準点を活
 休止市町村の調査着手・再開を促す。

関連事業・財政援助措置等

- 都市再生地籍調査事業
- 特別交付税措置（県・市町村の負担金

県土利用に関する施策の現状と課題

平成24年12月発行

発行 福岡県企画・地域振興部総合政策課土地対策係
〒812-8577
福岡市博多区東公園7番7号
電話 (092) 643-3213

福岡県行政資料	
分類記号 BC	所属コード 4200106
登録年度 24	登録番号